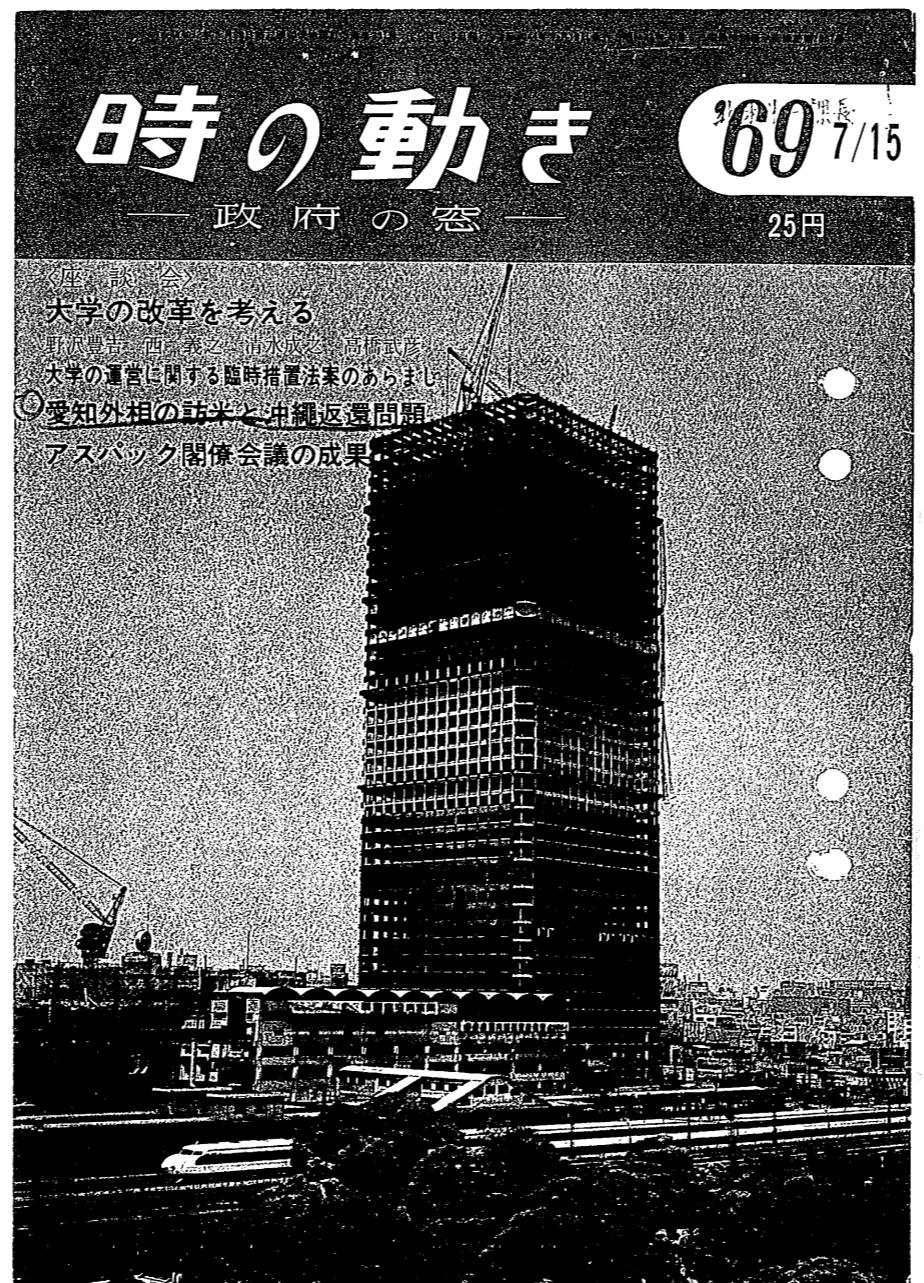


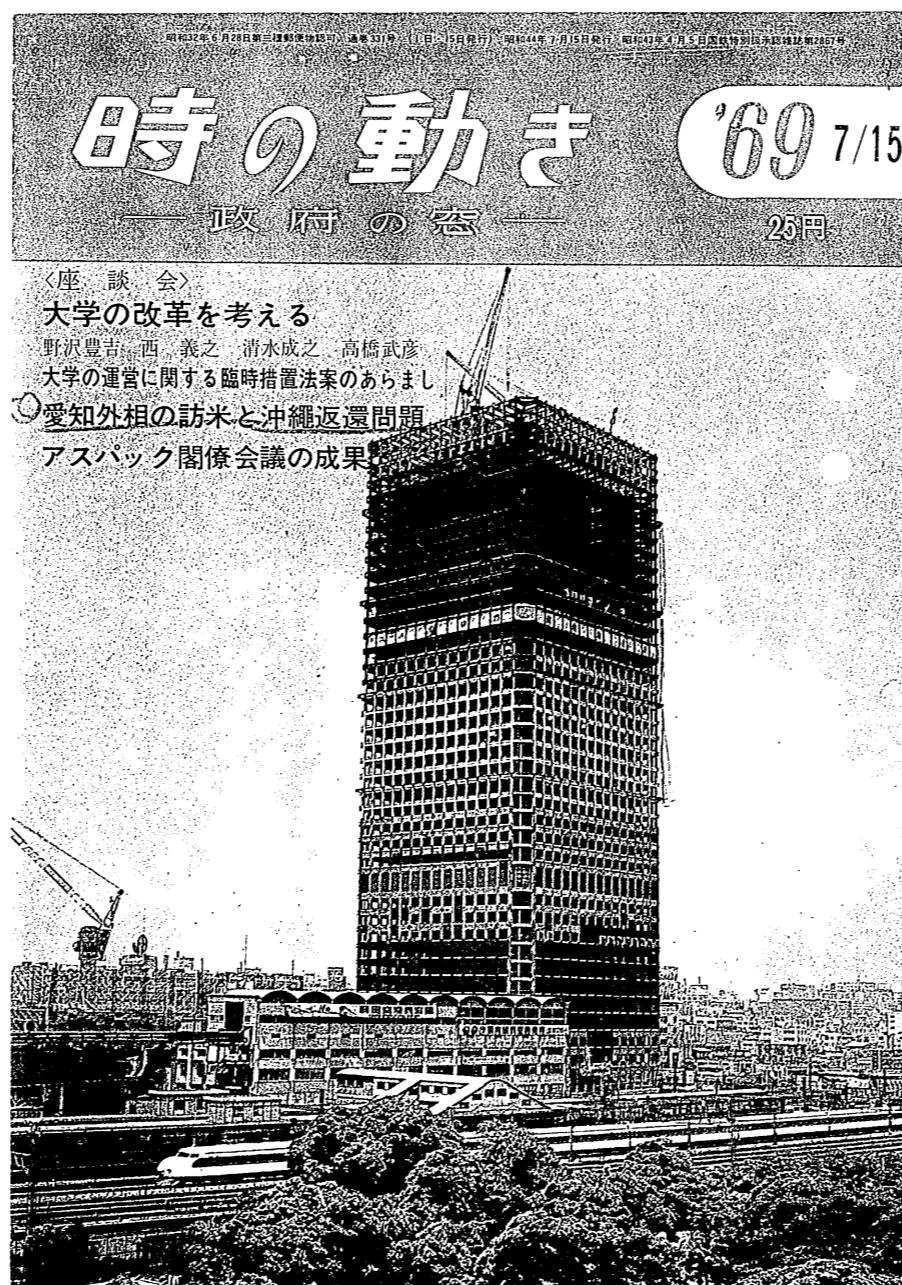
琉球大学学術リポジトリ

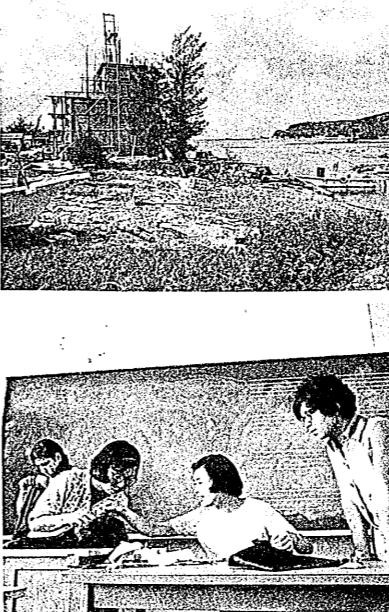
米国管理下の南西諸島状況雑件 啓発・広報(Ⅲ)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 佐藤総理訪米, 啓発、広報活動 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43484

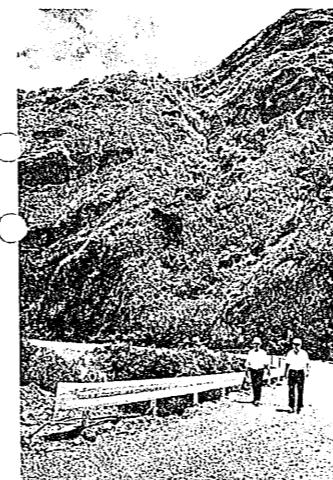
12
9
mp
X
Z
mp
44/1~
44/12







返還から1年 小笠原のすがた



〈上〉道路整備も進んでいる。車の数は少ないがガードレールはできている。



〈右下〉この春生まれた高校の数少ない生徒、だがその授業は真剣そのもの。

建物の超高層化による空地と空間の確保という、欧米ではすでにクラシックな手法とさえなっている都市環境改善の手法が、建築基準法の改正によっておそれながら日本でも実現できるようになつたことは喜ばしい。

バイオニアとなつた畠が関三井ビルに続き、国電浜松町駅脇で工事中の「世界貿易センター」ビルが鉄骨工事をほとんど完了した。年末に竣工の時には、四階・地上百五十二メートルという東洋一の高さを誇ることになる。さらに将来の国際貿易の発展にこなえる貿易センターの機能と、地域再開発に参加する公共的機能が有機的に結合した、高度な機構を持つたビルともなる。

現在この設計と工事施工に当たつて、高いレベルの頭脳と技術と材料が動員され、さらに耐震設計、耐風設計、外装の強度、エレベーター計画、空気調和設計、工程計画などのすべての段階にわたってコンピューターが駆使されている。

（株）建設設計工務 田中 正美

カノラ 折原正一

四、公立大学または私立大学についての措置

二、その学部等の学生について、停止期間は、法令の規定による在学期間に算入されず、その学部等の学生に対しては、日本育英会の学資の貸与が行なわれない一方、授業料は免除される。

三、紛争公立大学については、公立大学が地方公团体によって設置され、その財政的基盤を住民に置くものであるから、国立大学の場合は全く準じた措置を考えられている。ただ、文部大臣による措置をその効果が伴うこととされている(第八条)。

さらに、この法律の施行前に大学紛争が発生して、施行日までに六ヶ月以上も継続している場合には、施行日から九ヶ月以上たたなくとも停止措置がとりうることとされている(附則第二項)。

四、国立学校設置法 文部大臣による(二)の改正等の措置 の停止措置がとら

れて三月以上たつ

ても、なお大学紛争の収拾が困難で、もは

や大学なり学部等の設置目的が達成できな

いと認められるようになると、遂に最終

段階として、文部大臣は、学長の意見をきくとともに、臨時大学問題審議会の議を経て、国立学校設置法を改正するための法案を準備する等、不幸な事態に立ち至らざるをえなくなる第九条。

を示している(第十二条)。

五、臨時大学問題審議会

文部省に、臨時大学問題審議会が置かれることになつて、これは、この法律案により文部大臣がとる一定の措置について、公正な世論を反映させる権限ある第三者の機関の意見をあらかじめじゅうぶん取り入れるためである。この審議会は、また学部等の間の紛争で大学紛争に重大な関係があるもののあらせんを行なう(第十三条第一項から第十四項)。なお、その委員は、十五人以内で、内閣の承認を得て文部大臣が任命する(同条第四項)。また、特別委員を置くことができる(同条第七項)。

六、五年以内の限時法

立であることにかんがみ、その自主性を尊

重するとともに、公共性を担保するため必

要な限度で、国立大学の場合の措置に準じ

た措置を講ずることができるようになって

いる。

この場合、設置者が停止措置を行なうに

は、あらかじめ文部大臣と協議すること

とし、文部大臣は、公立大学の場合と同様

に、臨時大学問題審議会の議を経なければ

ならないとされている(第十二条)。

を示している。

2、紛争私立大学については、それが私

立であることかんがみ、その自主性を尊

重するとともに、公共性を担保するため必

要な限度で、国立大学の場合の措置に準じ

た措置を講ずることができるようになつて

いる。

この場合、設置者が停止措置を行なうに

は、あらかじめ文部大臣と協議すること

とし、文部大臣は、公立大学の場合と同様

に、臨時大学問題審議会の議を経なければ

ならないとされている(第十二条)。

を示している。

23

アスパック閣僚会議の成果



6月9日の開会式で地域協力について演説する佐藤総理大臣

アジア・太平洋協議会（アスパック）の第四回閣僚会議は、去る六月九日から三日間、静岡県伊東市の川奈ホテルで開催された。明るい相模灘を見渡せるかす川奈ホテルで、アスパック参加十カ国の代表がアジアの平和と繁栄について意見を交わしている頃、九キロ離れた伊東市内で、いくつかの団体のアスパック反対集会が開かれており、駿河広場では反日共産金学連の学生が投石騒ぎを起していた。そして、連日の新聞はこそつて「アスパックの平和路線が定着」「軍事同盟の主張全くなし」「会議は大成功」と伝えた。

新しい地域の概念

地域協力の本質に触れた総理演説

アスパックは、東アジア（日本、韓国、中国）、東南アジア（フィリピン、タイ、ベトナム、ラオス、マレーシア）、大洋州（豪州、ニュージーランド）の十カ国をその構成国としている。昭和四十一年六月、ソウルにおける「アジア・

太平洋地域協力のための閣僚会議」で

結成されたこの機関は、その後三年間

の歩みを経て、これら十カ国の協力と

協調のきずなをますます強めてきた。

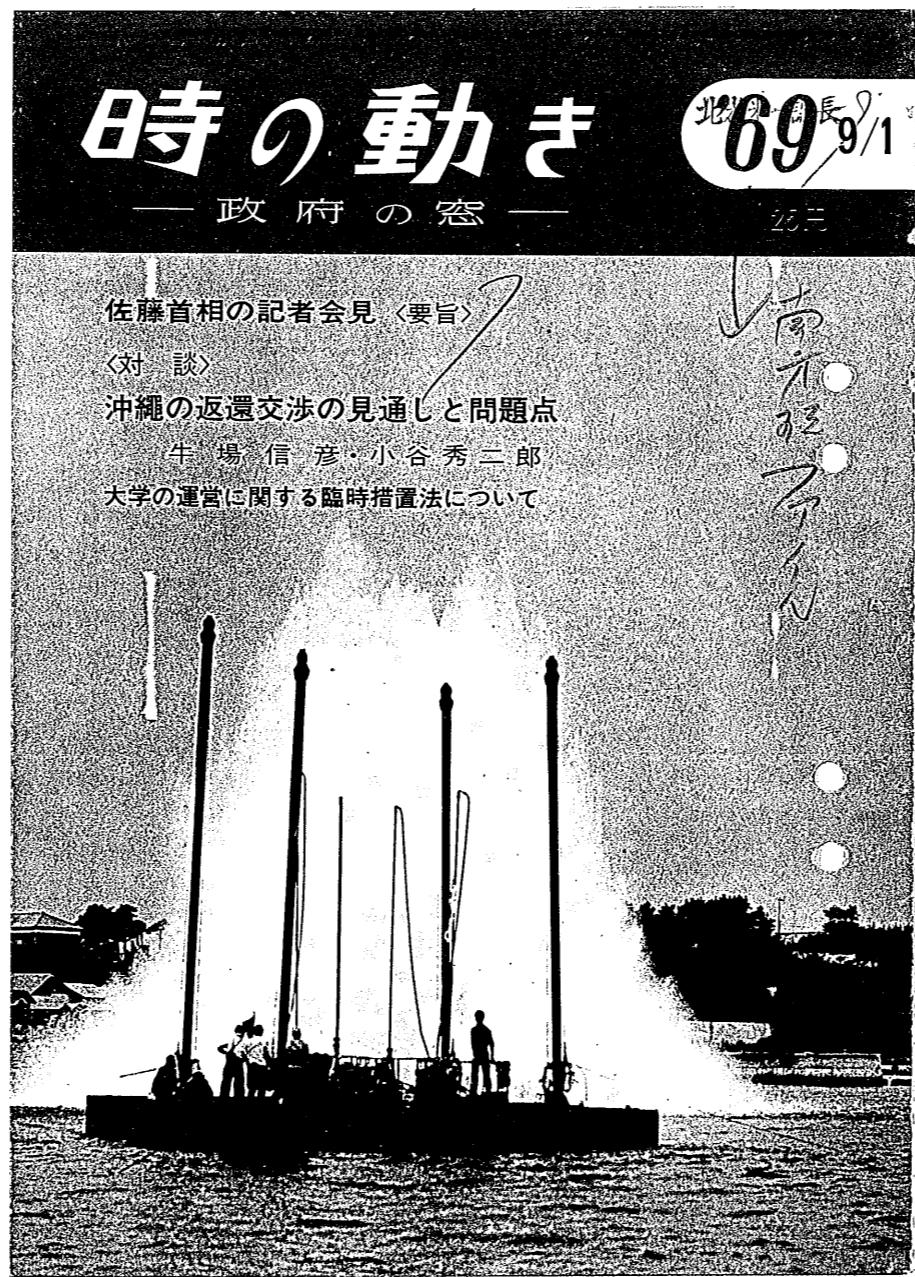
六月九日午後三時から行なわれた開

会式で、佐藤総理大臣は演説を行な

い、その中でアスパック諸国地域構

成に言及して、

「国際関係における過去十年間の変





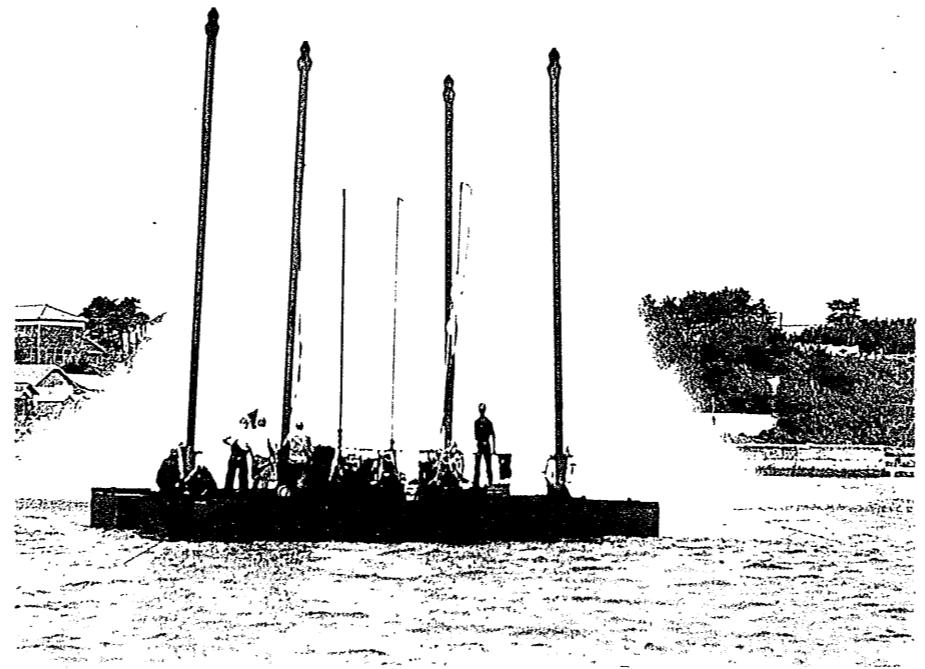
佐藤首相の記者会見 <要旨>

<対談>

沖縄の返還交渉の見通しと問題点

牛 場 信 彦・小 谷 秀 二 郎

大学の運営に関する臨時措置法について



佐藤首相の記者会見

(要旨)

大学の運営に関する臨時措置法の内容と中教審答申との対比	
大学の運営に関する臨時措置法	中 教 審 答 申
第1条（目的）	答申全体の趣旨、特に第5の2（大学の自治能力の回復とその自力による紛争の終結を助けることを主眼）
第2条（定義）	
第3条（学長等の責務）	第二1大学教員のあり方 2大学管理者の役割と責任 第三1大学の中権的な管理機関における指導性の確立 4(2)学内の希望や意見の反映 第四5いわゆる「学生参加」の意義と限界 第二2大学管理者の役割と責任 第二3政府の任務 第五2政府においてるべき措置(1)
第4条（大学紛争の報告）	
第5条（文部大臣の勧告）	
第6条（運営機関等の特例）	第三1大学の中権的な管理機関における指導性の確立（副学長） 4(2)学内の希望や意見の反映 5(3)学内監査機能の充実 第五1大学においてるべき措置（権限集中）
第7条（教育等の休止及び停止）	第五1大学においてるべき措置（事態即応の機能の強化） 2政府においてるべき措置(2)（設置者による一時休校、閉鎖ができるようにする）
第8条（教育等の停止に伴う効果）	第五2政府においてるべき措置（最終的な処理のための適切な措置）
第9条（国立学校設置法の改正等の措置）	第五2政府においてるべき措置（第三者的機関のあっせん）
第10条（学部等の間の紛争に係るあっせん）	第五当面する大学紛争の終結に関する大学と政府の責任の前者（入学、卒業が正規に行なえない場合的一般社会に対する影響）
第11条（紛争大学の入学者の選抜等の協議）	答申は、基本的に国、公、私立に共通
第12条（公立又は私立の大学についての準用）	第五2政府においてるべき措置（公正な世論反映の権威ある第三者的機関の設置）
第13条（臨時大学問題審議会）	
第14条（省令への委任）	
附 则	
第1項（施行期日）	
第2項から第4項まで（経過措置）	
第5項（廃止）	第一4この答申の課題（当面の対策であるとともに今後の根本的な改革の基礎づくり）
第6項（文部省設置法の一部改正）	

記者団（左）を前に所信を述べる佐藤総理（右）（8月6日、首相官邸）

佐藤首相は、八月六日午前九時から首相官邸で、内閣記者団と一緒に一時間半にわたって会見し、第六十一通常国会をあり返つての考え方と、衆議院解散要求をめぐる事態收拾策や、沖縄返還交渉、大学問題などを中心とした外交、内政問題について所信を語った。

第六十一通常国会をかえりみて

まことに金を頼みてということで、経理の見解を伺いたいと思います。そこで

実は、第六十一通常国会が昨日異常な状態で閉会となりました。そこで

首相きょうの新聞に目を通しましても、議会政治の危機というような社説が出ているが、どうも全貌をとらえていないのではないかという感じがします。政局を担当する自民党、政府の責任が重大であることは、私も承知しているし、何か問題が起これば、政局を担当する自民党並びに政府の責任が強く責められることはわかつております。しかし、議会運営は、与党あるいは政府だけが責任をとるものではないと思う。民主政治

3

そのものが、そういうものではないだろうか。ことにお互いが國家国民のことを考えて、主権者である国民にかわり、国民のために国民とともに政治をするという気持ちになつたら、与党だけの責任だといって責められるだろうか。もちろん私どもは政局を担当する者ですから、野党を批判する前にみずから反省をしなければならない。そ

の上で、この国会のあり方を考えてみたい。私自身の経験からいっても、二百二十二日といふような長期国会はない。これは、議会史上まれなことだと思う。二百二十二日間も費やして、幾つか法律ができただが、一体この間にどんな審議が行なわれただろうが。

野党の諸君は、国会の定期会は与党の責任において確保せよと、野党の責任はないかのようについているが、野党の諸君もやはり国会の運営について協力するのが、本來のたまえではないか。ぶちこわしが本來の目的ならば、審議ということは考えられない。

この三百二十二日の間は、静かに考えてみると、すいぶんむだな時間があった。予算編成中の休みを除いても、長い審議期間のためではないか。ふちこわしが本來の国会運営の重要な責任者だと思ふ。しかし同時に、野党の諸君の協力がなければ、国会の運営はできるものではない。政党的争いをする前に、なぜ主権者である国民、あるいは国家ということを考えないのか。国民のために、国民とともにどう考へ方からすれば、いたずらに批判し、反対をしていたのでは、すまされないと思う。

もちろん野党の責任は重大でしょうが、最大公約数をもつ与党の、この国会運営を巻き起こした責任は、非常に重大だと想う。特に最終盤で健康保険法案や大蔵法案をコリ押しともとられるよな感じで成立させた。それによつて、生活関係の法案が幾つも流れた。こういう異常な幕切れになったわけすけれども、もう一度その辺の政治的な責任について伺いたいと思います。

首相、今度の国会では与党が野党を數けで押したようにとられて、野党は会合はもつたけれども、なかなか審議に入

があつたはずだ。審議が必要なら、いつ開いてもいいわけだし、定例日以外は審議をしないということは間違っている。だれのために審議をするのかどうぞ、国民のた

めに審議をするんです。国民のためにならないような法案なら、国民のためにならぬたたかってもらいたい。しかし、ながら、最初から議事引き延ばしといふよう技術的な問題に走り、あるいは野党は、

与党の提案をたきこわすのが質務なんだという意味で、最初から成立をこぼむ。今日においても健保法案について健保絶対反対闘争本部を最初につくった。一体どういうことが、審議をする形ですか。

私はしばしば審議は必要だといい、野党の諸君もそういわれる。しかし、非常に皮肉ない方をするとき、会合はするけれども審議はしない。審議が始まつたかと思うと、私は十数時間も自分の質問の原典だといふ本を読んで、時間をつぶしていく。これはもう議事引き延ばし、遅延票以外の何ものでもない。

だから、形の上から見ると多數でゴリ押しだから、手続に大部分の時間が費やされている。しかも審議を始めたたら、今度は議決しない。人が十数時間も自分の質問の原典だといふ本を読んで、時間をつぶしていく。これはもう議事引き延ばし、遅延票の問題になった大学運営臨時措置法にしても、私はこの問題は一番重大だという

ことで、各党の党首を呼んで、私どもは虚に各党のご意見を開くからといって、協力を探めた。これは異例なことです。

一番問題になった大学運営臨時措置法にしても、私はこの問題は一番重大だという。しかし、議決が始まつたかと思うと、私は十数時間も自分の質問の原典だといふ本を読んで、時間をつぶしていく。これはもう議事引き延ばし、遅延票の問題があると思う。

大体、物理的抵抗はしないとか、強行採決はしないとか、これが二年前の申合せであったと思う。委員会において、そういう非常な片手落ちがあるならば、議長に委員会を差ししの権限を与えよという国会法改正の要求が出ている。対決の場ができるだけ避けようという意味で、こういうことまでいわれている。

いままで、国会法改正ができるいないことはまことに残念だけれども、これまた与党の責任で国会法が改正されないので、非難をされている。しかし私は、審議に入るという責任もあることを、もっと国会法で明確にしたいと思う。政府が国会に提出したら、一週間以内に審議に入らなければならぬといふような規定が要るだらうと思う。審議が終われば自然に採決

時(の動き(政府の急)一九月一日号)首次
○佐藤首相の記者会見(要旨)……3
○沖縄の返還交渉の見通しと問題点……15

■牛場 信彦 ■小谷秀二郎
○大學の運営に関する臨時措置法について
文部大臣談話)――
臨時措置法の施行にあたって……32
○大學の運営に関する臨時措置法について
■牛場 信彦 ■小谷秀二郎
○大學の運営に関する臨時措置法について
文部大臣談話)――
臨時措置法の施行にあたって……26
○大學の運営に関する臨時措置法について
文部大臣談話)――
臨時措置法の施行にあたって……15

に入るということは当然です。そこで物理的抵抗をしないで、話し合いで議事の進行を進めていく。これでこそ、はじめて正常な議論がなされるよう。

提案して審議が始まるまでに空費される時間は、たいへんなものです。大学立法でも、国会が延長されながら法案が立ったが、それでも七十二日間あった。ずいぶんむづかしい問題でも、七十二日間もあつたら、たいてい結論は出るもので。それが出ないといふところに、特別の意図があるんじゃないでしょうか。そういうことをよく国民に理解していただきたいと思う。

いまの広報機関——新聞社もテレビも、よく実情は知らしているが、どうも全体が納得いくような報道ではなく、部分的な報道のようと思う。なぜこういうことが起こつたか、どういうわけでこういうことになつたか、どうかこういう点も報道していたい。――

首相 確かに、少数党の意見は尊重しなければならない。また、寛容の精神も必要であるが、これはそのまま行なわれていると思います。修正成立された法案の数をどうらんになれば、おわかりだと思う。少数党の意見も十分尊重されている。

ところが、政党にはこれだけは譲れない、というものがあると思う。そこに、国民に対する、政黨の相違を主張し得るところがあるわけです。社会主義政黨とわれわれのような自由民主主義政黨に開きがあるよう、相違した主張があつて、はじめて政党の存在の意義がある。だから、ものについては妥協の余地のないものがある。その場合には、過去の経験から多数決をきめるのが民主主義のルールだとと思う。最初から、多數のもののがいつでもまかり通るんだ、少數党は踏みにじられるんだ、ということなら、それはけしからぬことです。けれども、話し合いで、修正であれだけの法律案が通つてることをやるんになれば、少數党の意見も十分尊重されていると言えると思う。

ただ、ものによつては緊急を要するものがあります。そのときに少數の意見を聞く

には、一体どうしたらいいか。たとえば大
学立法などは、現に紛争校はどうしたらいいか迷っている。これは、早急に政府が処
置しなければならぬ立場にあります。そし
て、片一方の意見を聞けば、具体的な対策
案は出してこない、批判だけしている。そ
して、あれは大学にまかしておけばいいじ
やないか、そのうち解決するよ、といいう
い方では、私どもは賛成するわけにはいか
ない。少数党の意見を尊重するというの
も、やはりケース・バイ・ケースで考えな
ければいけない。

——議会の場で、多数決原理と少数党の意見
を尊重するという調整役を果たすのは、議長な
り副議長であると思う。今度の場合、その板ば
さみといったかっこうで、衆議院では石井議
長、小平副議長がおやめになるし、重宗参議院
議長も辞表を出しになつてきているということで
す。今度の衆参両院の最後の場で、議長があ
らういう処理をされたことについて、懇意としてと
ういうお指導をなさったか、お聞かせ願いたい
と思います。

首相 私は、野党の諸君から解散、総辞職
職を要求されたときにも言つたが、もっと
三権分立をきちんとしたらどうですか。立
法府と行政府とのけじめが、どうもついて

ないのではないか、私ども行政府がほとんどの立法をして、審議を受けている。しかしながら、立法院自身には、みずから法案を提出する権限がある。その立法院が二百二十二日間も会期をもてば、私をはじめ各省大臣は国会にしばりつけで、ひどい方をすれば、きまらなければその間行政はストップする。こういうことでは困るので、行政、政府、立法院、司法府が三権分立でお互いに侵さないという立場になることが、ます必要です。

私は総裁であると同時に総理です。そこで、私は副総理に党務は見ていただいている。政府と与党だからといって、法案は全部同一であるということはない。今度の大立法院でも、途中で与党から修正案が出たことはご存じの通りです。だから、必ずしも一体というか、一糸乱れない統制下にはない。これは、民主主義のもとでは当然のことです。

だから、衆議院の議長、副議長、あるいは参議院議長がやめられるという話を聞きますが、どういう意味なのか。石井前衆議院議長に、「一体どういうわけでやめられるのか、聞きました。すると、自分たちがや

つたことは合法であり、適法であり、何ら責められるべきではないと思う。しかしながら、会期はまだ残っているし、重要法案もたくさんある。その場合に、私がこの席にいれば、あと円滑な運営ができないくなるのではないか。シヨーリが残っていては、国会の眞の使命を達成することができない、といふことだった。皆さん方、あのときには見をして、そのとおりの意見を述べられて、いることを、新聞で報道したじゃないですか。

私は、やはり議長の責任というものはそうだろうと思う。党籍は離脱していないけれども、国会の十分な職責を果たしたいといふ気持ちは、人一倍だろうと思う。自分がそこにすわっていることが問題であり、それが紛糾のもとになるんだ、という意味でやめられるという。私はやめられる必要はない、むしろ勧諭するほうが間違いないんだから、間違っている方のために自分がやめるというのはどうか、やめられないはうがいいと思うと述べた。私は總裁であり、議長は党籍をもつておられるが、私の思うとおりにならぬ。これはどうもしかたがないことです。

——野党が強く要求していた、当面の国会を開くための解散ということは、全然考へられませんか。

首相 考えられません。まずこれは野党から要求されただけで、どうもそういうものじやないと思います。重要な法案ことに国民生活非常に関係の深い法律案、たとえば、老人に対する年金問題、あるいは公害患者に対する給付の問題とか、こういうような社会保障上の法案を、ぜひ通したい。

——それに国連するけれども、流れた国民生活に關係する法案を處理するための臨時国会で、こうしたことも考へられると思う。その時期などにつきまとめてお聞かせください。

首相 できるだけ、こういう法律案は、この国会で成立させたかった。だから、国民のためを思えば、それだけでもやつたらどうかということを話したが、いまの状態では、けんか別れで話ができない。そのうちにお互いに冷静になって、国民のために政治をしようではないかという気持ちになれば、党利党略を離れて、話し合いで早くこういう法案を片づけようという日がくる。だろうと思う。また、その日がこなれば、いまのような状態でいくら臨時国会を開いてもだめですよ。基本的な了解ができる

7
6

れば、もう一百二十二日もやつたんだから、今度は短い時間でばたばたと片づけようといふことで、話がつくだろう。これが私どもの心から願うことです。

沖縄返還交渉を前にして

——さて、長國会が終わって、かねてから総理がおっしゃってあります。沖縄返還交渉が、いま日本を経るわざです。もう第一、第二、三回も、沖縄問題をめぐらして、おぞましく詰めの段階にきじょうじゆ思つて、今までの交渉の段階で、見通しなどについて、お話をください。

首相 私は、どちらかというと楽觀主義者で、何でもあまり心配しないほうです。その立場からものごとを見ていますが、沖縄問題もいままでのジョンソン前大統領と話したときから見ると、非常に空気が変わってきた。今度のニクソン大統領は、ルーマニアを訪問するとか、あるいは東南アジア諸国をかけめぐるとか、あの積極的な立場から考えて、ベトナムからの撤兵もどんどん進むんじゃないですか。だから、いままでの第一ラウンド、また今回の日米交渉等から見て、私どもの希望が達せられるんじやないかという、たゞへん明るい希望をもつことができるような情勢が出てきれば、問題はないんじゃないですか。

——昨年の佐藤・ジョンソン共同声明の中



■被災の跡も見られないほどに復活した那覇市。右側のビルは琉球政府

何かそこに疑問があるよういうから、私がアメリカに行くといふと、米国訪問阻止だとうござります。それで、なんといふ話で、それは祖国復帰の交渉もできない。こういふ点は、もっと正確な報道をしてください。問題はないんじゃないですか。

——昨年の佐藤・ジョンソン共同声明の中にある日本アジアの安全のために、沖縄が果

たしている軍事的役割を非常に高く評価するところが、アメリカに行くといふと、米国訪問阻止だとうござります。それで、なんといふ話で、それは祖国復帰の交渉もできない。こういふ点は、もっと正確な報道をしてください。問題はないんじゃないですか。

首相 どう心配したものじゃない。国際情勢の変化もあるし、科学技術の進歩もある。沖縄が果たしている役割は全部無くなるとはいわないけれども、よほど変わった形になる。それに対する代案があるのかないのか。それが……。そこでまた代案を考えよ。うではないかといふことが、いえるんじゃないですか。

——その代案というのは、おそらく安芸保謙に関する代案だらうと思ひますか。

首相 そんな必要はないんじやないですか。そんなことを考えな

たと思う。

ロジャーズ国務長官とも話をいたしました。もちろん、まだ皆さんに報告するような段階に

まできておりません。

しかし、

愛知外相が話をしてきた、その報告を裏書きするような状態で返還させるためには、双方にそれをの意見はあるが、合意に達することを心から期待すると

いうような話をしているし、これで済むと思います。

——いまおっしゃる希望とおり

いうのは、安保条約との関連取り組み一切を沖縄にも適用して、いわゆる核拡張本土並みとい

うことだと思います。その実現に自信を

おもおのようですが、何か確証でもあるんじやないか。

——いまのような事柄がなくなることじやないですか。一体になることじやないですか。

首相 確証はないです。確証はないから、期待をもつというわけです。沖縄が返還されて、日本の統治下に帰るということは、いまのような事柄がなくなることじやないですか。

——私は、首

相 確証はないです。確証はないから、同じようになるということ祖国復帰が起きることではないですか。これくらいはつきりしたことはないと思う。私はそういう意味で、あまり心配していない。祖国復帰ができれば、本土と変わるべき筋があるとは考えられない。核兵器がしばしば問題になるが、日本の領土内に核があつては、核武装国ではないとはいえないでしょう。



■ロジャーズ米国務長官と話した佐藤総理（7月31日、首相官邸）

——そうすると、最終的な結論をつけられることが必要じゃないですか。

——そのため訪米は、十一月後半ということになります。

——いで、真一文字に進んでみようじゃないですか。

——いまからどうするか、こうするかと

いつで、新聞にハッとするが、それで交渉

ができるものじやない。むしろ私が皆さん

方にお願いしたいのは、これでいつと

て、政府を撲打つてもらいたい。報道も大

事ですか、国民の願望というものを政府に

ぶつけることが必要じゃないですか。

——そういうスケジュールです。いま

交渉をいろいろやつておりますが、ニクソン大統領はたいへんお忙しい方だから、は

たしてこちらが希望するようなときができ

るかどうか……。できるだけ早く日程表の

打合せを決める必要があるので、事務的に

いろいろ折衝させている。あちらは十一月

二十日前がいいという話を耳にしている

が、こちらのほうは、できれば二十日以後

がいいじゃないかといふことで、いま折衝

をしており、話は煮詰まっています。

私は沖縄復帰ではなくしては戦争終結は考

らないという気持ちを、いまなお持つて

いますから、先の戦争に、ビリオドを打つ

——それが向こうで交渉な

つて、日本人お持ち帰りになつて、

国会にかけるもよくな交渉全文とか譲

事談に盛り込むような交渉をなさ

わけですか。

——そんな必要はないんじや

ないですか。そんなことを考えな

いわゆる

——その代案というのは、おそら

く安芸保謙に関する代案だらうと思

ひますか。

——それは向こうで交渉な

つて、日本人お持ち帰りになつて、

国会にかけるもよくな交渉全文とか譲

事談に盛り込むような交渉をなさ

わけですか。

——そんな必要はないんじや

ないですか。そんなことを考えな

いわゆる

——その代案というのは、おそら

く安芸保謙に関する代案だらうと思

ひますか。

——それは向こうで交渉な

つて、日本人お持ち帰りになつて、

国会にかけるもよくな交渉全文とか譲

事談に盛り込むような交渉をなさ

わけですか。

——それは向こうで交渉な

つて、日本人お持ち帰りになつて、

国会にかけるもよくな交渉全文とか譲

事談に盛り込むような交渉をなさ

という気持ちで出かけるんです。私は国民の皆さんから声援を受けるだろう。よもや訪米阻止が具体化するとは思わないが、そういう空氣は鎮静するようにしてもらいたい。

—やはり訪米阻止といつ間に、後醍醐が文部省の過程で、国民に明らかにしてないもので交渉なるんじやないかという疑惑があるのではないかと思いま。そのあたりの内容を国民に……

首相 帰ってきて、自分たちの期待に反していたら、政府をつぶしたっていいではないか。佐藤をやつければ必ずアメリカの走狗になつて帰ってくるんだ、ときめてかかるのはひどい。やられてみて、気いらないなかつたら、否定すればいい。そんな交渉のもとで祖国復帰は願わない、うんなら、何をかいわんや。主権者は国民ですよ。私は何でもできるわけではない。国民の意向を背景にして、そのうしろだてのうちに、私は前向きであったんですよ。折衝もやらさないで、訪米を阻止するというのはいかぬですよ。それ

平和のうちに交渉しようといえば、それはいかぬです。主権者は国民でありますよ。私は何でもできるわけではない。国民の意向を背景にして、そのうしろだてのうちに、私は前向きであったんですよ。折衝もやらさないで、訪米を阻止するというのはいかぬですよ。それ

いう招請をしております。シベリア開発についても、日本の援助を求めるといつてゐる。また外交筋では、愛知外務大臣の訪ソ、グロムイコ外相の来日も予定されています。しかし、両者の間で交渉はしながらも、この領土問題については、あまり進展していません。

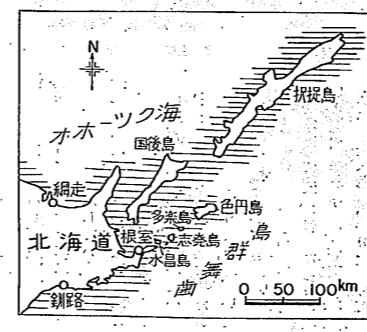
ソ連の大使からは、私に対する招待はいまだお続いているんですよ。そのときにもういふんですが、私が出かけたら、どうしても北方領土を解決したい。しかし、今までのような態度では、行つても意味がないように思う。だから、もう少し研究してください、といつてゐるんです。

日米安保条約と国民の総意

—日米安保条約は、来年六月に再検討期を迎える。愛知外務大臣がこの間訪米されたときに、一応自動継続ということをアメリカ側に伝えられたけれど、これは政府の公式見解ではないということになつております。今後この条約の扱いについて、どういうふうにおやりになるんでしょうか。

首相 私は、いままで、安保体制は日本の安全確保のために必要だから堅持するど

はいかぬ、おまえやめろという。一体どうしたらいいですか。ほかに話しかかたがありますか。これはずいぶん乱暴な話だと思います。



した。十一月に出かけて、いよいよ一九七二年までに沖縄問題が解決するという見通しがつけば、その次の段階はいよいよ北方領土です。

ところが、沖縄の場合とおよそ違うのが北方領土です。国後、択捉、歯舞、色丹は古米からの固有の領土であった。そしてそこにいた日本人はみんな追っ払われ、いうことをきかない者は、捕留された。こういう状況で、沖縄の場合とはおよそ違っています。そして、いままでもソ連に対し領土権を主張すると、その問題はもう解決しているといって、全然話にのつてくれない。そればかりではない。領海の主張がソ連と日本との間で違う。日本は三海里説、向こには七海里説をとっているから、安全操業すらできないというのが現状です。それで私も何度も繰り返してこの問題を折衝してきた。池田総理時代から、またその前の岸總理時代から、すいぶん手を焼いて苦労している。けれども、ソ連側は、その問題は解決済みというだけ今日まで終始してきました。

最近ソ連は、一体どういう気持ちなのかな、私にもたびたびソ連を訪問してくれと

いうことを、何度も国会を通じて申し上げてきた。けれども、堅持する形についてはどういふうにするか、まだきめておりません。愛知外相の考え方も、一つの行き方だらうと思っていますが、いよいよ最終的な決定をする段階に近づつあるんじやないか、かように思います。

党内にもいろいろな議論のあることは、ソ連の大使からは、私に対する招待はいまだお続いているんですよ。そのときにもういふんですが、私が出かけたら、どうでも北方領土を解決したい。しかし、今までのような態度では、行つても意味がないように思う。だから、もう少し研究してください、といつてゐるんです。

日米安保条約の承認のとおりだ。安保条約のような大事な条約は、期限を明示して、その永続性を天下に声明すべきだというのもあるし、いまの安保条約で何もかも尽きているから、これをいま改正する必要はない。また双方とも安保を廢棄しようという考え方もある。だから、信頼でいいんじゃないかというような話もある。それからもう一つは、少し欲張つて、日本にもっと都合のいいような安保条約はないのか、という考え方もある。有事のときだけ日本にきて、日本を守ってくれるような方法はないだろうか。あるいはだんだん解消する。このようにいろいろな意見がまだ国内にあります。そういうところをみきわめて、国民の総意でものごとをきめるのがいい。中には廢棄すべしというのがあるが、これは統計から見ると非常に少ないのでね。だから、存続させるという形において、どういう形がコモンセンサスになるか、国民の意見がどういうところで合致ができるか、そういうことを考えるべきじゃないかと思います。

—その点で何か国民の総意を問われるようなことをお考えになつていますか。

首相 これはいろいろ新聞社の世論調査



■左からニクソン米大統領と愛知外相、下田駐米大使

があるから、そういうものを参考にしますし、また世論調査が非常にきわどいところにきてる。それこそ思い切って解散をして、国民の民意を用ひよければならない」と、

うときがあるかもわからない。
大学立法の効果と新構想大学

一 大学立法は最後の成立の過程で、特に參議院では抜き打ち強行という形で成立しました。その大学運営臨時措置法は、大学の秩序を回復するためにつくられたものだと思うんですけれども、それがあいさう形で成立したこと、で、ゲバリスト学生や大学人に對して説得力をもつつかどうか……。

首相 日本は二院制度であり、二院制度である限りにおいては、兩院で審議が全くされなければならない。これはそのとおりだと思う。衆議院だけで審議を長くやつたから、それで十分だというわけではない。しかし、參議院でああいう处置がとられたのが、どこからも、あれは不法だ、不成立だ、無効だという議論は今までないです。皆さん方も、新聞の記事で、「一応みんな成るだといつておられる。いまのお尋ねのは、これはやはり合法であり、適法な处置だ。だけれども、不穏當じやないかといふよう

な、抗議を含めてのおたずねではないかと思う。
それと、ああいうことを予想したんであります。うね、特別な議事引き延ばしに対する致済のための規定があるんです。あれは記名投票が要求されていたら、ああいうことはできなかつたるうといわれる。ドイツの書法にも、そういう規定がある。議事引き延ばしのためのいろいろな行動を封じたためには、起立採決も合法だといふ規定がある。記名投票は必要ない。やはり、どこで野党としては成立させない、いうために、あらゆる妨害をする、金知をしづつて対抗するから、それに對して、こちら側もいろいろなくふうをするということとぞうね。

れる。いわゆる学園の自治、学問の自由といふ立場から、だれにも容喙を許さないといふ氣持ちは、たいへん窮ると思う。私ども、好んでくちばしを入れるつもりはない。また、國家的権力を行使する考えは毛頭ありません。その点では同じですね。

ただ、そうおっしゃるなら、大学本来のあり方を、どうして実現してくださらないか。大学というところは研究するところであり、勉強するところでしょう。そういうことをやらない学校というものの存在は、許されない。

だから、大学の学長さんは、何とかして正常化したいというなら、その具体的なものを、ひとつ示してもらいたい。あの法律がけからぬといいうなら、あんな法律の適用は受けない、という状態をつくってどんどんに入れます、国民の皆さん方にも安心して子弟をまかしてもらいます」という状態を、なぜつくってくださいないのか。

今度、文部省があの法律を公布すると、公布した十日あとに効力を発生する。すると、いろいろな問題が文部省と大学との間に起こってきます。そのための会議を開く、さらに学長会議を開く。いろいろの

話が出来るだらうと思う。それこそ民主主義のルールで、お互に話し合えはわかると思う。

そこで、私ども、大学問題についてこれだけはぜひとも思うのは、学問の自由のためには、学園の自治といつてゐるが、学問の自由をのりこえて行動に出ている状態は、すでに自治の範囲ではないということです。したがって、学問問題が教育問題である限りにおいては、いまの学問の自由、学園の自治を尊重するのにやぶさかではない。

しかしながら、これが政治問題になり、経済問題になると総合的な対策を立てない限り、これはうまくできない。たとえば、あんな施設で、あんな給与で勉強させろというのは無理ではないか。あるいは七〇年問題だ、佐藤の訪米を阻止する、こんな経済・政治問題は教育問題とはいえないし、文部大臣の手には負えないことです。

——そこで、教育問題といふことに入りまして、自民党の文教制度調査会で、新大学をつくるという構想をおもひのようですが、来年度予算に盛り込んで具體化すると聞いてあります。具体的にはどんな大学をおづくりになるのか、この大学の中に大学の自治があるかどうかにつ

首相 いま、子弟を大学に送ることは、父兄にとってたいへんな負担だと思う。両家もまたたいへんな負担をしている。平やすれば、学生一人について七十万円ぐらい、東京大学の場合は百二十万円くらいになっているでしょう。ところが、そういふ大學において紛争がある。私大の場合には、国家的な援助は資金融通も含めて、わずかで一人三万円ですよ。国立・私立の段階でちゃんと相違がある。私は、これらに大学の根本的な問題があると思う。

だから、この大学の実態にはんとうに西り組まなければならぬ。いまのようならしくみで大学が動いて、四五年かけばよくなりりますよ、というようなのんきなことをいつていて済む状態じゃないですよ。然争校七十校のうちの大半は国立大学でしょ。そういうことを考えると関心をもたざるを得ない。

そこで、いまの大学を直していくだけくとも必要だが、ひとつ手本になるような新しい構想のもとで、新しい大学をつくつらうどうか。いまから十年たてば、学生は倍増して、いま百四十万といっているもので

が三百万になるだらう。ところが、学生の九五%はいわゆる学問だけをするといふ。じやなく、社会人になる前提としての社会教育を受ける。あとのが後輩を育てるような先生になる、あるいは非常に高度な学術の研究をやるというわけです。だから、われわれが考えるべきものは、その九五%の学生大衆はどうして満足させねばいいかということです。

ところが、いま一番困るのは、産学協同とはけしからぬ、という。これは「一体どういうつもりなんですか。国家社会に奉仕する」という考え方ではないんですか。九五%の諸君は、いまの日本経済を支えている力ですよ。大部分の者はレベル・アップに役立っている。そういうときには、産学協同に参仕することは何ごとだといって、たいこをやめてみたって、はじまらないんじゃないが。だから、これらに「一つ考え方がある」と思ふ。産学協同が気にくわなければ、学業協同といってもいい。

もう一つは、これは少し哲學的な話が、皆さん方とわれわれとの時代で、国定と個人についての考え方には相違がある。最近は、個人の権利は主張するが、國家民権も

に奉仕するという考え方ではない。国家民族こそ、個人の権利を尊重すべきで、個人の利益にそれらのものが働くべきだという考え方があるが、ここに問題があると思う。

国家が国民のめんどうを見るからこそ、公害、住宅、交通、過密・過疎などの問題とも取り組むのである。同時に、国家に対する国民の奉仕的な気持ちもなければならぬ。国民のために、われわれの権利が制限を受けるのはやむを得ない。道路をつくらためには土地取用にも協力するという気持ちになつてはじめて、民族的な繁栄があり、民族的な秩序が保たれるのではないか。

70年にかけての政治的 スケジュール

——最後に、今後の長期的な政局についてお伺いしたい。一昨年総選挙についての十一月訪米から帰られたあと、私たちの考え方ところで、臨時国会、あるいは内閣改造などがあつた次の通常国会の召集ということになると思う。

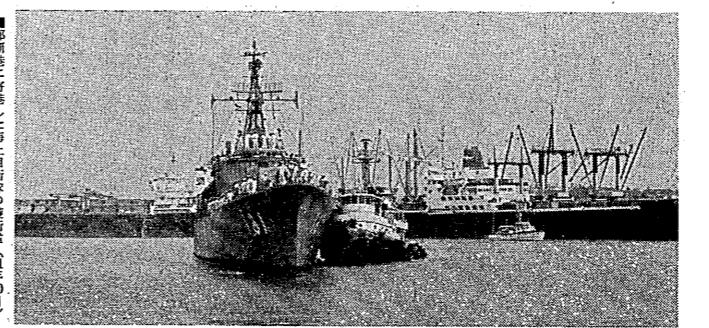
六九年から七〇年にかけて、どういう政治スケジュールを組んでおられるのでしょうか。

首相 問題の性質上、どうしても臨時国

会は必ず野党の諸君から開催の要求が出ると思う。それが訪米前になるか、訪米後になるか、適当なときに必ず出てくると思われる。あるいは、訪米前にやれば訪米後もどうしよう、二回になるかもわからぬ。いまの手続上からすれば、要求があれば、当然開かなければならない。非常に忙しい状態になつてきます。幸い、内閣官房長官は緻密な人ですから、次まで考えてくれるんだが、どうも内閣改造とか解散とか、ちょっと穏やかでないようなことを聞かれるような気がする。

——安保解散のことですが、自動継続、自動延長といいますか、安保の取り扱いを明らかにする時期が近づいたとおっしゃった。先ほど言われたように、国民の民意できるということになれば、訪米前に解散になるんじゃないかなとはうんですが……。

首相 それは政府、党がきめることですね。アメリカへ行くせつからくの機会に、私の方から、安全保障体制は必要だ、それをどうするかということについての結論がないようでは困るから、それだけはやりたい。いまの解散とは別に考えていただきたい。



■那覇港に停泊した海上自衛隊の護衛艦（61年10月）

に奉仕するという考え方ではない。国家民族こそ、個人の権利を尊重すべきで、個人の利益にそれらのものが働くべきだという考え方があるが、ここに問題があると思う。

国家が国民のめんどうを見るからこそ、公害、住宅、交通、過密・過疎などの問題とも取り組むのである。同時に、国家に対する国民の奉仕的な気持ちもなければならぬ。国民のために、われわれの権利が制限を受けるのはやむを得ない。道路をつくらためには土地取用にも協力するという気持ちになつてはじめて、民族的な繁栄があり、民族的な秩序が保たれるのではないか。

沖縄の返還交渉の見通しと問題点

対 谈

牛場信彦

小谷秀二郎

（京都産業大学教授）

とですから、委員会の直接の議題には入っていないわけです。
委員会自体としては、要するに、向こうからいえば日本の貿易、資本の自由化に関する要求、もう一つは鐵道について輸出自主規制をやつてくれという話、これが非常に強く出てきていた。沖縄の問題については、いま非常に進展があったように言わされました。

小谷 そういう印象を新聞から受けたのですが……。

牛場 それほどではなかつたと思うのです。これは、六月に愛知

大臣が行かれ、ニクソン大統領、ロジャース国務長官と初めて会

われて、そこで今後の交渉のスケジュールについて合意ができる、



（外務省事務次官）

第七回日米合同委と沖縄問題

小谷 七月末に行なわれた第七回日米貿易経済合同委員会では、私の新聞を通じて受け取った感じですが、沖縄の返還問題は非常に前進したような感じを受けました。その経済委員会でアメリカの首脳部の方とお会いになったときの大ざっぱな印象から始めていたただきましょう。

牛場 この日米委員会は主として経済問題をやることで、沖縄の問題はこの委員会としての議題になつたわけじゃない。これには愛知外務大臣とロジャース国務長官との二者会談のときに出たこ

その次の段階として今度ロジャース長官が

こっちへ来たわけです。その間もちろん事務的に折衝がありましたが、先方の大使の着任もだいぶおくれたし、スナイダー公使が沖縄事務管ということのようですが、彼

も七月末やつと着任したという状況ですか

から、結局六月の話をもう一べん確認したいということです。それから、六月に日本側

から一応基本的な考え方を示したわけですが、これに対してその後いろいろ質問があ

りましたが、今度ロジャーズ長官が来て、そういう質問に対するわれわれの回答を踏

まえた上で、アメリカ側の考え方を示した

ということは、あつたわけです。

ですから、その点で進展があつたといえ

ばあつたわけですが、結局八月一ぱい東京とワシントンの両方で——両方といつてもおそらく東京でやることが多くなるでしょうから、大使館と外務省の間で事務的な話を詰め加えて、九月に愛知大臣が国連総会が十五日ごろにワシントンに行つてロジヤーズ長官に会わるわけですが、そのときまでに基本的な問題についてはできるだけ合意をする。どうしても合意ができる

ような問題については、両方の主張を明らかにしておこうということを話して合つたわ

けです。

小谷 ただ、私が非常に進展があつたと

いう印象を受けたと申しましたのは、外務大臣が向こうへ行かれて打ち出された日本

の外交方針が、今度もそつくりそのまま打ち出されて、向こう側が歩み寄ったという印象を受けたわけです。というのは、アメリカ側では非常に強硬な意見が強いのだと

いふ印象も他面にあつたわけですが、話し合の結果、何か明るいよりな見通しが出てきたという印象を新聞記事で感じたわけ

です。

ただ、けさのニューズ（八月四日）では、香港でロジャーズ国務長官が記者会見をし

て一九七二年という線はまだ合意に達しているということではないのだと書つてある。日本側は言

うのですが、そういう点で施政権の返還の時期はある程度詰められたのでしようか。

牛場 これは一九七二年と日本側は言つていますが、それに対し、アメリカ側

もできればそういうふうにしまっしょうといふ程度のことはあるのです。いわゆる努力目標というか、そういう程度の合意——合

意という、おそらくアメリカ側はそんな合意はないと言つてよいが、そうすればいいという程度の意見の一一致はあるの

ですが。

極東情勢に働く米の戦争抑止力

小谷 そうねば、いかないというアメリカの気持ちというのはどういうことなんですか。

牛場 それは返還のいいチャンスだと考

えていると思います。七二年は次の大統領

の選挙の年ですから、ニクソン大統領とし

ては、いまのレジームつまり四年の任期のうちに返還を実現した方が、次の大統領選挙後まで持ち越すよりは都合がよいと考えています。日本のほうは、もちろん早

ければ早いほどいいのですが、しかし、返還協定をつくるということになれば相当時間がかかる、国会に通さなければならぬ

いことになる。七二年が日本のいまの仕組みからいつ一番早い時期になる。

だから、それがお互いに都合がいいだろ

うということは、大体合意があると言つて

16

もいんじやないですか。たまたまちん、特にアメリカのほらがらい、条件の問題について満足のできる合意がなければならぬということで、楽観的に報道されることは確かにあります、あれは必ずしも事実に即していない面もあります。

小谷 その場合に、具体的な問題に入る前に前提になるのは、沖縄が果たしてきた軍事的な役割と関連する極東の軍事情勢、政治情勢について、はたしてアメリカ側と日本側とに一致した見通しがあったのかどうか。私も沖縄基地問題研究会のメンバーとして、二月の末に京都会議をやつた際に、たとえば朝鮮半島の情勢に対するアメリカ側の判断と、われわれ民間人の判断との間に、非常に大きな食い違いがあることをわれわれは感じた。政府間同士の情勢判断では、はたして食い違いがあつたのか、あるいは、致した見解が出てきたのかといふことを、まずお聞きしたいわけです。

牛場 いま言わたした朝鮮半島の問題は、いま北鮮がいろいろ激しいことを言つて、事実ですが、すぐ全面的な戦争を韓国にしかけてくるようなことはないだらうという

ことについては、日米の間で意見の相違はないわけです。

ただ、そこで問題があるとすれば、そういう激しいことを言い、かつ軍備をやっておながく、なおかつ戦争をしかけてこない、その理由は「一体何か」という点で、これは全くアメリカの抑止力があるからだといふのがアメリカの見解だと思う。したがつて、その抑止力は、こういうふうにあぶない状況が続いている間はゆるめてはいけないのだ。ゆるめることは向こう側に対しても限らない。その点をアメリカとしては非常に重視している

ところが、なかなかわかりにくいくらいだ

い、その理由は「一体何か」という点で、これが全部アメリカの抑止力があるからだといふのがアメリカの見解だと思う。したがつて、その抑止力は、こういうふうにあぶない状況が続いている間はゆるめてはいけないのだ。ゆるめることは向こう側に対しても限らない。その点をアメリカとしては非常に重視している

日本の事情を非常によく理解はしていると思ひますよ。

小谷 そこで、安全保衛条約が適用されるとから、沖縄の軍事的な価値が低下するのではないかというアメリカの軍部側の心配に対して、いや決してそうではないのだという説明というか、反論は政府側からお出しになつていらしゃるのですか。

牛場 今までの安保条約をめぐる国会論争その他のを通じて、安保条約が必要以上に制限的に解釈されている面も実はあったわけです。したがつて、愛知大臣がよく言われるけれども、安保条約の適正なる運用をはければ、沖縄に安保条約を適用して、決して沖縄の抑止力は低下することにならないのではないかということは、私どももよく言っております。

沖縄が日本に返つてくることによって、政治的にもそこに有利な条件も生じてくるわけですから、全体として見れば、安保条約を沖縄に適用することによって、日本の防衛上あるいは極東の安全の保持の上に不都合な状況は起こらぬだらう、基本的にはそういう態度で行つているわけですね。

小谷 そういう意味で、われわれも安全保険条約の適用ということを言つたのです。が、中身として国民が受け取る感じとしては、牛場 いまわれわれがアメリカにかかることは言つてゐることは、大体それだということは言えますね。

小谷 核抜きということですが、交渉の過程で私たちがいろいろお聞きするのはマイナスになるかもしれないが、どういうお見通しですか。

牛場 これはだいじょうぶだということは、しま必ずしも言えないと思う。核の抑止力というものは、核があるかないかわからない状態にしておくのが一番有効なんですね。なぜそういう状況にできしないのかといふのが、アメリカの軍部やアメリカの議会の連中の本音ではないかと思うのです。あるものを取り去つて、しかも未来永劫入らないのだとすることは、自分で自分の首を縮めることになつて、抑止力の点からいえば、非常にマイナスになるのではないか、という氣があるわけです。

だから、日本としては核の問題は絶対に困るのだ。しかも、そういうことをアメリ

小谷 その場合には、沖縄の果たしてき
た軍事的な役割が拡大されるという意味も
あるのですか。つまり、日本本土と沖縄が
合体する、そして日米安全保障条約が適用
される。しかも適正な適用が行なわれると
いうことになれば、沖縄の本土化という
か、あるいは本土の沖縄化というか、そ
ういう感じになる面もある。ある場合においては
あるということですか。

核問題 小谷 一二

カががんばることによって起る政治的なマイナスは、バランスシートをとつてみれば、はつきりしているではないかということを、結局言わざるを得ないと思うのです。もちろんそういう高度の政治的な判断という問題は、まだ先のことであって、いまはもっと入り口のほうで、これからいろいろ作業しなければならないと思いますが、抜抜きという意味は絶対に入れないのだということだとすれば、これはそう簡単にはいかないと、いふのがアメリカの考え方だと思いますよ。

核問題は事前協議にすべきだ
小谷 一応、日米安全保障条約の適用についても述べたが、いわゆる核抜き本土並みをもつての國民は、いままでいろいろな形でわれわれ考えるわけですが、一概に「安全保障条約の適用」という表現で言いならわされてきたもので、國民の受け取る感じとしては、日米安保条約の適正なる適用ということになりますから、國民の受ける感じとしては、日米安保条約の適正なる適用ということになります。されば、いわゆる核抜き本土並みと考へるだろうと思うのですが、これで考え方としてはよろしいのでしょうか。
牛場 それはよろしいので、どうかね。
小谷 のスローガンで、とりようによつては非常事態に間違った印象を与へかねないと思うのですが……。
牛場 核抜き本土並みということは一つのスローガンで、どうかね。
小谷 うのですよ。ただ、今までの歴史もありますし、日本のほうは絶対に困るということを毎日のように言つてゐるわけですかね。そこでアメリカのほうから見れば、はたしてどうなんだということを、もう一つ先に進んで聞いてみたいという気がどうとも出でますね。これが交渉をむずかしくするのですね。
牛場 だから、核の問題は事前協議だということです。あとはお互いの信頼感の問題だといふことで、どうで行くべきだというのが、本筋の議論だと思います。これはあなたの言われたとおりだと思います。
小谷 くどいようですが、かりに具体的に核抜きといふ交渉をなさるときには、日本政府で知つてある限りの個々の核兵器、たとえばマースト-Bをどうするとか、あるいはF-110五に積むと思われる戦闘機をどうするという交渉をするのですか。
牛場 それは、あからさまに核弾頭を持つ核兵器を使えないような兵器もありますから、そういうものについては、それをギアントアウトするような交渉も今後起こつてくるだらうと思います。しかし、いわゆる、彈頭貯蔵という問題になると、われわれは

た職業はがじゅはがじゅ

19

（前略）

が、九月の外務大臣の訪米、十一月の総理

の訪米という二つの大きな行き来がこれらあるわけですし、またスナイダー氏もこちらに着任したということで、これから返還交渉が具体的に行なわれていくわけです。

ね。いままでいろいろな問題がたくさん出てきたと思うのですが、これから出てくる問題、あるいは何よりもまずこれが解決されなければ具体的な返還協定に達しないのだという問題は何でしょうか。

牛場 これはやはり返還後の基地の態様でしょうね。これがやはり一番問題でありますね。これがやはり一番問題でありますね。それからもう一つ、アメリカの言う財政問題がある。これはなかなかやつがいなんです。実際はまだ話し合いは始まってない。なぜかというと、アメリカ側がまずデータを出してくることになっている。

今月中に出してくるか、来月になるか、相当おくれると思いますが……。したがって、交渉はまだ始まっていないのですが、これについても十一月に総理が行かれるときまでに、少なくとも基本的な程度の了解ができることが必要だと思います。これから相当忙しくなると思います。

あと、返還後の沖縄防衛に関する日本の

寄与ですね。これは日本が守らなければならないのですから、どうということを日本がやるのだという点について、もう少しはっきりする必要があるのではないかと思います。

牛場 これからの交渉の過程で特に心配されるのは、朝鮮半島の緊張がどこまでいくだろうかという問題が、一番大きな問題ですね。これはいつ終わるかわからないし、だらかと思うのですが……。

牛場 朝鮮半島のことは、ある程度長く続く問題ですから、わりあい話がしやすいのですが、ベトナムはもっとむずかしいであります。これはいつ終わるかわからないし、だらかと思うのですが……。

小谷 ということは、現在毎日沖縄とべトナムとの軍事的な関係があるからといたことでですか。

牛場 そうですね。つまり、あそこから直接作戦行動をやってくるということは、アメリカははつきり言いませんが、だれでも知っていることです。これが一体、返ってくるまでばともかく、七二年に返ってきてから相当必要になるかどうかという点が相当むずかしい問題ですね。

小谷 その辺のところは一つの大きな問題でしょ。

牛場 そういう問題について、基本的にですが、ペトナムはもっとむずかしいであります。これはいつ終わるかわからないし、だらかと思うのですが……。

小谷 ということは、現在毎日沖縄とベトナムとの軍事的な関係があるからといたことでですか。

牛場 そうですね。つまり、あそこから直接作戦行動をやってくるということは、アメリカははつきり言いませんが、だれでも知っていることです。これが一体、返ってきてから相当必要になるかどうかという点が相当むずかしい問題ですね。

小谷 だから、日本のジャーナリズムに何がき

まったくんだ、何がきまらないのだと問われても、なかなか答えができないという状況が、これから十一月までずっと続くと思う。これは国民の皆さんにもわかつたいただかない、交渉の過程でいろいろな問題つた話が流れると、交渉の経過に非常に影響しますね。

小谷 今まで伺ったのは、主としてこち

ちら側からアメリカ側に対して、期日の点とか基地の態様その他について要求する面

が多かったと思うのですが、逆に返還後の日本側の役割という面で、アメリカ側も一

体日本はどこまでその役割を演じてくれる

かということを絶えず気にしていると思うのですが、これまでの交渉の経過で、具体的にそういう問題をこうしてくれとか、あとしてくれということはあったのですか。

牛場 これはいままであまりなかったのです。ジョンソン大統領のときには佐藤総理が行かれたとき、インドネシアの問題なんか向こうから非常に強く要求がありましたね。しかし、六月の愛知訪米のときも、そういうことは全然なかつたし、この間の日米合同委員会のときも、日本の自由化の問題については強く言うけれども、アジアに対する経済協力とか、そういうこという連中の声が大きくなつてきましたから、よほど日本の報道関係者にも自制してもらう必要があると思って、われわれもしょっちゅうそういうことを話しているのです。

返還後の日本の役割

小谷 今まで伺ったのは、主としてこちら側からアメリカ側に対して、期日の点とか基地の態様その他について要求する面

が多かったと思うのですが、逆に返還後の日本側の役割という面で、アメリカ側も一

体日本はどこまでその役割を演じてくれる

約束は守るが、それ以上に深入りしないよ

う考へていることはよくわかる。

ニクソンさんの考え方からいっても、今度のアジア旅行を見ても、一年くらい前になりますが、『フォーリン・アフェアーズ』に書いた論文を見ても、アメリカのアジアに対するオーバーコミットメントを減らしていくしかねばならない。もちろん既存の約束は守るが、それ以上に深入りしないよ

うにしなければならない。特に兵力を使うようなことは最小限度にとめなければなりません。これはちょっとちゅう考へていると思います。そうかといって、アメリカもアジアをほうつておくわけにはいかない。これについては、アジアの諸国が自分で自分を守る、特に集団安全保障機構をつくっていくことについて、アメリカは非常に興味を持っている。そういうものができますが、アジアは自分で守るのだといふ体制が整つて、初めてアメリカのアジアに対する寄与も生きています。そういうものができますが、アジアは自分で守るのだといふ体制が整つて、初めてアメリカのアジアに対する寄与も生きています。ただ、それが軍事的な色彩を持つた、それが軍事的な色彩を持つた集団機関になることを、アメリカは相当期待をかけていたかもしれません、実情がわかつてくるにつれて、そういうものはとても無理なんだということは、最近のニクソン大統領の言動なんかを見ても、相当わかってきたのではないかと思う。それだからこそ、軍事的なものでないということになれば、ますます日本に対する期待も強くなっています。そういうことが実際の心中ではないですか。

小谷 確かに日本の寄与の程度あるいは

小谷 ただ、七年までに、ベトナムの戦闘がおさまなかつた場合に、返還後の基地についてベトナムに関する限りは、いままでのような自由使用があり得るのだという可能性があるでしょうか。

牛場 これは非常にむずかしい問題です。されど、朝鮮半島の緊張がどこまでいくだろうかという問題が、一番大きな問題ですね。これはいつ終わるかわからないし、だらかと思うのですが……。

牛場 朝鮮半島のことは、ある程度長く続く問題ですから、わりあい話がしやすいのですが、ペトナムはもっとむずかしいであります。これはいつ終わるかわからないし、だらかと思うのですが……。

牛場 朝鮮半島のことは、非常にむずかしい問題です。されど、朝鮮半島の緊張がどこまでいくだろうかという問題が、一番大きな問題ですね。これはいつ終わるかわからないし、だらかと思うのですが……。

るのは当然だらうと思うのですが、しかし、沖縄が返還された段階では、日本の行為範囲も当然広がることですし、また事実上の問題を前提に置いて考えたりする合に、日本独自の判断がやはり一つの大前提になってくるので、日本側の政治的・軍事的情勢判断が非常に大きなエフェクトを占めてくることになります。単に経済的な面だけでの寄与ではなくて、政治的な勢力判断が確にできるような、あるいは治的寄与ができるような日本でないと、具体的には、事前協議をする場合においても、一方的にアメリカ側の情勢判断していくということであつてはならないのです。そういうふうに考えていくと、沖の返還を契機として、日本側の、あるいは日本人のものの考え方が積極的にならなければならぬことは当然だと思う。そうするには、日本自身の姿勢がはつきりしなければならないということだと思います。

くることは間違いないと思ひます。・
小谷　具体的にこういう段階に入るまでの間に、沖縄の返還問題をめぐって日本全国の間に非常に大きなギャップがあつた。たとえば奪還するという態度、これは私は全く間違った考え方だと思いますが、こういう考え方方が革新系の連中なり学生の中にも相当あつて、これが一つの流れをなしてあります。また、この流れに同調するようになに、沖縄側でもこういう立場についていく人も相當いるようです。
そういう点で、交渉をやりやすいようにするためにには、国民の総意が一致しなければならぬことは常識ですが、それからの返還交渉にあたつて、次官の立場から国民党に対する希望なり期待をお話しいただければと思います。
牛場　日本が対立して、こちらは沖縄を返せ、向こうは返さぬということで交渉するということでは、この話はどうまくいくはずがない。
木の安全を保障できるか、しかも、どうして沖縄の人の気持ちはかなえてあげること

ができるか、それから、どうして日本の国辺の安全についても、差しつかえないよんなアレンジメントができるかを共同の課題として考えるべき問題です。

決して対立関係を通じて解決を求めるということではないと思うのです。

事実、平和条約の三条を見たって、沖縄を日本に返せとはどこにも書いてない。これにもかかわらず、戦争で負けた領土を平和のうちに取り返すということは、世界の歴史にもあまり例がない非常に大きな仕事で、その交渉に応ずるアメリカの態度は、私は十分アブリシエートすべきだと思いま

す。

しかも、先ほど申しましたように、アメリカ自身は実はまだ戦争をしておつて、沖縄を争している最中にこういう話が始まつてくるということですから……。

私は、今まで沖縄問題でこれだけ日本との世論を巻き起こしたことは、ある意味では効果があつたと思う。日本国民はいかがこの問題を切实に考えているかということを、アメリカに印象づけたことは、非常に効果があつたと思います。しかし、これをあまりエスカレートしていくと、今度は逆

効果が出てくることは当然考えられるわけですが、ぜひその点は日本の方にも沖縄の方にもわかつていただきたい。騒ぎ立てて世間騒ぐの注目を引かなければならない事態は過ぎたのです。

これから先は静かな外交で、われわれのやることを大いに見守っていただいて、もちろん批判も、ご注文もあるでしょう。これは私たちも十分考えますか、これは外務省のやるべきことで、われわれ死力をつくしてやるつもりですから、できるだけ薛かにしていただきたいと思います。

もちろん、その間にいろいろな問題が起ることはあるでしょう。また、正當な不満もすいぶんあるわけですから、それについては、その問題ごとに解決をはかつていく努力は当然します。

だがそれをすべてアメリカ側の金的な態度と関連さしたり、あるいは還暦交渉ともせひそういうふうにお願いしたいと思います。

• The *liver* is the largest glandular organ in the body.

たとえば、日本の防衛一つとっても、まの自衛隊と米軍との間のコード・ネイションなんかも、一体あるべき緊急事態を定したような話がどこまでできているか、われわれ若干不安に思うのですがねこれから日本も自衛力をふやしていかなければならぬ。これは、沖縄も返つてくることですし、当然のことです。しかし、やした自衛力が、ほんとうに日本の防衛役に立つのだという確信を国民に持たせなければならない。これは、沖縄も返つてく国だけではどうにもならぬということです米の安保条約もできているわけですから日本防衛のためのアメリカ軍との協力、同作戦という問題についても、もっと笑込んだ話しあいが堂々とあからさまに行われるようにならなければいけない。われわれも、いままではアメリカ側と接触もできるだけ外に出さないようにしていたといふことが実際あったのですが、これからは話をしているのだということは、どんどん表にして、そういうことによつて初めて沖縄返還についても、アメリカ側納得させるだけのものができてくるし、本の国内に对しても、いまの政府の姿勢

はつきりしていくことは非常に必要だと思つております。

日本共同の課題として考え
解決を求める

小谷 これから具体的な返還交渉が行なわれるわけですが、非常に大きな壁にぶつかったときに、俗なことばでいえば、取引の材料が今度の沖縄返還問題の場合にあるのかないのか。たとえば核防条約が取引の材料になり得るのかどうか。あるいは、財政の問題で、アメリカが投資した金をどうするとかいうことが、取引の材料になるのかどうか。その辺のこところはどうですか。

牛場 この問題は元米取引すべき問題でないことは言うまでもないことですし、事実、そういうほかの問題とひっかけて話をしようということは、日米両国とも言つたことは一度もないわけです。ただ、これは二国間の問題ですから、おのずからそこにほかのいろいろな懸案との関連ができるところは、いかなる交渉の場合にも避けがたいと思しますね。いずれにしても、日米の信頼関係が強まる方向に行くことが、沖縄問題解決のためにも有利な状況ができる

日米共同の課題として考え

25

大学の運営に関する臨時措置法

26

書されている状態をさしている（第二条）。

月二十四日、政府提案として国会に提出され、八月三日可決成立した。

1 この法律のあらまし

この法律は、本則十四カ条と附則六項から成り立ち、あらましは次のとおりである。

(1) 目的および定義
この法律は、大学の使命および最近の大学問題の状況にかんがみ、教育および研究の正常な実施をかるため、紛争が生じている大学の自主的な收拾努力をたすけることを主眼として大学の運営に関する緊急に講すべき措置を定めている（第一条）。

イ この法律で「大学紛争」というのは、大学の管理に属する施設の占拠または封鎖、授業放棄等、学生（これに準ずる研究者等を含む）による正當でない行為により、大学における教育、研究その他の運営が阻

害されるている状態をさしている（第二条）。

(2) 学長等の責務

ア 大学の学長はじめ教職員は、大学の正常的な運営とその運営の改善に平素から意

を用い、大学紛争が生じたときは、全員が協力してすみやかに妥当な收拾をはかるよ

うに努めなければならない（第三条第一項）。

イ 大学紛争の生じて、大学の学長そ

し、收拾に関する方針および措置を決定し、その推進に努めなければならない。こ

の場合、施設、設備等の管理保全を適切に

行なう（第三条第二項）。

ウ 大学紛争の生じて、大学の学長そ

して、その他の機関は、適切な方法をもって学生の

希望、意見等をきき、紛争の收拾および大

学運営の改善上、学生の意思の反映に努め

なければならない（第三条第三項）。

エ 大学紛争の生じて、大学の学長は、学部等の教

育および研究に関する機能を、六月以内の期間、休止することができる。さらに、や

むをえない事情があるときには、これを三

月以内の期間延長することも可能である（第七条第一項）。

オ 大学紛争が生じた後、九月以上を経過してもなお収拾の困難なときは、文部大臣は、学長の意見をきいたうえ、臨時大学問題審議会の議に基づき、該当の学部等に講じようとするときには、学長の意見をきくとともに、臨時大学問題審議会の議を経ることができる。また、その解除は、学長の意見をきいて行なわれる（第七条第二項）。

カ オの文部大臣による措置により教育および研究に関する機能が停止している学部等については、その停止期間中、次によるものとされている（第八条）。

（ア）職員は、大学紛争処理業務、日常管理業務に従事する者等を除き、休職に

しなければならない（第十一条）。

いての措置

ア 国立大学の学長は、大学紛争が生じたときは、ただちに文部大臣にその状況を報告しなければならない（第四条第一項）。

イ 文部大臣は、紛争国立大学の学長に對し、臨時大学問題審議会にはかって必要な勧告をすることができる（第五条）。

ウ 紛争国立大学の学長は、評議会にはかり、副学長その他学長補佐機関

の紛争の收拾および大学運営の改善についての審議機関または特別の管理執行機関を設けることができる。さらに、学長、学部

長、協議会、評議会および教授会等の職務権限の一部を学長に集中することまたは

これらの職務権限の一部を前記新設の機関に行なわせること等の仕組みが認められて

いる。この場合、「一定の機関の設置および

職務権限の一部の移譲措置については文部大臣に協議しなければならない（第六条第二項）。

（イ）停止期間中の授業料は免除する。

（ウ）学生については、その期間は在学

期間に算入せず、また、日本育英会の学

資の貸与は行なわない。

（エ）教員の欠員の補充は行なわない。

（ウ）学生については、その期間は在学

期間に算入せず、また、日本育英会の学

資の貸与は行なわない。

（イ）停止期間中の授業料は免除する。

告、オの教育および研究に関する機能の停止措置、キの国立学校設置法改正のための措置等（公立大学または私立大学に準用される場合を含む）がとられた場合に、その公正を期するため、あらかじめこれらの措置について審議するほか、前記のあつせんを行なう。あつせんは、この審議会の委員または特別委員のうちから指名されるあつせん員によつて行なわれる（第十三条第二項、第十条第三項）。

(6) 附 則

ア この法律案は、公布の日から起算して十日を経過した日（昭和四四年八月一七日）から施行された日（昭和五年以内に廃止するものとされている（附則第一項、第五項））。この法律の施行前に生じ、引き続き続いている紛争は、この法律の施行の日に生じたものとみなされる。しかし、施行日までに六月以上を経過しているものは、該当の学部等について大学紛争が生じた後五月を経過したものとみなして、文部大臣（公私または私立の大学にあっては、その設置者）による停止措置に関する規定が適用される（附則第二項）。

（注）「大学の運営に関する臨時措置法の仕組

的な観点から大学のあり方をじゅうぶん検討すべきであり、その抜本的な改革なくしては、大学紛争の根本的な解決には至らないと思う。しかし、大学紛争の現況は、依然として憂慮すべき事態を続けており、抜本的な大学改革の課題の検討を行なうとしても、今日の事態をそのままにしておくわけにはいかない。この現実は、大学の自主的な努力にもかかわらず、その努力を制度的に助長するための立法措置を必要ならしめている。（注）表紙②のこの法律の内容と中教審答申との対比（を参照）

3 この法律のねらい

長期的かつ過激な大学紛争のよってきたる背景には、現代社会に根ざす、政治的、経済的および社会的な要因が複雑にからみあっていいると思われる。しかし、ことが大學において生じているかぎり、教育上の問題として、まず大学が真剣に取り組まなければならぬところであり、大学関係者の懸命の努力が傾けられている。それにもかかわらず、依然として大学の施設の占拠や封鎖、授業放棄等が続き、新入学生が夢み

み」を参照）

2 この法律の立法の背景

大学の内外にわたる最近の暴力的な異常事態に對して、文部省は、現行法のわく内で指導助言をもつてこれに對処し、大学における学長はじめ教職員の努力と学生一般の奮起による收拾に期待をかけて今日に至った。

一方、昨年十一月、事態激化の情勢にかかるものとされている（附則第一項、第五項）。

（注）「當面する大学教育の課題に對応するための方策」について中央教育審議会に諮問し、さる四月三十日その答申を得た。

この答申を受けて、その趣旨をいかに具

化化するかを検討したうえ、文部省として

は、行政指導のみによつては処理し得ない

所點あるいは効果を期待できない点につい

て、立法上の措置を講ずることとした。こ

の場合、中心的課題となつたのは、答申第一

五「當面する大学紛争の終結に関する大学と政府の責任」の趣旨の具體化である。こ

れらのことばは、五月六日付で文部省が公

表した「中央教育審議会の『答申』」に伴う

所要措置」という文書に示されている。す

なわち、同文書で、答申の趣旨に即して行

政指導を行なうとするなどと、

「行政措置によつては処理し得ない点については、次のような立法措置を考慮している。

1. 答申の趣旨に即して、大学紛争の終結に関する立法措置を定めることとする。」

2. 立法は、大学の自主的な紛争収拾を可能ならしめる諸措置を中心をおいて

最小限度の所要措置を定めることとし、五年程度の限時法とする。」

3. 立法は、大学紛争が生ずるともしその

場合、かかる立法措置だけで当面す

に收拾されると考えて、いるわけではない。

すでに述べたように、立法措置とあいまつて、紛争が生じている大学に對してのみならず、いつ大学紛争が生ずるともしその

場合、現在は紛争が生じていない大学に對しても適切な行政指導を行ない、大学側の

自主的努力をいつそう効果的なものとする

ように、政府と大学が一体となり、全力をあげて事態に取り組む必要があると考えている。さらにまた、今次の中教審の答申の中でも述べているとおり、基本的・長期

的国民は、大学のあり方、大学自治の内容をきびしく問うてゐる。

こういう時期に、まさにかかる深刻な時期にあるからこそ、大学が閉鎖的な自治の基盤を国民に置く國立大学において、かかる事実が顕著にみられるることは、はなはだもって遺憾なことである。

この実情である。とりわけ、その存立の財政的基盤を國民に置く國立大学に對して、かかる事実が顕著にみられることは、はなはだもって遺憾なことである。

この実情である。とりわけ、その存立の財政的基盤を國民に置く國立大学に對して、かかる事実が顕著にみられることは、はなはだもって遺憾なことである。

この実情である。とりわけ、その存立の財政的基盤を國民に置く國立大学に對して、かかる事実が顕著にみられることは、はなはだもって遺憾なことである。

この実情である。とりわけ、その存立の財政的基盤を國民に置く國立大学に對して、かかる事実が顕著にみられることは、はなはだもって遺憾なことである。

法律のねらつてているところを正しく理解していただきたいと思う。たゞ、いさまでなく、大学は社会的な公共性をもった機関であり、またそれぞれ存立理由、設置目的をもっているものであるから、国としてもいつまでも大学紛争の維続をそのままにしておくわけにはいかない。



事態の推移によつては、不幸にして最終的な段階に立ち至らざるをえない場合があることもやむをえないところである。それでも、特定の集団に属する学生を除いて、大学紛争が大学の破局に至ることを望む者はないのであるから、活用できる仕組みはこれを活用して、今日の事態が一刻も早く正常に復するよう、大学自体のいっそくの努力と奮起を望んでやまない。

4 大学の自主的努力をたすけるための具体的措置

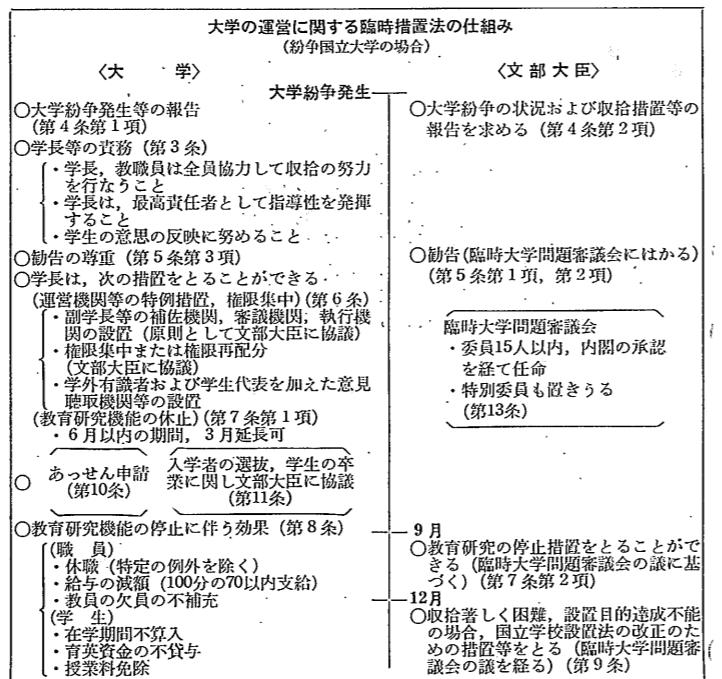
この法律は、既述のように大学の自主的な努力をたすけることを主眼とし、そのため、具体的には、以下の措置が考えられてゐる。

- (1) 励告 文部大臣は、通常の指導助言を行なうことはもとよりであるが、紛争国立大学の学長に対し、大学紛争の収拾および大学の運営の改善のための措置について、自主的な努力をたすけることを内容とする勧告を、臨時大学問題審議会にはかつて行なうことができるようになってゐる(第五条第一項第二項)。公立大学の学長に対しては、その設置者が文部大臣に協議し

て同様の勧告ができる(第十二条)。なお、この勧告は、大学が尊重するよう義務づけられている。従来、大学紛争が発生した場合、大学との対応が後手後手になつてゐる事例が少ないのであるから、これまでの大学の運営の慣行、慣性から生ずる面があるとともに、現行法上の制約もあったと思われる。

そこで、「大学紛争の収拾および大学の運営の改善に関する措置を迅速かつ適切に決定し、および執行するため」必要に応じ、学長が評議会にかかる、副学長その他の学長補佐機関、特別の審議機関(委員会議員等)を加えうるや執行機関を設けること、学長に学部長や評議会、教授会の職務権限の一部を集中したり、前述の特別の機関にこれらの職務権限の一部を行なわせたりする等の仕組みを取りうることとしている。

また、学長は、評議会にばかりで意見聴取または協議のための会議(委員会議員等および学生の代表者も加えうる)を設けることができるようになつてゐる(第六条、第十二条)。



条。

(3) 教育および研究に関する機能の休止および停止 従来、学校保健法による臨時休業以外、大学については、法令上臨時休業に関する明文の定めはなかった。この法律では、学長は、学部等における教育および研究に関する機能を、6ヶ月以内の期間としている(第七条第一項、第十二条)。これは、「大学の施設を保全しながら、妨害を排除し、教育、研究の再開の準備に専念」(中教審令第五の二)させる趣旨によるものであり、いわゆる上智大方式を探り入れたともいえる。

なお、文部大臣(公立または私立の大学について)は、その設置者による教育および研究に関する機能の停止措置(第七条第二項、第十ニ条)は、次の5で述べるように、停止の措置をとることによって、むしろ、どう消化した大学紛争から起死回生の奮起一番を期待する意味をもつてゐる。

(4) 臨時大学問題審議会によるあつせん学部等の間または私立大学の学校法人の役員の間の大学運営上の紛争で、大学紛争の収拾に重大な支障となつてゐるものにつ

いて、学長・私立大学についてはその設置者からの申請により、臨時大学問題審議会のあつせんの措置が講ぜられることになつてゐる(第十二条)。

5 文部大臣による教育および研究に関する停止措置ならびにその効果の意義

国立大学の学部等において大學紛争が生じた後、九月以上を経過しても、なおその収拾が困難であると認められる等のときは、文部大臣は、学長の意見をきいたうえ、臨時大学問題審議会の議に基づき、その学部等における教育および研究に関する機能の停止措置をとることができることになつている(第七条第一項)。公立または私立の大学については、その設置者が文部大臣と協議して行なう(第十二条)。



■ 大学の運営に関する臨時措置法の施行にあたって(文部大臣談話)

本日、大学の運営に関する臨時措置法が施行されることがございました。

わたくしがくりかえし申し述べたところ

大学紛争の収拾は、大学の自主的な努力によることが先決であり、大学において種々の努力が払われている。しかし、大学は社会的公共機関であり、それぞれの設置目的をもつている。ことに私立大学は、その性格から、国としてその大学紛争をいつまでもそのままにしておくわけにはいかない。

文部大臣が停止措置をとることによつて、一つには大學紛争のどろ沼状態から奮起して抜け出すチャンスを与える一方、不幸にして、どうしてもその収拾が困難で、設置目的が達成されないと認められるに至った場合の処置の準備にとりかかるという二面的な意味があると思われる。

また、この停止期間中は、該当の学部等において職員が教育および研究に関する業務に従事することは、原則としてなくなる

であります。が、今日の大学紛争の原因は根柢が深く、大学紛争を根本的に解決するためには、大学のあり方について抜本的な改革を必要としており、そのための方策をめぐり、中央教育審議会に検討願つてゐるところであります。

しかし、今日の大学における異常な事態は、もはや一日もゆるがせにするわけにはまいりません。そこで、ますこのよ

うな大学紛争を収拾して、大学における教育および研究が正常に行なわれることを主眼として、この法律が制定されたものであります。わたくしは、大学自体が、それぞれの実情に応じて、この法律で定めているいろいろの新しい仕組みを活用し、すみやかに大学紛争を収拾されるよう念願してやみません。

世上一部には、この法律をもって、國家権力による学問の自由、大学の自治の侵害であるとして、反対意見の表明やさしかし、この法律は、さきにも述べましたような目的をもつものであり、暴力に

よつてすでに侵されている教育を受ける権利や、大学の自治の回復の手助けをすることをねらっているものであります。

わたくしは、国立大学の設置者、また文教行政の責任者の地位にある文部大臣として、本法の運用にあたりましては、臨時大学問題審議会に人を得、その公正なる意見を尊重しつつ、画一的な扱いを避け、実態に即して慎重かつ適切な措置を講じてまことに存であります。

わたくしは、学長はじめ教職員各位および学生諸君がこの法律の趣旨を正しく理解し、学園の平穏をとりもどして、大學生の使命達成に精進されることを強く望んでやみません。わたくしもまた、これが大学紛争の収拾がプラスとなるよう学長その他の大学機関が積極的に努力と配慮を払うべきことを責務の一つとして掲げた。

そして、その具体的な措置としては、学長が評議会はかつて、大学紛争の収拾および運営の改善の諸問題について、学生代表が加えた意見取扱または協議のための会議を開けることができるなどとしている(第三条第三項、第六条第三項、第四項、第十二条)。

7 この法律の大學生紛争に与える影響

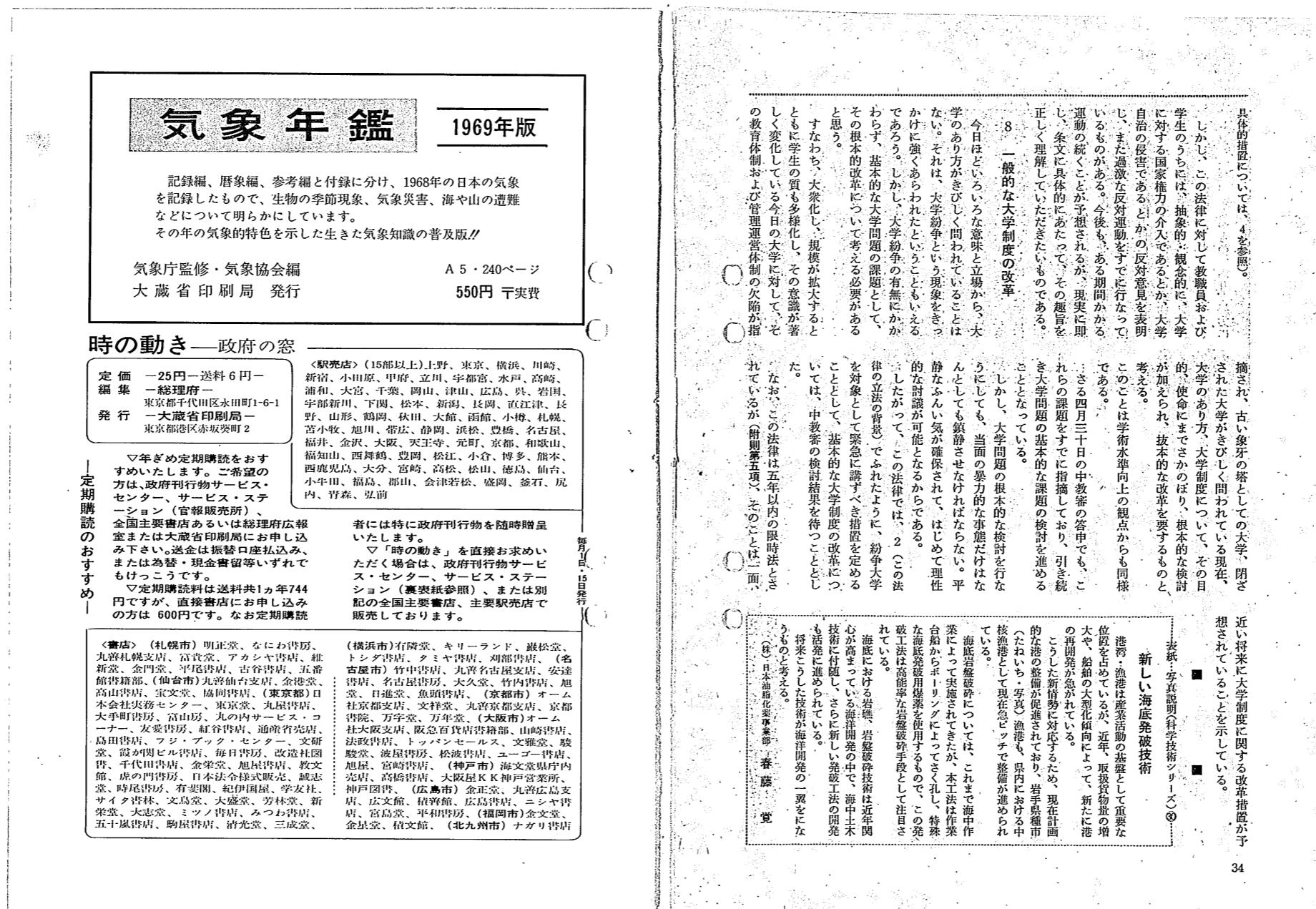
大學生とともに精神的負担があります。

いわゆる学生参加について一般的にいえば、大学の運営とその改善をはかり、あわせて学生の社会性の育成のために、学生の意見の反映をはかる措置を講ずることは有意義なことと考える。しかし、学生の地位と役割にかんがみ、おのずからその領域について制約がある。また、大学紛争の実態

と同時に、該当の学部等の学生に対する教育は行なわれないこととなるので、職員の紛争処理業務、日常管理業務等に従事する者を除くの休職、学生の在学期間の不算入等の効果はやむをえないものと考えられたところである(第八条)。

なお、学長による休止措置(第七条第一項)の期間中について、右の効果を付隨させない。かつたのは、学長による休止は、全く自主的な紛争収拾のための努力の一環であり、学長をはじめとして、もっぱら紛争の収拾に専念できる体制を整えるためのものである。このから、文部大臣による停止措置の場合のように、その効果を法律によって画一的に定めることは適当でないと考えたからである。

32



世論の動きを迅速に伝える

月刊世論調査

本誌は、政府が行なった世論調査を中心とし民間の調査機関や報道機関の調査結果も収録して各方面の利用に供するため毎月発行しているものです。

9月号の主な内容

- ・原子力の平和利用
- ・英国市民の対日観
- ・交通安全施設等
- ・時事問題（安保、防衛、沖縄）
- ・参考資料

A5・98ページ
170円実費

総理府広報室 編 大蔵省印刷局発行

販売 東京都千代田区霞が関1の2農林省別館前 (郵)100 (電)591-1924, 1925
東京都千代田区大手町1の5国際電電ビル内 (郵)100 (電)211-5570, 7095
大阪市東区大手前之町合同庁舎1階 (郵)540 (電)942-1681, 1682
名古屋市中区三の丸2合同庁舎2号館内 (郵)460 (電)951-9205, 9341
福岡市博多駅東2の11の1合同庁舎1階 (郵)812 (電)41-6201, 6204
札幌市北三条西4丁目合同庁舎構内 (郵)060 (電)23-7211, 7213
各都道府県庁所在地等の
政府刊行物サービス・ステーション（官報販売所）

「時の動き」の定期購読をお勧めします。定期購読者には特に政府刊行物を随時贈呈いたします。
お申し込みは、政府刊行物サービス・センター、サービス・ステーション（官報販売所）、全国主要書店あるいは内閣総理大臣官房広報室または大蔵省印刷局あて、はがきでお申し込みください。

転載自由 転載する場合は「時の動き」から転載したむねを記し総理府広報室宛三部送付願います。ただし署名原稿の場合は、事前に広報室を通して執筆者の了解を得て下さい。

定価 25円
(郵送定価31円)

整理番号 七四-091



総理府編集



総理府編集

沖縄返還交渉の歩み

1957年6月 岸・アイゼンハワー会談 岸総理は、沖縄に対する施政権の日本への返還について日本国民の強い希望を強調	の配慮、という日本政府の基本的立場を伝えた
1969年7月 第2回愛知・ロジャーズ会談 第7回日米貿易経済合同委員会の期間中、愛知外務大臣とロジャーズ国務長官は、沖縄返還問題につき会談。9月中旬に再び愛知外務大臣とロジャーズ国務長官が会談すること、及びそれまでに双方の考え方を煮つめることに努力することに合意	
1961年6月 池田・ケネディ会談 池田総理とケネディ大統領は、日本が潜在主権を保有する琉球諸島に関連する諸事項に向け意見を交換	
1965年1月 第1回佐藤・ジョンソン会談 佐藤総理は、琉球諸島の施政権ができるだけ早い機会に日本へ返還されるようとの願望を表明	
1969年9月 第3回愛知・ロジャーズ会談 愛知外務大臣は、国連総会出席の機会にワシントンにおいてロジャーズ国務長官と会談した結果、佐藤総理・ニクソン大統領会談を11月19日から21日までホワイトハウスで行なうことを決定し、佐藤・ニクソン会談において施政権返還の時期、基地の態様等の施政権返還の大綱につき合意に到達することを可能ならしめるための軌道を敷く	
1967年11月 第2回佐藤・ジョンソン会談 佐藤総理は、日米両国政府がここ三年内に双方の満足しうる返還の時期につき合意すべきであることを強調。佐藤総理とジョンソン大統領は、日米両国政府が沖縄の施政権を日本に返還するとの方針のもとに、沖縄の地位について共同かつ継続的な検討を行なうことに合意	
1969年11月 佐藤・ニクソン会談 佐藤総理大臣は米国を訪問、19日から21日までワシントンにおいてニクソン大統領と会談。その結果、両首脳は、1972年中に沖縄の施政権をわが国に返還し、返還にあたっては日米安保条約および関連取決めをそのまま沖縄に適用することに合意。また大統領は、核兵器に対するわが国の国民感情に深い理解を示し、日本政府の政策に背馳しないよう沖縄返還を実現することを確約	
1969年6月 第1回愛知・ロジャーズ会談 愛知外務大臣は訪米の際、ロジャーズ国務長官等米側首脳に対し、(1)1972年中の返還(2)安保条約及び関連取決めをそのまま沖縄にも適用されるべきであり、また返還後の沖縄が本土と差別される結果にならぬべきである、(3)核兵器についてのわが国の国民の特殊な感情へ	

佐藤内閣総理大臣の所信表明



第62回国会

佐藤総理は、衆院解散前の十一月一日午後、衆参両院本会議で、沖縄返還達成を

第六十二回国会が開かれるにあたり、所信の一端を申し述べたいと思います。
わたくしは、今般米国を訪問し、ニクソン米大統領と親しく会談いたしました。その結果、沖縄は、一九七二年に返還されることとなり、長きにわたる日本国民の一致した願望が達成されました。ここに訪米の成果を報告することができるとは、まことに喜びにたえません。
およそ戦争によって失った領土を平和裏に回復するということは、世界の歴史上たゞいまれないところです。ここに訪米の成果を報告することができるとは、まことに喜びにたえません。
なつたのは、日米両国間の信頼と友好関係に基づくものであることは申しまでもありません。また、戦後の荒廃の中から立ち上がり、平和と民主主義を基調とする新しい国家体制を築き上げ、かつここまで国力を充実することに努力した日本

民族の英知と勤勉のたまものであります。とくに、二十余年の長きにわたって祖国復帰を熱願し続けてきた沖縄同胞の心情を思うとき、わたくしの感慨はまた一しおなものがあります。今まで沖縄返還のため、あらゆる分野において全力を傾倒された関係者各位に心から感謝の意を表す次第であります。

今回、わたくしとニクソン大統領の間で合意した沖縄の施政権返還の大綱は、今次の共同声明に明らかなどく、核抜き、本土並み、一九七二年返還ということであります。

核兵器の問題については、ニクソン大統領は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情およびそれを背景とした政府の政策に深い理解を示し、この政策に背馳しないよう実施することを確約いたしました。沖縄は、核兵器なしに返還されることとなつたのであります。

また、日米安全保障条約およびその関連取決めはなんら変更されることなく、本土と全く同様に沖縄に適用されます。

さらに、一九七二年返還ということは、施政権の円滑な移転のために必要な期間を考慮すれば、即時返還と全く同様であります。

すなわち、わが国の基本的立場を十分貫いて沖縄返還を実現じうることになつたのであります。

あります。しかしながら、戦争を抑止する強い決意と不斷の努力があつてこそ、はじめて緊張緩和が可能となるのです。

これまで繰り返し申し述べてまいりましたように、わが国の安全は極東の平和と安全なくしては、十全を期し得ないものであります。とくに、韓国や中華民国のような近隣諸国との安全はわが国の安全にとって重大な関心事であり、万一これが侵されるような事態が発生すれば、まさしくわが国の安全にとってゆゆしきことであります。このような場合には、事前協議を適正に運用し、前向きの態度をもつて事態に対処することは当然であります。わたくしは、わが国の自由と平和を確保するため、日米安全保障条約が、今後ともその機能を十分發揮しうるよう努力してまいる決意であります。

わが国経済は、四年余にわたるかつて例をみない長期の景気上昇を続けており、国際収支も引き続き好調に推移しております。しかしながら、最近の経済動向をみます

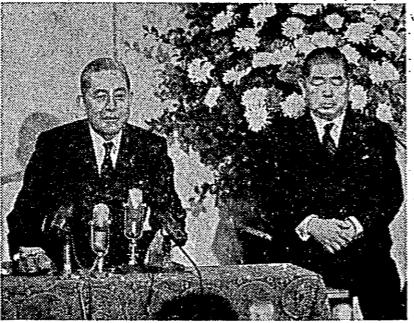
政府は、これから米国政府と具体的な返還協定締結のための交渉には	12/15	一目次
いりますが、それと並行して、沖縄の復帰が、沖縄同胞にとって最も円滑に実現するよう準備を進めてまいります。これらの復帰準備は、沖縄県つくりの第一歩であります。この見地から、政府は、真に豊かな沖縄県をつくることを目標に、政治経済、社会、教育、文化等あらゆる面にわたり、積極的な一体化施策を講じてゆく考えであります。これがため、沖縄県民の意志が十分反映するよう、国政参加を早急に実現することが必要であります。	3	時の動き(政府の窓)
会談のもう一つの重要な成果は、一九七〇年以降も日米安全保障条約を堅持することを相互に確認し合ったことです	7	第62回国会
あります。共同声明に明らかなとおり、会談の基調は、国際間の緊張緩和の努力の必要性に対する強い共通の認識	14	総理の記者会見
あります。これがため、沖縄県民の意志が十分反映するよう、国政参加を早急に実現することが必要であります。	16	米国訪問日程
各位のご協力をお願いいたします。	18	共同声明
会談のもう一つの重要な成果は、一九七〇年以降も日米安全保障条約を堅持することを相互に確認し合ったことです	28	佐藤総理←ニクソン大統領
あります。これがため、沖縄県民の意志が十分反映するよう、国政参加を早急に実現することが必要であります。	28	共同声明に関する外務大臣説明
あります。これがため、沖縄県民の意志が十分反映するよう、国政参加を早急に実現することが必要であります。	28	オナショナル・プレス・クラブにおける
あります。これがため、沖縄県民の意志が十分反映するよう、国政参加を早急に実現することが必要であります。	28	総理演説

と、このような高度成長の過程において、通貨の増勢、物価の根強い上昇基調等、警戒を要する兆候があらわれてまいりました。また、米国をはじめ世界経済の動向は、微妙かつ流動的であり、先行き景気が鈍化する可能性があります。政府は、このような内外経済の情勢を注視し、節度ある政策運営により持続的成長を確保するとともに、国民福祉の真の向上のため努力してまいります。

消費者物価の安定こそ、国民生活を守るために重要な課題であり、政府が最も力を注いできたところであります。今後とも公共料金を極力抑制するとともに、生産性向上、労働力の流動化、輸入の自由化などの施策を強力に推し進め、消費者物価の安定をはかってまいる決意であります。

近時、農業をめぐる内外の諸情勢の変化は著しく、米の過剰をはじめ多くの困難な問題に直面しております。政府は、需要に即応した生産体制と農業基盤を整備し、生産性の高い近代的農漁業を育成するなど総合農政を強力に展開して農家の生活の安定と向上をはかる所存であります。

現代における一国の消長を決定するものは、その国民の総合力、とりわけ、文化や技術を創造してゆく能力であります。わが国が今日あるを得たのも、国民教育水準の高さに負うところが少なくありません。ことに一九七〇年代



佐藤総理の帰国記者会見

十日間の訪米を終えた佐藤総理は、十一月二十六日午後三時十分羽

田空港に帰着、皇居での記録、吉田元首相の墓参などを済ませた後、

午後四時三十分から官邸で内閣記者団と会見し、訪米の成果や当面

の政局について所信を明らかにした。(紙面の制約上、政局にわたる部

分は割愛しました)〔写真は記者会見をする佐藤総理と愛知外相〕

核

核抜き、本土並みは明白

最初にお伺いしますが、一口に
『核抜き・本土並み返還』といわれる中
で、核の問題が何かいま一つはつきりし
ないという批判があるわけです。その理
由は、核の問題について取りまとめた共同
声明の第八項にある、米国の立場を害し
ないことを条件に、ということで核の取
り扱いかとしてある。あの項目をよく考え
てみると、米国政府は、有事の際の核
の再持ち込みを認める権利を留保したよ
うな項目に受け取られている。その点の

はつきりしたお考えをお聞きしたい。

総理、これは二つあるわけです。一つは

沖縄が返還された場合に、沖縄には本土に
関しての取り組めがそのまま何ら変更なし

に適用される、これは明らかに本土並みだ
ということです。

もう一つ、今度はそれでは本土に核があ
るのかないのか、こういう問題。本土には
核はありません。本土と同じように適用さ
れるというのなら、何ら疑いを差しはさむ
余地はない。そこへもつてきて事前協議の
条項があるから、これをことさらにいった
ので心配があるという言い方もあるので
す。しかし、事前協議を書かなかつたら、
大事な事前協議の条項がないじゃないか、
こういうことで心配される向きもあるわけ
です。

本土と同じようにする、本土に事前協議

の条項がある限り、沖縄にもあらためて事

前協議の条項を明確にしておく、これで本
土並みということ。本土には核はありません

は、国際的教育競争の時代であります。これに賢明に対応し、時代の進歩に先んずるために最も大切なことは、国民の心の問題であります。良き子弟、良き後継者を育成するため学校教育、家庭生活、社会生活の全般にわたって、時にはきびしいしつけを、またその反面ではあたたかい指導を行ない、青少年の心に豊かな情操を育て、国家人類の福祉の向上のため建設的に努力する意欲を持つた人間を形成してゆかねばなりません。このためには、国民の一人一人がこのことを自分自身のものとして考え、教師も父兄も一体となって、国民総ぐるみで青少年問題に真剣に取り組んでいただきたいのです。また、戦後の学制改革以来二十余年を経た今日、社会の目ざましい変化と時代の発展に即応して、大学制度はもとより、教育制度全般にわたって根本的な検討を加え、きたるべき二十一世紀の日本をになう青少年の育成をはかることが肝要であります。

わたくしは、このよき見地に立つて新しい大学のあり方をはじめ、教育全体の課題について、各界各層の意見を結集し、安んじて子弟を託すことができる教育環境をつくりあげるべく渾身の努力を傾ける決意であります。

いかなる時代においても、青年の旺盛なエネルギーは國家社会の生成発展の源泉であります。しかしながら、一部学生の常軌を逸した破壊活動には、良識とか、自主性とか、情緒といった青年にとって大切な素質を見出すことは

できないであります。わたくしは、重ねて強く、学生諸君の良識と自主性を訴えるとともに、いやしくも反社会的破壊行為に対しては断固たる措置をとり、市民生活の安寧を確保する所存であります。

経済力の画期的な充実と国際的地位の目ざましい向上を達成することができた一九六〇年代は、国民の悲願であった沖縄返還の実現とともに過ぎ去るうとしております。名実ともに一本立ちできたわが國の国際的責任は、國力の増大に伴つてよいよ重くなつてしまひました。世界の国々は、アジアにおける唯一の先進工業国である日本がアジアの開発途上国への自立を援助することを期待しており、また、わが国は相應の役割を積極的に果たす責任があることは明瞭であります。さらに、宇宙開発、海洋開発など飛躍的な技術の進歩、情報化社会の進展、過密過疎の激化にみられる経済的・社会的变化など、従来にない事態に直面しております。英知と創意に富む日本民族の資質と活力は、一九七〇年代においても多くの障害を乗り越えて、わが國の繁栄と世界平和の確保のため、限りない貢献をすることを信じています。わたくしは、国民各位と手を携えて、輝かしい未来を築くために全力を傾倒する決意であります。

6

ムの問題をそこまで書く必要はないんじやないか。アメリカ自身、七二年までもああいう紛争が続くものか、実はこうまで話をしたんです。しかし、こういう事柄はある場合を考え、アメリカの非常な緻密なところとでもいふか、あるいは責任を持つべきさせるというか、そういう意味で、特にまだ戦争が済んでなかつたらという場合まで書いてある。

——そうしますと、日本政府としてはこれまでアメリカ政府に対し、B-52の撤去を申し入れてきましたけれど、今後ともそういう姿勢は保っていくということがありますね。総理 そう、これははつきりしている。

対中国政策

緊張を緩和し平和に徹する

——共同声明の極東情勢の分析を読みますと、韓国はエッセンシャルだ。しかしながら台湾は重要な要素だというように、こそこそをかえた表現でやつております。しかもナショナル・プレス・クラブで総理は台湾には差し迫った危険はないと思う

し、こうは思わない。わが国に重大なる関係があるものだ、わが国は当然それに関心を持っておる、このことは国民にもはっきり申し上げる。政府が持っているだけじゃ、これは国民にもその関心のあることをはっきりさせたい。その立場に立って私はどちらのことをきめいかなければならぬ。どうも社会党の諸君との違いの方は少ない。どうも社会党の諸君との違いの方は少ない。どうもありますね。また安全保障条約を適用する場合に、極東条項を削除してどう強い要望の出ていることも、私は知っています。しかし日本の置かれておる立場は簡単なものでない、そのことはぜひ理解していただきたい。

日本の努力を見てもらいたい

——アメリカなんかは、最近中国への旅行の一部自由を認めるとか、外交接触を始める動きがあるとか、非常に柔軟な姿勢をとりつづいています。それにも反して、この共同声明の中で日本が非常に韓国と台湾の防衛を強調すること、結果的に中国を刺激することになるというような心配はされませんか。総理 私はないのです。逆に、これに

ということを言われた。これを裏から言いつてみると、いかにも北朝鮮は非常に侵略的であるけれども、中国はそれはとてもない。そういうふうにも聞こえますね。

そこでお聞きしたいんですが、何か今度の交渉の中で中国の脅威というものに対する考え方について、その変化があつたのではないか、そういう点をお聞きしたいと思います。

——総理 調解を受けると困りますから申しますが、朝鮮半島における緊張は現実にあります。これは別に北朝鮮を侵略的だといつて銘打ったわけじゃありません。いまお尋ねのうちだ、朝鮮半島では侵略的な勢力があるというような言い方のようになりますね。これがはつきりしている。

——また私どもは、あらゆる緊張を緩和す

る。これが今回の日米共同声明でもあります。私が今回の日米共同声明で最もはつきりしている。これはそれでおわかりだと思う。

——また私どもは、あらゆる緊張を緩和する。これが今回の日米共同声明でもあります。私が今回の日米共同声明でもあります。他の事件が起きたことからごらんになつてますね。これはそれでおわかれだと思う。

——また私どもは、あらゆる緊張を緩和す

る。これが今回の日米共同声明でもあります。私が今回の日米共同声明でもあります。他の事件が起きたことからごらんになつてますね。これはそれでおわかれだと思う。

——また私どもは、あらゆる緊張を緩和す

る。これが今回の日米共同声明でもあります。私が今回の日米共同声明でもあります。他の事件が起きたことからごらんになつてますね。これはそれでおわかれだと思う。

——しかし共同声明の内容を見ます

と、確かに共同声明の内容を見ます

と、確かに共同声明の内容を見ます

と、確かに共同声明の内容を見ます

と、確かに共同声明の内容を見ます

国政参加は一日も早く解決したい

国政参加

——憲法上の意義がないとすれば、七年を待たず、沖縄の国政参加ということが、まだ申しようかな空気の醸成はできている。それから先の問題でどういう話があつたか、これはひとつ内緒にしてください。そこまで話をするのはひとつやめてください。

——憲法上の意義がないとすれば、七年を待たず、沖縄の国政参加といふことは國民の一致した声であり、先ごろ自民党でも試案がまとまっています。あと

総理 まだ申しようかな空気の醸成はできている。それから先の問題でどういう話があつたか、これはひとつ内緒にしてください。そこまで話をるのはひとつやめてください。

——憲法上の意義がないとすれば、七年を待たず、沖縄の国政参加といふことは國民の一致した声であり、先ごろ自民党でも試案がまとまっています。あと

総理 まだ申しようかな空気の醸成はできている。それから先の問題でどういう話があつたか、これはひとつ内緒にしてください。そこまで話をるのはひとつやめてください。

——憲法上の意義がないとすれば、七年を待たず、沖縄の国政参加といふことは國民の一致した声であり、先ごろ自民党でも試案がまとまっています。あと

総理 まだ申しようかな空気の醸成はできている。それから先の問題でどういう話があつたか、これはひとつ内緒にしてください。そこまで話をるのはひとつやめてください。

じやないですか。そして一日も早く沖縄の祖国復帰に沖縄県民の意向が反映するようぜひとも扱うべきだ、かように私は思ひます。

核防条約

政府の考えに変わりはない

核防条約についてお聞きしたいのですが、この前の米ソ両国の条約批准によつて新しい情勢が出てきたと思想づいて新しく、この条約に対する日本の態度、調印と批准、これについてお尋ねします。

総理 これは今まで日本政府がいついるところは、はつきりした態度を持つています。最近や慎重論が強くなつておりますが、政府の考え方には別に変わりはありません。また、この話自身がたまのような日本会議等にも出ているかどうかといふような話があります。しかし、こういうようなトップ・レベルの話は「何々がある」ということは言わないのが普通です。また、こういう事柄について、アメリカは日本がどうしたらしいかという点までの考え方なども、この点ではニクソン大統領の声明、またその後十一月三日に述べたものであります。

総理 アメリカがだんだんアジアから撤退するということを、二部では希望してあります。今はまだ心配をしてる向きもありますけれども、この点ではニクソン大統領の声明、またその後十一月三日に述べたものであります。

総理 これは日本の党側にもいろいろな意見がありますし、よく相談させてもらいたいと思います。

その他

方は述べておらない、それだけは申し上げておきます。

——調印の時期については、どういうふうにお考えになりますか。

総理 これは日本の党側にもいろいろな意見がありますし、よく相談させてもらいたいと思います。

佐藤総理の訪米日程

佐藤内閣總理大臣は、宮内省大臣、愛知外務大臣、木村官房副長官以下随員二十七名を從え、十一月十七日から二十六日まで米國を訪問した。その間の日程概要是次のとおりである。

○十一月十
午前十時
歓迎式に出
の歓迎の辞
十時四十

九日（水）

午前十時より十二時二十分まで、ホワイット、ハウズにおいてニクソン・大統領との第二次会談、そのうち約一時間は経済問題、あとは再び国際情勢。特に大統領側から、米国が直面している国際問題を交え、国際情勢一般につき見解が表明され、これにつ

卷之三

午前十時、日航特別機で羽田空港を出発し、アンカレッジ経由、現地時間（以下同様）午前十時十五分、ワシントン・ダレス国際空港に到着した。

空港には、米側よりモスバッカーリ大使、ラウラン國務次官夫妻、プラウン國務次官補代理、マイヤー駐日米國大使夫妻等が出迎えた。

なお、總理は空港で、到着ステートメントを読み上げた。（宿舎在米大使公邸）

て、ニカソ
なった。こ
含むアジア
広く意見を
午後一時
ジャーナズ国
き続き三時
にわたり会
大統領との
が、引き続
し、経済問
夜は八時

（於在米大使公邸）

十一月二十一日（金）

午後一時より、上院においてフルブライ
ト米國上院外交委員長主催午餐會に出席。
三時より、アーリントン墓地を訪れ、無
名戰士の墓および故タレス元國務長官の墓
に参詣。

四時三十分、ブレア・ハウスにおいてマ
クナマラ世界銀行総裁と会見。

六時三十分より、下田駐米大使夫妻主
催のレセプションに出席した。

翌日からの首脳会談にそなえ、日本側部内の打合せを行なつたほかは、専ら休養。(宿舎は本日よりブレア・ハウスに移る)

廣。

十日（木）

前午十時二十分より約四十五分間、ホワイト・ハウスにおいてニクソン大統領と第三回会談。

• • • • •

会談終了と同時に、日米共同声明を発表
引き続き十一時十分より、ホワイト・
ウズ、ローズ・ガーデンにおける出発式
出席

議会の四回
八時より
エラ三世
なお九時
ホテルにお
理の「沖縄
た。(宿舎

日本体共催のセッションに出席。同ホテルにおいて、ローマ正主催公式晩餐会に出席。

（月）
○十一月二十四日（月）
午前中約一時間にわたりマーク・ホブキンス・ホテルにおいて同行記者団と懇談、引き続き昼食を共にした。
午後二時半から十五分間、同ホテルにおいて在留邦人、日系人団体代表の表敬訪問を受けた。

午後三時十五分、米国政府特別機にて
シントン・アンドルース空軍基地を出発
ニューヨークに向かった。
米側からは、モスピッカ一儀典長が特

ニユーヨーク
度で、日中

ヨーク市郊外のドライブを一
半はおもに休養。

その後、湾岸地帯のドライブに出発、ナ
ベラ・ハウスおよび第六軍司令部の安保各
約調印式場跡等を見学。

妻、マイヤー大使夫妻が見送った。午後四時十八分、ニューヨーク・ウェーブチエスター空港に到着(到着ステートメント配布)、空港には米側より、マッキンタヒヤー・ニューヨーク州知事代理、マイケル・アン・エフ・チエスター郡長夫婦等が迎えた。

ク・ケネディ
側よりベー
見送った。
午後二時
空港に到着
には米側よ
り知事代理、
儀典長等が
ブキシズ・
三時四十分
者と会見。

マ・ニューヨーク市長代理
国際空港を出発。空港で
二十分、サンフランシスコ
(到着)ステートメント配布、
セミナー、ヒューム・カリフ・オルー
マグニン・サンフランシスコ
出迎えた。
五分より三十分間、マーカク
ホテルにおいて、地元報道
(宿泊)マークホーリンベッド
ホテルにおいて、地元報道

ランシスコ国際空港を出発（離米ステートメント配布およびニクソン大統領にメッセージ）等が打電、アンカレッジ経由帰国の途についた。空港には米側より、マグニン・サンフランシスコ市議長、ブラムステッド・日本関係協会長等が見送った。

○十一月二十六日（水）

午後三時十分、羽田空港に帰着。

15

佐藤総理 ニクソン大統領 共同声明（全文）



■共同声明発表後、かたい握手をかわす佐藤総理とニクソン大統領

佐藤栄作総理大臣とリチャード・M・ニクソン大統領との間の共同声明

16

（昭和四十四年十一月二十一日）

佐藤総理大臣とニクソン大統領は、十一月十九日、二十日及び二十一日にワシントンにおいて会談し、現在の国際情勢及び日米両国が共通の関心を有する諸問題に関する意見を交換した。

総理大臣と大統領は、各種の分野における両国間の緊密な協力関係が日米両国にもたらしてきた利益の大なることを認め、両国がともに民主主義と自由の原則を指針として、世界の平和と繁栄の不斷の探求のため、とくに国際緊張の緩和のため、両国の成果ある協力を維持強化していくことを明らかにした。大統領は、アジアに対する大統領自身及び米国政府の深い関心を披瀝し、この地域の平和

と繁栄のため日米両国が相協力して貢献すべきであるとの信念を述べた。総理大臣は、日本はアジアの平和と繁栄のため今後も積極的に貢献する考え方を述べた。

三 総理大臣と大統領は、現下の国際情勢、特に極東における事態の発展について隔意なく意見を交換した。大統領は、この地域の安定のため域内諸国にその自主的効力を期待する旨を強調したが、同時に米国は域内における防衛条約上の義務は必ず守り、もって極東における国際の平和と安全の維持に引き続き貢献するものであることを確言した。総理大臣は、米国の決意を多とし、大統領が言及した義務を米国が十分に果たしある態勢にあることが極東の平和と安全にとって重要であることを強調した。総理大臣は、さらに、現在の情勢の下においては、米軍の極東

明した。総理大臣と大統領は、トナム戦争が沖縄の施政権が日本に返還されるまでに終結していることを強く希望する旨を明らかにした。これに随連して、両者は、万べトナムにおける平和が沖縄返還予定時に至るも実現していない場合には、両国政府は、南ベト



佐藤総理と握手するニクソン大統領

17

ナム人民が外部からの干渉を受けて、その政治的将来を決定する機会を確保するための米国の努力に影響を及ぼすことなく、沖縄の返還が実現されるように、そのときの情勢に照らして十分協議することに意見の一一致をみた。総理大臣は、日本としてはインドシナ地域の安定のため果たしうる役割を探求している旨述べた。

五 総理大臣と大統領は、極東情勢の現状及び見通しにかんがみ、日米安保条約が日本を含む極東の平和と安全の維持のため果たしていれる役割をともに高く評価し、相互信頼と国際情勢に対する共通の認識の基礎に立って安保条約を堅持するとの両国政府の意図を明らかにした。両者は、また、両国政府が日本を含む極東の平和と安全に影響を及ぼす事項及び安保条約の実施に関し緊密な相互の接触を維持すべきことに意見の一一致をみ

た。
六 総理大臣は、日米友好関係の基礎に立って沖縄の施政権を日本に返還し、沖縄を正常な姿に復するようとの日本本土及び沖縄の日本国民の強い願望にこたえるべき時期が到来したとの見解を説いた。大統領は、総理大臣の見解に対する理解を示した。総理大臣と大統領は、また、現在のような極東情勢の下において、沖縄にある米軍が重要な役割を果たしていることを認めた。討議の結果、両者は、日米両国共通の安全保障上の利益は、沖縄の施政権を日本に返還するための取決めにおいて満たしうることに意見が一致した。よって、両者は、日本を含む極東の安全をそこのことなく沖縄の日本への早期復帰を達成するための具体的な取決めについて、両国政府が直ちに協議に入ることに合意した。さらに、両者は、立法府の必

し、特に核については、ワシントンでの両首脳会談において、はじめて結論がでたことは承認のどおりであります。日米双方の当事者は両国共通の利害をさまざま、それぞれの益の命ずるところに従い、辛棒強く一つ問題解決の努力を重ね、誠意をもって交渉してまいりました。その結果、時を同じじして貿易経済面において困難な懸案を抱えつつも、領土問題といふわが国家・民族の存立の基盤にもかかわる超重要事項について、日米双方の満足する成果をあげることができたのであります。

かくて日米両国最高首脳の名において、双方の政策上の見解と方針を記録にとどめたとの共同声明ができ上りました。沖縄返還問題は、これから交渉される返還協定によって、わが国においては国会の承認を、米国においても議会の支持をえて法的に、かつ、最終的に取り決められますが、この共同声明に盛られた事柄は、両国最高首脳の考え方の一致点を示すものとして最も強い政治的・道義的な力を持つものであります。

金國民の悲願の実現の軌道を敷きえたわ

共同声明に関する外務大臣の説明



■ホワイトハウス中庭で対話をあさつをする佐藤総理

(昭和四十四年十一月二十一日)

一、全般

この共同声明は、日

米両国共通の関心事に関する佐藤総理とニクソン大統領の会談内容を盛ったものでありますが、なんといっても沖縄の平和的返還という、世界史上まれなできごとについての基本的合意が特筆大書されるべき点であります。しかも、この返還に当たり総理

も述べたごとく、交渉に当たつての日本側主張たるいわゆる「七二年、核抜き、本土並み」の三つの基本原則をすべて実現したことできたことも、沖縄県民をはじめとする日本国民の強い支援と、日米両国間の強い友好信頼関係の賜物であるとともに、わが国外交史上画期的な意義をもつております。

今回の交渉を通じて米側は、当然ながら主に沖縄基地の抑止力維持に強い関心を示

を断ちえた米国とは、ともにうるところ多大であり、これにより一九七〇年代に向かっての日米関係は磐石の基礎の上におかれることとなりました。

二、世界アジアの平和と繁栄第一、二項 第一項と第二項は、共同声明全体の基調を示したもので、総理と大統領は、自由世界及び第二の経済的実力を持つ同志にふさわしく、スケール大きく、かつ、七〇年代への長期展望に立った話合いにより、緊密な日米関係を出发点として、特に国際緊張の緩和、世界及びアジアの経済発展、民生安定への貢献を通じ、平和と繁栄に向かって協力することを明らかにしました。

三、極東情勢についての意見交換第一項は、安保条約についての極東における存在に、抑止力としての米軍の極東における存在によつて支えられているという現実に対する両首脳の考え方を明らかにしたものであります。すなわち、総理は大統領が強調した極東の安全保障に対する米政府の基本的姿勢を支持しつつ、抑止力としての米軍の極東における存在を積極的に評価し、また効果

要な支持を得て

前記の具体的な取決めが締結されることを条件に、一九七二年中に沖縄の復帰を達成するよう、この協議を促進すべきことと合意した。これに連して、総理大臣は、復帰後は沖縄の局地防衛の責務は日本主体の防衛のための努力の一環として徐々にこれを負うとの日本政府の意図を明らかにした。また、総理大臣と大統領は、米国が、沖縄において両国共通の安全保障上必要な軍事上の施設及び区域を日米安保条約に基づいて保持することにつき意見が



的ない抑止力の維持の
必要という一般的見
地から、米国が既存
の防衛条約上の義務
を、必ず守るという
決意をいつでも実証
しうるような態勢に
あることが望ましい
との考え方を示した
うであります。以上の
極東における存
在一般的評価を述べ
たもので、米軍の具
備ぶりについて論
じたものでないこ
と、いまでもあります
あとの部分に出て
るのは事前協議制
度がないことも同様
インドシナ半島の各地域の情勢に関する両
首脳の見解を記したものであります。韓国
及び台湾についての總理の見解は、現在の
極東情勢の下において、わが国が韓国及び
台湾の安全を、日本の安全確保との関連
で、一般的にどのように認識しているかを
明らかにしたものであります。總理がすで
に記者会見で述べたとおり、特に韓国に対
する武力攻撃が万一発生すれば、これは當
然わが国の安全に重大な影響を及ぼすもの
であります。したがって、万一かかる事態
が起つた際、これに対処するため、仮り
に米国より安保条約上の事前協議を行なわ
れれば、政府はこの一般的認識を判断の重
要な要素として、その態度を決定すること
は、もとより国益上当然のことと考えられ
ます。また、台湾地域に対する武力攻撃發
生という事態は、幸いにして現在予見され
ませんものの、これもわが国にとって
て大変重要な要素であり、わが国はこのこ
とを十分認識しておく必要がありましょ
う。もとより国際緊張の緩和は日米両国の
大きな目的であり、共同声明にも兩首脳が
中共がより協調的・建設的な對外態度をと
ることを期する上で、一つの

七 総理大臣と大統領は、施政権返還にあたっては、日米安保条約及びこれに関連する諸取決めが変更なしに沖縄に適用されることに意見の一一致をみた。これに関連して、総理大臣は、日本の安全は極東における国際の平和と安全なくしては十分に維持することができないものであり、したがって極東の諸国の安全は日本の重大な関心事であるとの日本政府の認識を明らかにした。総理大臣は、日本政府のかかる認識に照らせば、前記のような態様による沖縄の施政権返還は、日本を含む極東の諸国のおかげで、防衛のために米国が負っている国際義務の効果的遂行の妨げとなるようなものではないとの見解を表明した。大統領は、総理大臣の見解と同意見である旨述べた。

ここで一つ特に強調しておきたいことがあります。記していることにご留意願います。

は、事前協議において政府がとるべき態度の決定は、あくまでわが国益、すなわち、日本の安全にとって必要か否かの判断に立つて行なわれることで、米国が他国と防衛条約を結んでいるがゆえに当然に行なわれるものではない、ということです。共同声明の表現もまさにかかる見地に立っているものであります。

次に、アジアにおける現下の最大の問題の一つとして両首脳が取り上げたトトナム問題については、両首脳とも、沖繩返還までに戦争が終結していることを強く希望し、総理としてもインドシナの安定と復興に果たしうべき日本の役割の探求に言及しています。日本政府としては、米国が和平実現のため真剣な努力を払っている以上、北越側にこれに応する誠意がある限り、返還時になっても平和が実現していないという事態は、実際問題としてまず起りえないものと考えます。しかしながら、現在和平交渉中の米国としては、特定の時点までに戦争を必ず終結させると一方的にコミットメントする立場になく、可能性の問題として

は、平和が実現していない事態を排除しない事情も当然理解されます。よって、万一このような事態となった場合、具体的にいかなる選択がありうるかは、その段階で両国政府が諸般の情勢を十分考慮に入れて協議して判断すればよい、というのが本項のこのくだりの意味であります。南北トナム人民の民族自決の権利が確保されるような公正な和平の達成を期すという米国の基本政策は、わが國も從来から支持してきたところであります。このための米国の方針に対し、沖縄返還が具體的にいかなる影響を及ぼしうるか、影響ある場合にかかる幾多の選択がありうるかは、現在の時点では判定しうるわけに行かないのと、これを将来の万一の場合の協議にゆだねたのでありますて、ここにいう「協議」とは、安保条約に基づく「事前協議」ではありません。

以上の各地域についての意見交換を通じて、いまでもないことがながら、日本側としてはいわゆる「事前協議」に関する許諾の予約」をいかなる意味でも全く行なっていないという当然のことを、金のためつけ加えさせていただきます。

この項で両首脳は、わが国はじめ極東の平和と安全の維持に大きく貢献している安保条約の堅持を、相互に表明し合ったのであります。これは、もとより両国それぞれも通常の外交経路や安全保障協議委員会等を通じて、従来から行なってきた意思の疎通のため、緊密な相互の接触を続けて行くことを要しません。また両国政府が今後とも一致しましたが、これは今までと同様、流動的な国際情勢の下にわが国の領域に戻った沖縄の局地防衛責任が日本に帰ることで、政府は最善のベースで徐々にこれを実現して行く考えであります。現在のところ申すまでもなく、今後とも引き続きこの共同声明の一つの大きな柱ともいいうべきこの項では、両首脳は、西園政府が沖縄の返還を一九七二年中に実現するため、返還協定締結交渉を直ちに開始することに合意した旨明確にされています。

六、沖縄返還の時期

第六項

この共同声明の一つの大いなる柱ともいいうべきこの項では、両首脳は、西園政府が沖縄の返還を一九七二年中に実現するため、返還協定締結交渉を直ちに開始することに合意した旨明確にされています。

七、沖縄返還の態様

第七項

この項と次の第八項は、沖縄の本土並み返還につき両首脳の意見が一致したことと明らかにしたもので、共に、共同声明の中核的部の一つであります。両首脳の合意の結果はすべて共同声明にもられており、秘密の了解といふようなものは全然ありません。この項に明らかなように、現行の地位協定の適用により、沖縄の米軍は本土と全く同じ立場におかれることを表明し、大統領が同意の旨述べております。このことは、当然ながら個々の具体的な事態につき前回協議の際の許諾をあらかじめ予約したり保証したことではございません。

八、核問題

第八項

この項も共同声明の柱の一つであって、

景とする日本政府の政策について詳細に説明した。これに対し、大統領は深い理解を示し、日米安保条約の事前協議制度に関する米国政府の立場を害することなく、沖縄の返還を、右の日本政府の政策に背馳しないよう実施する旨を総理大臣に確認した。

九、総理大臣と大統領は、沖縄の施政権の日本への移転に関連して両国間において解決されるべき諸般の財政及び経済上の問題（沖縄における米国企業の利益に関する問題も含む）があることに留意して、その解決についての具体的な話し合いをすみやかに開始することに意見の一一致をみた。

十、総理大臣と大統領は、沖縄の復帰に伴う諸問題の複雑性を認め、両国政府が、相互に合意されるべき返還取決めに従つて施政権が円滑に日本政府に移転されるようになるために必要な諸措置につき緊

密な協議を行ない、協力すべきことに意見の一一致をみた。両者は、

東京にある日米協議委員会がこの準備作業に対する全般的責任を負うべきことに合意した。総理大臣と大統領は、琉球政府に対する必要な助力を含む施政権の移転の準備に関する諸措置についての現地

における協議及び調整のため、現存の琉球列島高等弁務官に対する諮詢委員会に代えて、沖縄に準備委員会を設置することとした。準備委員会は、大使級の日本政府代表及び琉球列島高等弁務官から成る。十一、総理大臣と大統領は、沖縄の施政権の日本への返還は、第二次大戦から生じた日米間の主要な懸案の最後のものであり、その双方

がって、既存の米軍基地がそのまま既得権、東諸国との安全は日本の重大な関心事であるとして存続するのではないかことは自明の理であります。

七、沖縄返還の態様

十一、沖縄返還の態様

この項と次の第八項は、沖縄の本土並み返還につき両首脳の意見が一致したことと明らかにしたもので、共に、共同声明の中核的部の一つであります。両首脳の合意の結果はすべて共同声明にもられており、秘密の了解といふようなものは全然ありません。この項に明らかなように、現行の地位協定の適用により、沖縄の米軍は本土と全く同じ立場におかれることを表明し、大統領が同意の旨述べております。このことは、当然ながら個々の具体的な事態につき前回協議の際の許諾をあらかじめ予約したり保証したことではございません。

八、核問題

八、核問題

この項も共同声明の柱の一つであって、

23

にとり満足な解決は、友好と相互信頼に基づく日米関係を一層固めるゆえんであり、極東の平和と安全のために貢献するところも大なるべきことを確信する旨披瀝した。

十二、経済問題の討議において、総理大臣と大統領は、両国間の経済関係の著しい発展に注目した。両者は、また、両国が世界経済において指導的地位を占めていることに伴い、特に貿易及び国際収支の大額な不均衡の現状に照らしても、国際貿易及び国際通貨の制度の維持と強化についてそれを重要な責任を負っていることを認めた。これに関連して、大統領は、米国におけるインフレーションを抑制する決意を強調した。また、大統領は、より自由な貿易を促進するとの原則を米国が堅持すべきことを改めて明らかにした。総理大臣は、日本の貿易及び資本についての制限の縮小をすみやかに進めることとの日本政府の意図を示した。具体的には、総理大臣は、広い範囲の品目につき日本の残存輸入数量制限を一九七一年末までに廃止し、また、残余の品目の自由化を促進するよう最大限の努力を行なうとの日本政府の意図を表明した。総理大臣は、日本政府としては、貿易自由化の実施を從来より一層促進するよう、一定の期間を置きつつその自由化計画の見直しを行なっていく考えである旨付言した。総理大臣と大統領は、このような両国のそれぞれの方策が異なる点で、両国間の基礎を一層強固にするであろうこととに意見の一致をみた。

十三、総理大臣と大統領は、開発途上の諸国への必要と取り組むことが国際の平和と安定の促進にとって緊要であることに意見の一致をみた。総理大臣は、日本政府としては、日本経済の成長に応



■ヘリで首相官邸に降り立った総理大臣

25

総理がわが國の非核三原則に基づく政策を

くわしく述べ、これに対し大統領は深い理解を示し、この日本政府の政策に反しない。

九、財政経済問題 第九項

この項は、沖縄の返還に伴い、現地米国

資産の対日移転、通貨の交換、現地米国企

業の事業活動の取扱い等に関するものであ

ります。すなわち、沖縄の核抜き返還が

明らかにされたものであります。すなわち

米国政府の最高責任者である大統領の「確約」であるからには、返還時における核兵器の撤去について、これ以上の明確な保証はないのであります。したがって、返還後、沖縄にひそかに核兵器を存置しておくことはどうやら、いわゆる「核隠し」などはとて、新しい問題となりえないことは、私から事実上ないであります。

なお、事前協議制度のもとでは、核兵器

は法的に禁止されるということではなく、ただ日本政府は現在その政策たる非核三原則により、これを断つるという方針をとっています。したがつて、事前協議の対象となるべき性質の問題であることは変わらず、米国政府の立場としてこれを確認したのが、「審査することなく」との表現であつて、これによつて、わが方が「有事持込

方に米国にも十分伝えてあります。

十、復帰準備 第十項

戦後四半世紀にわたつて法律、政治、経

済、社会等あらゆる分野で日本本土と異なつた諸制度のもとにおかれてきた沖縄の復帰に当たつて、県民の生活に無用の摩擦と混亂を起さないことは最も大切であります。このため、すでに政府は格差差正を含め、米国政府の立場としてこれを確認したが、いよいよ復帰が実現するこの立場を害することなく、との表現であつて、これによつて、わが方が「有事持込

む一体化政策によつて多くの措置をとつて

きましたが、いよいよ復帰が実現するこの段階においては、「一層周到、かつ、十分に

その準備を進め、万全を期すとともに、沖

み」を認めるという保證を与えたものではあります。

九、財政経済問題 第九項

この項は、沖縄の返還に伴い、現地米国

資産の対日移転、通貨の交換、現地米国企

業の事業活動の取扱い等に関するものであ

ります。その詳細はまだ明らかではありませんが、返還協定交渉の一環として、日本

間で具体的に話し合われることとなる旨を

述べています。なお、私としては、現在沖

継で正當に従事している米国の企業等につ

いても、復帰に際し平衡に取り扱うことがあ

ります。このため、すでに政府は格差差正を含め、米国政府の立場としてこれを確認したが、いよいよ復帰が実現するこの立場を害することなく、との表現であつて、これによつて、わが方が「有事持込

む一体化政策によつて多くの措置をとつて

きましたが、いよいよ復帰が実現するこの段階においては、「一層周到、かつ、十分に

その準備を進め、万全を期すとともに、沖

み」を認めるという保證を与えたものでは

あります。

九、財政経済問題 第九項

この項は、沖縄の返還に伴い、現地米国

資産の対日移転、通貨の交換、現地米国企

業の事業活動の取扱い等に関するものであ

ります。その詳細はまだ明らかではありませんが、返還協定交渉の一環として、日本

間で具体的に話し合われることとなる旨を

述べています。なお、私としては、現在沖

継で正當に従事している米国の企業等につ

いても、復帰に際し平衡に取り扱うことがあ

ります。このため、すでに政府は格差差正を含め、米国政府の立場としてこれを確認したが、いよいよ復帰が実現するこの立場を害することなく、との表現であつて、これによつて、わが方が「有事持込

む一体化政策によつて多くの措置をとつて

きましたが、いよいよ復帰が実現するこの段階においては、「一層周到、かつ、十分に

その準備を進め、万全を期すとともに、沖

み」を認めるという保證を与えたものでは

あります。

九、財政経済問題 第九項

この項は、沖縄の返還に伴い、現地米国

資産の対日移転、通貨の交換、現地米国企

業の事業活動の取扱い等に関するものであ

ります。その詳細はまだ明らかではありませんが、返還協定交渉の一環として、日本

間で具体的に話し合われることとなる旨を

述べています。なお、私としては、現在沖

継で正當に従事している米国の企業等につ

いても、復帰に際し平衡に取り扱うことがあ

ります。このため、すでに政府は格差差正を含め、米国政府の立場としてこれを確認したが、いよいよ復帰が実現するこの立場を害することなく、との表現であつて、これによつて、わが方が「有事持込

む一体化政策によつて多くの措置をとつて

きましたが、いよいよ復帰が実現するこの段階においては、「一層周到、かつ、十分に

その準備を進め、万全を期すとともに、沖

み」を認めるという保證を与えたものでは

あります。

九、財政経済問題 第九項

この項は、沖縄の返還に伴い、現地米国

資産の対日移転、通貨の交換、現地米国企

業の事業活動の取扱い等に関するものであ

ります。その詳細はまだ明らかではありませんが、返還協定交渉の一環として、日本

間で具体的に話し合われることとなる旨を

述べています。なお、私としては、現在沖

継で正當に従事している米国の企業等につ

いても、復帰に際し平衡に取り扱うことがあ

ります。このため、すでに政府は格差差正を含め、米国政府の立場としてこれを確認したが、いよいよ復帰が実現するこの立場を害することなく、との表現であつて、これによつて、わが方が「有事持込

む一体化政策によつて多くの措置をとつて

きましたが、いよいよ復帰が実現するこの段階においては、「一層周到、かつ、十分に

その準備を進め、万全を期すとともに、沖

み」を認めるという保證を与えたものでは

あります。

九、財政経済問題 第九項

この項は、沖縄の返還に伴い、現地米国

資産の対日移転、通貨の交換、現地米国企

業の事業活動の取扱い等に関するものであ

ります。その詳細はまだ明らかではありませんが、返還協定交渉の一環として、日本

間で具体的に話し合われることとなる旨を

述べています。なお、私としては、現在沖

継で正當に従事している米国の企業等につ

いても、復帰に際し平衡に取り扱うことがあ

ります。このため、すでに政府は格差差正を含め、米国政府の立場としてこれを確認したが、いよいよ復帰が実現するこの立場を害することなく、との表現であつて、これによつて、わが方が「有事持込

む一体化政策によつて多くの措置をとつて

きましたが、いよいよ復帰が実現するこの段階においては、「一層周到、かつ、十分に

その準備を進め、万全を期すとともに、沖

み」を認めるという保證を与えたものでは

あります。

九、財政経済問題 第九項

この項は、沖縄の返還に伴い、現地米国

資産の対日移転、通貨の交換、現地米国企

業の事業活動の取扱い等に関するものであ

ります。その詳細はまだ明らかではありませんが、返還協定交渉の一環として、日本

間で具体的に話し合われることとなる旨を

述べています。なお、私としては、現在沖

継で正當に従事している米国の企業等につ

いても、復帰に際し平衡に取り扱うことがあ

ります。このため、すでに政府は格差差正を含め、米国政府の立場としてこれを確認したが、いよいよ復帰が実現するこの立場を害することなく、との表現であつて、これによつて、わが方が「有事持込

む一体化政策によつて多くの措置をとつて

きましたが、いよいよ復帰が実現するこの段階においては、「一層周到、かつ、十分に

その準備を進め、万全を期すとともに、沖

み」を認めるという保證を与えたものでは

あります。

九、財政経済問題 第九項

この項は、沖縄の返還に伴い、現地米国

資産の対日移転、通貨の交換、現地米国企

業の事業活動の取扱い等に関するものであ

ります。その詳細はまだ明らかではありませんが、返還協定交渉の一環として、日本

間で具体的に話し合われることとなる旨を

述べています。なお、私としては、現在沖

継で正當に従事している米国の企業等につ

いても、復帰に際し平衡に取り扱うことがあ

ります。このため、すでに政府は格差差正を含め、米国政府の立場としてこれを確認したが、いよいよ復帰が実現するこの立場を害することなく、との表現であつて、これによつて、わが方が「有事持込

む一体化政策によつて多くの措置をとつて

きましたが、いよいよ復帰が実現するこの段階においては、「一層周到、かつ、十分に

その準備を進め、万全を期すとともに、沖

み」を認めるという保證を与えたものでは

あります。

九、財政経済問題 第九項

この項は、沖縄の返還に伴い、現地米国

資産の対日移転、通貨の交換、現地米国企

業の事業活動の取扱い等に関するものであ

ります。その詳細はまだ明らかではありませんが、返還協定交渉の一環として、日本

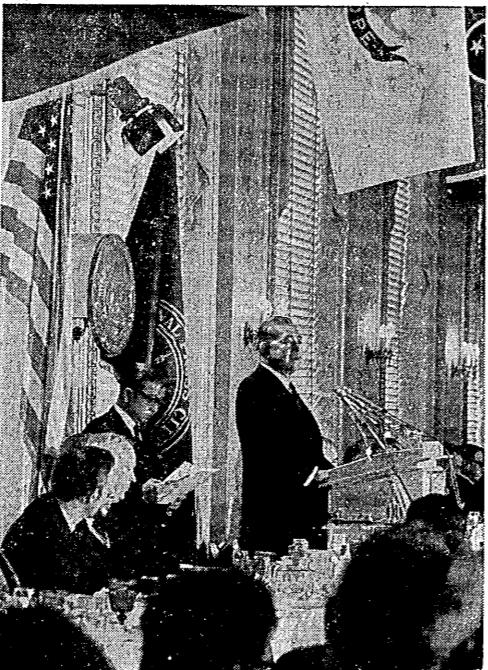
間で具体的に話し合われることとなる旨を

太平洋新時代の幕あけ

ナショナル・プレス クラブにおける 佐藤總理の演説

(昭和四十四年十一月二十一日)
ヘッファーナン会長並びに御列席の各位、私がこのクラブで皆さまにお話をするのは、今回で三回目であります。見渡せば、親しいお顔の方々もだいぶ拝見されますが。とくに今回、ニクソン大統領と私の会談によつて生まれた、太平洋新時代ともいふべき新しい日米関係と国際政治の新展開についてお話し申し上げる機会を与えられたことは、「私の心からなる喜びである」ともに光栄とするところであります。

て、両国間の関係のみならず広く国際政治全般について率直な意見の交換をいたしました。その成果は、きわめて満足すべきものでありましたが、成果の最大のものは、申しまでもなく沖縄問題の解決でありました。沖縄問題は、戦後の日米間の最大の懸案であったことは御承知のとおりであります。が、今回ついに私とニクソン大統領の間で、沖縄を一九七二年中に日本に返還することについて基本的な合意を見るに至りました。合意の内容は、コミュニケで明らかにされたとおりであります。



■ナショナル・プレス・クラブで演説する佐藤総理

そこで、この際特に強調しておきたいことがあります。それは、このような歴史的な交渉を可能ならしめた背景はなんであつたかということ、沖縄返還が今後の日米関係をどのように形づくり、さらには「一九

卷之三

七〇年以降の国際政治にどのように影響して行くであろうかということになります。
戦後、一九五三年には奄美群島が、一九六八年には小笠原諸島が、それぞれ日本と政府間の話し合いで返還されております。しかし、百万人の日本人が住む沖縄は、極東における平和維持の戦略的拠点として、今日まで米国の施政権下におかれています。日米間の返還交渉における最大の問題点は、まさしく沖縄が平和維持の面で果たしている役割そのものであったのであります。沖縄における米軍基地の重要性について、日米間の基本的な認識は一致しております。沖縄基地の平和維持機能は、今後とも有効に保たなければなりません。しかしながら、わが国の領土たる沖縄と、そこに住む百万の日本人が戦後引き続き米国の施政権下に置かれるという事実は、日本国民の心の中に割り切れないものであります。しかし、いわば敗戦の象徴として意識され、それがしこりとなって、日米関係に微妙な影響を及ぼしておりました。

私とニクソン大統領は、日米両国民の友好と信頼を維持増進し、戦後二十余年間にわたって、相互の利益のみならず共通の

理念によって徐々に築かれていたパートナーシップの関係をこの際一段と強化することこそ、相互の国益に沿うやえんである。同時に、アジアの平和と發展に寄与するという認識の下に、沖縄返還について合意したのであります。換言すれば、自由平等、人権尊重、社会主義の実現などの民主主義的基本的理念において日本に一致するところがあつたからこそ、沖縄返還が実現したのであります。私は、この交渉を通じ米国政府、議会など関係者がわれわれに示された信頼と寛容に対し、さらには米国民の友好と善意とに對し、深い感謝の意を表するとともに、日米間のきずなの強さをいっそう痛感したのであります。ひるがえつて、同じ第二次大戦の結果きりはなされた北方領土がいまだ祖国に復帰していないことはまことに遺憾であります。私は、沖縄の輝かしい先例に勇気つけられながら、日本国民の正当な要求を平和裏に実現すべく、ひきつづき努力する決意であります。

さて、沖縄の復帰に伴い、わが国が沖縄の局地防衛の責務を徐々に負って行くことは当然であります。日本の自衛力はすでにわが国の第一次防衛を保障する上で極要なことは、幸いにして、そのような事態は予見されないのであります。私は、インドシナ半島に一日も早く平和を取り戻され、この地域の諸国民が再び安定と繁栄をめざして働きうるようになることを祈ることで、日本としていかにしてこれに協力すべきか、その役割を真剣に探求している次第であります。私いたしましては、日本の果たすべき役割は、インドシナ半島の経済の復興、発展のため協力することはもちろんのこと、敵火のおさまった後に設けられるべき国際的平和維持機構に求められれば、日本の国情に合致した方法で参加、協力すべきものと考えております。私は、南ベトナム人民が外部からの干渉なし、自主的にその運命を決定することができるようにとの目的のために米国が払っている犠牲と、ベトナム問題やラオス問題の平和的、かつ、正當な解決のためにソ連大統領はじめ米側関係者が払われています。私は、米國が世界平和の維持のために誠実な努力に致意を表すものであります。と同時に、私は米國の立場に深い理解を抱き、その努力が実を結ぶことを心から期待しています。

私は、冒頭に、太平洋新時代ということ問題に、六〇年代にもさかる努力を払うと申上げました。それは、沖縄返還によつて名実ともに戦後の時代に終止符を打ち、日本が米国と協力してアジア・太平洋地域、ひいては全世界の平和と繁栄に貢献していく時代であります。そしてまた、それが、日米両国間に生じた問題の解決に限られた、いわば「閉ざされた日米関係」から、日米両国が協同して国際協調の強化に努める「開かれた日米関係」への移行といふてもよいのであります。

このためには、一九七〇年代の展望がます必要であります。私は、七〇年代は米ソ両国が世界平和の維持に第一義的な能力と責任を負いつつも、他の各国がそれぞれの目標に従い自主的な行動範囲を拡げて行くことには、必ず第一にわれわれが味において、日本国民は今般開始の運びとなりました両大國間の戦略兵器縮減交渉が実を結び、将来の一般的な軍縮の出発点となることを強く念願しているのです。

七〇年代は、また、米ソに次ぐ諸大国がそれぞれより大きい責任を果たすべき時代であると申せましょう。ことにわれわれは、目下戦力の開発に努力している中共の将来、及び米国と中共との関係、ソ連と中共との関係に深甚の関心を抱くものであると申せましょう。ことにわれわれは、米ソ間において平和維持の努力が進展しているのと同様に、七〇年代において、米中、ソ中間にも平和的な共存関係が実現されることを強く希望するものであります。また私は、中共が從来の硬い姿勢を改めて、世界平和の実現のための責任を建設的に果たす國として国際社会に参加することを期待しており、日米両国はこのための門戸を、中共に対し常に開放しておくべきものと考えるのであります。

七〇年代における日本、あるいは西ヨーロッパの諸國の責任もまた大なるものがあるゆえんもここにあります。

ることこそ、わが国が一九七〇年代における国家目標として追求すべき課題であります。米国が全世界の平和の維持にとって中⼼的存在であり、アジアにおいても安全保障の上で重要な責任を負っていることを考えれば、アジア諸国の国づくりに対する経済、技術面での支援という分野においては、米国よりもむしろ日本の方が主体的な割りを果たすべきであると考えます。

わが国は、自由世界第二位の経済力を有するに至ったとはいへ、米国との差はきしまめて大きく、しかも一人当たりの国民所得は、世界で二十番目であるという現実にあります。それに加えて、社会資本、公共投資の大きな不足を是正して行かなければならぬ重荷を背負っております。しかしながら、日本国民の心の底には、世界のため積極的に働きかけることに生き甲斐を出したいといふ意欲もまた生まれているのであります。特に、沖縄問題の解決が日本国民に自信を与え、民族としての建設的意欲をアジアの安定に向かつて指向せしめる契機となることは疑いをいりません。

すでにわが国は、一九七〇年代をアジア開発の十年とする目標を掲げておりますが、アジアの平和と繁栄の確保は、わが国一国の力だけで達成することはできません。アジア諸国との自立的な努力とともに、この地域に大きな関心を有する先進工業国たるのみではなく、アジア諸国民が自由と社會主義とを享受することを目標とす

なければならないからであります。ここに
もまた、共通の理念に結ばれた日米両国による秩序の創造という太平洋時代のあるべき姿を見出すのであります。

　　日本の協力は、二国間及びアジアに限られるものではありません。この協力は、由世界において一位と二位の経済力を有する二つの国の協力でありますから、その効象は、さきに一九七〇年代の展望について述べたとおり、一般的緊張緩和、国連機能の強化、軍備管理、ひいては軍縮の実現、南北問題の解決、自由な貿易体制の維持、安定した国際通貨体制の確立など、諸々の世界的諸問題に及ぶべきであります。

　　さて、このような広範な協力関係をつくり上げるためには、いかなる心構えが必要なことでしょうか。もつとも必要なことは、両国の国民の間の理解の促進と信頼感の育成であります。ちょうど今を去る百年前、四十名の日本人移民が初めて米国に渡ったのであります。いまや毎年十万名を越える日本人が米国を訪問しており、米国から日本への訪問も年間二十万人を超えます。こうして直接あるいはマス・メディアを通じて、この両国をつなぐ

ると考えます。これら諸国が緊張緩和、あるいは世界経済の調和ある発展のために果たしうる役割は、今後さらに増大すると予想されます。なんかく、南北問題は今後も長期にわたって人類が取り組み、解決すべき最大の課題であることを思え、これら先進工業諸国は短期的な利害を超え、力を合わせて開発途上諸国の国つくりの支援に一層力をいたすべき必要を痛感するものであります。

このような展望に立って、太平洋をはさむ二大雄辯たる日米両国が協力する時代、これが私のいう太平洋時代なのであります。

さて、かかる日米協力のあり方であります、まず日米二国間の関係について申し上げれば、沖繩問題の解決により、当面、日米両国間の重要な問題の一つが経済問題であることは、明らかであります。現に日本国には、資本取引にせよ、貿易面にせよ、種々の問題があり、すでに日米関係を円滑に進めていたため当事者間の努力が行なわれておりますが、私はさらにこの点に関し一層の努力を払う所存であります。七〇年代においては、二国間のみなら

ず世界の他の地域においても、経済の分野で日米の協調と競争の両面がともに増大するものと予想されます。そこには若干の摩擦が起りがちであります。しかしながら、日米両国の巨大な貿易量にみられる相互依存関係の深まりからくる利益の大きさに比べれば、競争のため、まま発生する摩擦は、それほど問題ではありません。より大切なことは、相手国の立場をねに理解し、互恵互譲の精神により、部分的な摩擦が、政治的な大きいつながりを傷つけることのないよう、国際的ルールのワク内で配慮することであると考えます。この意味で、私は、以前から日本の貿易の自由化並びに資本の自由化を推進して参りました。昨年十二月、閣議決定を行ない「輸入制限品目について全面的再検討を早急に行なう」と、兩三年中にかなりの分野において自由化を実施することにいたしました。さらにはその後、先月日本政府は、現存輸入制限品目を一九七一年末までに半減し、さらに、その他の品目の自由化の促進についても最大限の努力を払うことにして決定いたしました。また、資本の自由化については自由化菜種の範囲の拡大についても努力を続け

てまいりました。しかして、この貿易及び
資本の自由化の促進については、今後とも
一層努力する決意であります。同時に、
米国が今後とも安定した経済発展を統け、
開放的な経済政策をとることを期待するも
のであります。

日米両国が共通の関心を持つアジアにお
いては、各国の自助努力、共通の関心を有す
る国々の間の地域協力、先進国からの經
済技術協力等が相まって、次第に開発のテ
ンボが早まり、多くの地域において安定し
た国家体制と自主的な経済建設の前進がみ
られます。それにもかかわらず、アジアの
貧困は依然として解消されず、アジア諸國
の持続的な発展の基礎が確立されたとい
うには、まだほど遠い状態にあります。この
ようなアジアの情勢は、一九七〇年代に入
つても大きく変わることはないものと考
えられます。

ここに私は、アジアの先進工業国として
のわが国に与えられた最大の課題を見出す方
のであります。すなわち、民族や宗教や立
化を異なるアジアの諸国が、自由と独立
とを享有しつつ、相互に協力してともに繁
栄するよう、軍事的でない側面から協力をす



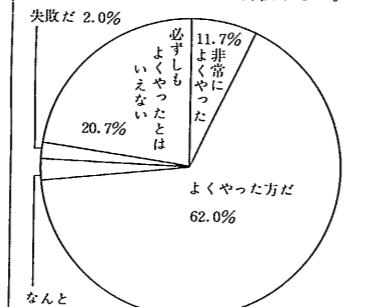
随行記者田とサンフテソシヌエで記者会見

沖縄返還交渉と日米共同声明について —サンケイ世論調査—

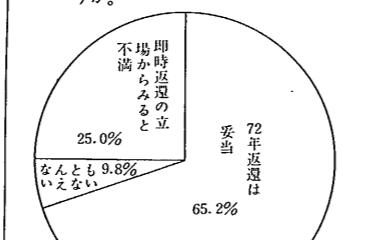
日米共同声明が発表された直後に、サンケイ新聞社は佐藤首相の沖縄返還交渉の結果を国民がどう受けとめたかを調査した。その結果、7割以上の者が、「非常によくやった」あるいは「よくやった方だ」と、その成果を高く評価した。

調査結果はつぎのとおりである。

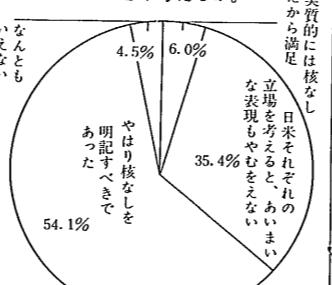
〈問〉5年間にわたる佐藤首相の沖縄交渉を全体としてどう評価するか。



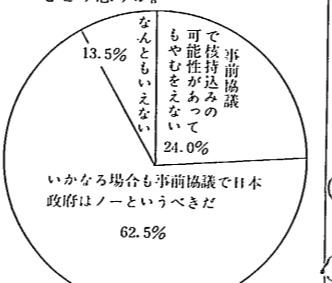
〈問〉「1972年中に返還」の決定をどう思うか。



〈問〉共同声明に示された核の取り扱いについてどう考えるか。



〈問〉有時の核持込みに関する事前協議をどう思うか。



〈調査方法〉

この調査は、東京、大阪の都心から半径70キロ圏内に住む15歳から64歳までの者1200人を系統2段抽出で事前に選び、22日の午前10時から午後2時の間にサンケイ新聞社が電話で行なったものである。これは、調査日時を対象者にあらかじめ通知しておく、新聞社が対象者へ電話をかけるか、対象者が新聞社へ電話てくるかの方法で、質問を電話で伝え、その場で意見を求めたものである。調査の回収率は70.4%であった。

れば、今まで両国民が抱きがちであった誤ったイメージが互いに修正され、米国も日本とともに独自の文化と伝統を持ち複雑な課題をかえている国であることが理解されてくるであります。さらに両国が、相手国の独自の役割を正当に評価することができるものと思います。

すなわち、米国は、広大な国であり、多民族国家であり、連邦国家であり、そして

なにより世界的なスーパー・パワーであ

ります。一方日本は、狭小な国土の上に單一民族によって形成された国であり、また

アジアの一国であります。ともに先進工業

国であり、自由と人権を尊重する民主主義

の理念において共通するとはい、このよ

うな基本的な相違点があります。

しかし、他方、日本と米国は、驚くほど

の類似点ももつております。社会の内部の

流動性がこれほど高く、競争原理がこれほ

ど貫かれてる国は、日米両国以外にはあ

りません。国内の諸体制が急テンポな情報

化社会への適応を行なっていること、高等

教育の広範な普及などにも大きな共通点が

みられます。そして、日本人も米国人も現

状に満足せず、常によい社会を未来に

して大きな期待と確信をもつておられま

す。かつては因苦乏乏にたえて新世界を見

を見出せるのであります。

政治・経済・安全保障問題など多岐にわ

たる国際組織の中心として「自由と安定」を維

持する米国の役割は独得のものであり、ど

の国も代替できるではありません。他

方、日本の生き方も平和に従事するといふ

でき、そのための国情と国民性を認め合

いが、それらの国情と国民性を認め合

い直接の利害は必ずしも同じではなくても、

お互いの立場を尊重することによって、き

わめて実のある協力体制が十分実現しうる

と確信するものであります。

このよろずの趣旨からいえば、私は、日米

両国は今後、この二国間の関係においても、

また国際問題に対処する場合でも、できる

だけ政策の選択範囲を広めるべきであると

思いますが、つねに幅のある話合いが可能な

状態を維持して行くことが望ましいのであ

ります。

米国と日本がこのよろずの協力を実現する

ならば、そこに初めて太平洋新時代が

の実現の途びとなつたことに深い喜びを覚

えるのであります。

御静聴ありがとうございました。

時の動き—政府の窓—十二月十五日号

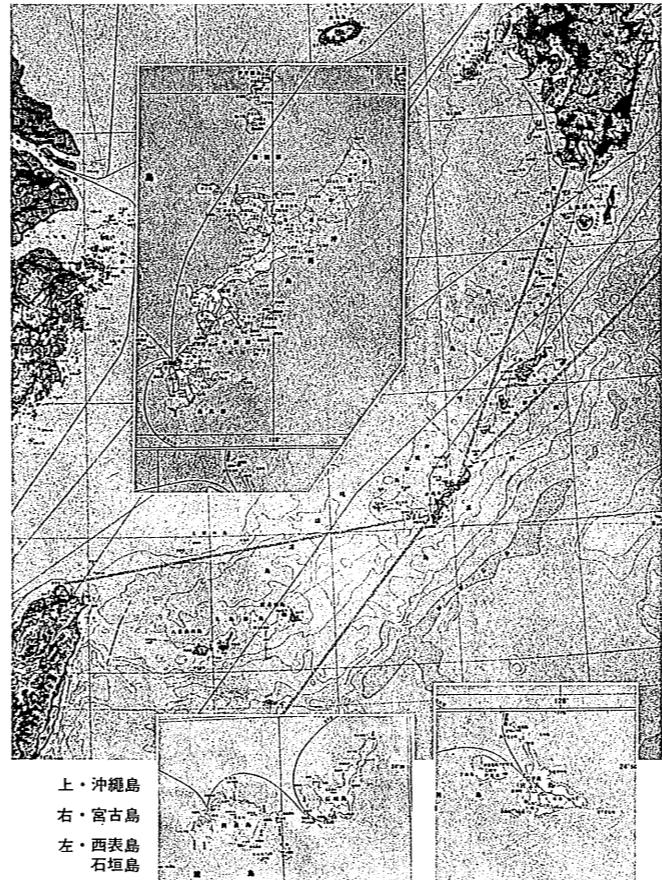
昭和四十年十二月二十八日正午発行 第一卷第十四号
昭和四十年十二月二十九日發行 第二卷第一号
東京臨海千代田区霞が関二丁目5番1号
電話番号：東京臨海千代田区霞が関二丁目5番1号
郵便番号：100-0002

定価

25円

(郵送定価31円)

琉球列島全図



「時の動き」の定期購読をお勧めします。定期購読者には特に政府刊行物を随時贈呈いたします。
お申し込みは、政府刊行物サービスセンター、サービス・ステーション（官報販売所）、全国主要書店あるいは内閣総理大臣官房広報室または大蔵省印刷局あて、はがきでお申し込みください。

転載自由 転載する場合は「時の動き」から転載したむねを記し総理府広報室宛三部送付願い
ます。ただし署名原稿の場合は、事前に広報室を通して執筆者の了解を得て下さい。

整理番号 ウ4-122

世界の動き

No. 213 / 1969 9

北米オ一課長
昭和四十三年六月十五日発行 第三種郵便物認可
毎月一回
日本農業出版社



○ 沖縄問題と日米関係
アジアに向かうソ連の姿勢
ニクソン大統領の
アジア・ルーマニア訪問

外務省情報文化局編集

沖縄問題と日米関係

外務大臣 愛知揆一

沖縄返還に絶えざる努力

現在日米間の最大の問題は、いさまでなく沖縄返還問題である。わが国古来の領土の一部、およびそこに住む百万人の日本国民が、戦後すでに二十数年を経た今日なお外國の支配下にあることは、どうみても不自然なことである。この領土および日本国民を、元来あるべき姿、すなわち我が国の施政権の下に復帰させることが、沖縄返還問題である。

沖縄返還交渉の相手国は、もちろん米国である。米国は、平和条約第三条にもとづいて、沖縄の施政権を行使することが認められている。沖縄と同様に、平和条約第三条にもとづいて米国が施政権を行使していた奄美群島および

世界の動き 9月号



もくじ
沖縄問題と日米関係.....愛知揆一.....1
アジアに向かうソ連の姿勢.....6
ニクソン大統領のアジア・ルーマニア訪問.....14
相互理解を増進した日米閣僚会議.....19
軍縮委員会と日本の参加(下).....26
グラビア解説《自主独立の実をあげる・スワジランド》.....24
■外務省だより.....32
■国際日誌(7月14日~8月15日)

グラビア 『世界への窓』スワジランド
表紙写真 8月2日、ルーマニアを訪問したニクソン大統領は民衆から歓迎を受けた。写真はルーマニアの民族衣装をつけた若者たちの団らの前に加えて楽しむ大統領。

編集担当 外務省情報文化局国内広報課

この「世界の動き」をご希望の方は、世界の動き社(東京都港区西新橋1-6-14 デトロイトビル 電話 504-1655)へ現金で300円(1年分)を前納されれば、随時発行の特集号などと共に、毎月お送りいたします。ご送金はなるべく当社振替口座(東京 25740番)をご利用ください。なお、沖縄に居住される方は600円を前納してください。船便にて、本社より直接お送りいたします。

本誌の論文を転載、または写真を転写される場合は、事前に本社までご連絡ください。その場合、かならず掲載誌を2部お送りください。

今日のアジアを中心とする国際情勢は、依然として不安定な状態にある。極東の一部地域には、わが国に対してもしも使用されたならば重大な脅威となりうるような軍事的能力が隠存している。また、去る四月の偵察機墜事件や韓国へのゲリラ侵入の反復でも明らかなどおり、わが国の平和をよそに朝鮮半島では三八度線を境として緊迫した状況が続いている。ベトナム和平の前途も安易に予断しえない状況である。そしてこの地域の安全がまがりなりにも保障されているのは、この地域で力の均衡が維持されているからであり、かつそのような力関係を維持するためには、この地域における米国軍の軍事的抑止力の占める意義がきわめて大きいということである。

現在沖縄にある米軍基地は、いわばこの極東における米国の軍事的抑止力の重要な一環となっている。地図を見れば明らかなように、沖縄は、韓国、日本から台湾を経てフィリピンに至る極東における自由陣営の中心に位置しており、

米国では「太平洋の要石」と呼ばれている。米国は極東において、日本のほかにも、韓国、中華民国、フィリピンとそれぞれ相互防衛条約を締結しているが、これら条約の義務を履行する上で、極東自由陣営の中心にある沖縄の基地が非常に重要な役割を果たしていることはいうまでもない。

もちろん、わが国としてもこのような極東における戦争抑止力の一つの中心点として、わが国およびわが国を含む極東の安全保障に重要な役割を果たしている沖縄基地の機能を重視していることは当然である。したがってまず第一に、かかる沖縄基地の機能を損なわないよう十分配慮しつつ、同時に沖縄県民を含むわが国全国民の世論と願望をふまえて、施政権返還後の沖縄に日米安保条約およびその関連取決が、本土の場合と同様にそのまま適用されるべきであるとのわが国の交渉の基本線を十分米国側に納得せしめ、その線で沖縄の返還を実現するということは、なみなみならぬ努力を必要とし、今後米国政府との間で真剣かつ十分な話し合いによって、問題を煮詰めていかなければならぬところである。私が先に、今後の交渉はけっして容易でないとのべたのは、以上の説明で理解されると思う。

ここでとくに念をおしておきたいことは、沖縄の施政権返還を求めるにあたって、沖縄を米国から奪取するということではなく、日米友好関係に基づき返還をおいた話合いをつうじて、領土の返還を求めるという基本的態度である。戦後の日米関係は、相互信頼にもとづく友好協力関係をもつて固く結ばれており、奄美群島や小笠原諸島の返還も、そのような関係の上に立脚した話合いをつうじて実現をみたのである。沖縄の返還についても、わが国およびわが国を含む極東の安全保障上の要請を満足せしめつつ、かつ日米安保保障条約およびその関連取決の枠内での施政権返還を実現するということは、日米双方の国益に資するのみでなく、アジア太平洋地域の安定と繁栄に寄与し、また日米間の長期的友好協力関係を維持するためにも不可欠なことであるという確信をもって、政府は今後英知を傾けて目的達成のため最大限の努力を払う所存である。

臣としてははじめての訪問であった。したがつて、ニクソン先の私の訪米は、ニクソン政権発足以來わが国の外務大臣としてはじめての訪問であった。

木立の上

く、広く日米間の諸問題について率直に意見を交換したが、数回にわたる会談をつうじて、米国政府首脳はアジア・太平洋地域に対する大きな関心と、この地域におけるわが国の果たす役割に対する期待を示していた。とくにニクソン大統領は、一九六〇年代だけとっても六回訪日しているので、歴代大統領の中でも自分ほど日本の事情に詳しい者はあるまいと述べて、わが国に対する深い信頼と親近感を示した。また大統領は、日本の協力なくしてアジア・太平洋地域の平和と繁栄は維持されないと述べ、日米両国が互いに協力しあうべきであるとの考え方をはつきり示したのであった。

わが国としても、アジアにおける唯一の先進国として、國力および憲法の許す範囲内で、自主的にこの地域の安定と繁栄に寄与すべきことはいうまでもない。日米友好協力関係の増進およびアジア・太平洋地域の平和と繁栄は、日米両国にとって共通の外交目標である。

このような関係にある日米両国の中、当面の最大の問題が、先に述べた沖縄の施政権返還問題である。政府の立場と今後の努力について、国民各位の理解と支援をお願いしたい。

アジアに向かうソ連の姿勢

アジア情勢の転換期

国際情勢は、アジアを中心に今や新たな転換期に入りつつある。

第二次大戦終結以来、すでに今まで二四年がたった。この歳月の長さは、第一次、第二次両大戦間のそれを上まわっている。

この間の科学技術の驚異的発達は、それぞれの国の政治、社会、経済体制のみならず、国と国との関係、さらには戦後長らく続いた共産・自由両陣営の力の対立、すなわち東西の冷戦体制にも大きく影響し、ここ数年来世界は大きく変わりつつある。

この状況を規定してキッシンジャー・米大統領特別補佐官

は、「世界は軍事的には米ソの二極、政治的には多極化の時代に入った」としている。

しかし、アジアに焦点をおいて国際情勢を見るならば、軍事的には米ソ二極の時代といふよりは、米中ソ三極の時代に入りつつあるとするのがより妥当であろう。そしてアジアのこの軍事的米中ソ三極の対立は、ソ連の背後にある欧洲情勢に直接大きな影響を及ぼしている。

しかしながら、アジアにおける米中ソ三極対立の時代は、まだ現実にきているわけではない。その時期となるのは、中共が、長距離核ロケット兵器の実戦配備をはじめるとみられる一九七〇年代はじめであろう。今やこの時期をめざし、そしてその場合のアジア情勢を考慮しつつ、米ソはいよいよ本格的に動きだしたようと思われる。

すなわち、ブレジネフ・ソ連共産党書記長は、六月の世界共産党会議における演説で、「アジアの集団安全保障体制とい

世界の動き

No. 218/1970 1



昭和四十四年六月十五日発行 第三種郵便物認可
毎月一回(年六月一日発行) 通巻第二二八号

外務省情報文化局編集

世界の動き

No. 218 / 1970 1



今後の国際情勢 日本外交
一九七〇年の世界経済と日本
沖縄返還決まる

外務省情報文化局編集

ならない。
とくに、わが国は、この三大国を隣国としているという世界でもユニークな位置にある国であり、国の安全も繁栄も、この三大国とわが国との関係に左右されるところがきわめて大きい。

さらにこの三国は、アジアに対する影響の大きさという見地からも重要である。戦後アジアにおいては恒常的に各種の緊張が存在し、大規模の武力行使をともなう紛争や戦争だけでも約二〇回も発生した。このうち日本にも少なからざる影響を及ぼしたものとしては、とくに朝鮮戦争、台湾海峡における緊張、ベトナム戦争の三つがあげられるが、これらの紛争はすべて一種の内戦的な性格をもつていてにかかわらず、前世紀におけるアメリカの南北戦争や、わが国の西南戦争などとは根本的に異なる二〇世紀的特色をもっている。すなわち、これらの紛争が「国際的内戦」であって、直接または間接に大国が介入関与した点である。またインドとパキスタンの間の争いも、その帰趨は大国の行動に依存するところをわめて大きいことは、一九六五年の印パ戦争におけるソ連の調停や、三大国の印パ両国に対する軍事、経済援助の消長を

みても明らかである。これを要するに、アジアの将来を考える第一の鍵も、三大国の相互関係にありといえるのである。

二 米中ソ三国関係の現状と将来

しかば、現在および七〇年代に予想される三大国関係は如何なるものであろうか。
(1) 米ソ関係についていえば、核戦争を回避するという共通利益にもとづく協調関係と、イデオロギーを異にした二大臣の勢力争いという対立関係の双方が、今後とも並行して維続すると考えてよいであろう。協調関係で注目されるのは、両国間に核軍縮交渉についての予備的な話し合いが始まっている。しかし、日下兩国はともに相手に対する打撃力の増強的向上のため、多目標弾頭ミサイル(MIRV)の開発に優越はしているものの、全体としていちおうの均衡が保たれている。しかし、日下兩国はともに相手に対する打撃力の増強的向上のため、多目標弾頭ミサイル(MIRV)の開発に努力め、一方ミサイル要撃兵器体系(ABM)の展開にのりだしつつある。このような核軍縮競争がさらにはじめられると、互間に相手の意図や能力について不安が増大し、核の均衡が不安定化し、ひいては平和共存政策にも重大な影響が及ぶで

今後の国際情勢と日本の外交



▲沖縄返還の第1回会談終了後、ホワイトハウス中庭を散策する日米両国首脳(11月19日)

あろう。これに加えて、両国の財政事情もあり、核軍拡の停止のための話し合いを行なうという気運が生まれたのである。かくて去る十一月十七日からフィンランドの首都ヘルシンキで、戦略兵器の制限についての予備交渉が開始されたが、いざなは本格交渉へ移行するものと思われる。この話合

いこそ、今後の長期的米ソ

関係を卜するものとして、わが国として十分注目すべき重要な交渉である。

かかる協調

の反面、米ソ

間の対立競争

関係もいぜんとして統いて

いる。この対

立関係の将来を左右するのは、一つには米ソいすれのブロックにも屈さない中間地帯に、米ソがいかに影響力を維持するかであり、一つには、現在両プロックの内部にある中小国の自主性がどれだけ伸びるかである。この意味で、昨夏のニクソン大統領のルーマニア訪問は世界の注目をあびた。いざなにしても、今後の両国競争はそれぞの現実的国益中心のものとなり、その政策も選択的、打算的なキメの細かいものになってゆくであろうと思われる。

(2) 次は中ソ関係である。中ソ両大国の間には、かつて一枚岩といわれた團結の頃でも、歴史的経緯、民族性の差異、発展段階の相異なるなどの対立要因が潜在していたと思われるが、これが表面化したのは五〇年代の末からであった。その原因としては、対立はイデオロギー問題についての公開論争など主として党対党の間で現われていたのに對し、文化大革命の頃から深刻な国家間の対立の様相を呈するにいたり、その後各種の国境紛争が生起するまでになった。最近の特色は国境を

4

めぐる衝突がエスカレートし、その衝突を両国政府が公式にとり上げ、相手国非難のはげしい宣戦檄を展開していることである。もつとも、中ソそれぞれの事情からみて、近い将来両国間に大規模の紛争が勃発する公算は小さいと考えられる。現に昨年九月の周恩来、コスイギン両首相の突然の会見に引き続き、十月二十日から北京において中ソ会談が開かれているが、両国代表は何よりもまず、国境地帯における武力衝突の回避について話し合を行なっていると伝えられている。しかし両国の対立の根は、国境問題よりもっと深いところにあるから、たとえ国境における武力衝突の回避について何らかの合意が成立しても、両国の対立が大窟に緩和するかどうか

ほど簡単なものではないのである。
わが国の立場からいえば、中ソ間に大規模な武力紛争が発生することも、中ソが平和共存に反対する立場で團結することと共に希望しないところであるが、これに反するような客観的情勢はまず生じないものと見てよいであろう。

(三) 最後に米中関係である。米中間対立には二つの大きい側面がある。一つは台湾問題であり、他の一つはアジアに対する両国の政策の対立である。台湾問題についていえば、国

府、中共それが中国の唯一の支配者であるとの立場を変えず、かつ米国が一九五四年の米華条約にもとづく防衛約束の維持を、中共が米国の台湾からの撤退を主張している以上、問題解決が近い将来達成されるとは考えられない。また東南アジアについても、北ベトナムのバリ和平会談参加をめぐる中共の態度からもわかるように、中共は民族解放闘争支援の名のもとに東南アジア諸国の親中共分子に働きかける姿勢をいぜん変えていないので、今後も東南アジアをめぐる米中の対立は容易に消滅することはないとあらう。とはいいうものの、米国もアジアにおける安定した国際秩序の樹立のためには中共との関係改善が必要であることは十分認識しており、現に昨年のロジャーズ国務長官の発言や、米国人の中共渡航旅券発給制限の解除や旅行者の中共產品購入制限の緩和措置などにみられるようになり柔軟な姿勢をうちだしている。眼下のところ、中共はこれにいっこう反応してはいないが、七〇年代という長期をみれば、中ソ対立の動向とからみあって、米中関係も今はほど硬直したものではなくなつてくる可能性は十分考えられる。しかし、米国が日本の頃ごしに中共との和解をはかるのではないかといふのは、まったく根拠

のない論議であり、対中共関係の将来は日米間の緊密な連絡によってのみはじめて打開の可能性があることは、アメリカとしてもよく知っているところである。

た演説である。

この演説において同大統領は、米国が同盟国を見捨てるこ

となく、相互依存の国際関係の進展の中で、米国の国際約束

ができるだけ長期のものとし、各国、各地域のイニシアティ

ブを尊重すべき旨を明らかにした後で、とくに共産主義國

家との関係についてのべ、「われわれは対決（*confrontation*）

の時代から話し合い（*negotiation*）の時代に入った」とし、ソ連

については「お互いの相違とお互いが異なる途をとる権利を

認め、異なる利害と共通の利益を認め（中略）相互尊重の精

神で関係を持つてゆける」とし、中共に対しても「共産中國

の指導者が彼らの自ら選んだ孤立を放棄することを決め次

第、ソ連同様、率直かつ真剣な態度で中共と交渉する用意が

ある」と述べた。

これによつて、米国が今後とも孤立主義的方向に向かうこ

(+) 次に、アジア諸国の動向について述べよう。アジアは世界人口の六割ちかくが居住する巨大な地域であるが、アジアを構成する国々の大部分は内的、外的に種々の不安定要因を抱えており、戦後の世界の諸紛争の半分はアジアにおいて発生した。この不安定性の内的要因としては、増大する人口の圧力のもとにこれら諸国が直面している貧困と、これもどうく政治、社会不安が最大のものであるが、このほかに、多くの国々が少数民族問題、宗教的対立などを抱えていることもみすごせない。他方、外的要因としては、アジアが、三大國の力の接点であるため、三つの分裂国家地域を抱え、このような不安定性を抱えるアジアの将来を卜するに當たままで現在に至っていること、大国の動きが陰に陽に各国の内政、外交に影響を及ぼしていることがあげられる。

たって、注目すべき動きが最近四つあるように思う。その一つは、アジア諸国自体の動きである。第二はアメリカのアジア政策の転換である。第三はソ連のアジアへの新しい働きかけであり、最後はアジアの大國としての日本の登場である。

(1) まず第一に、基本的な不安定性や、ベトナム、ラオス紛争、朝鮮半島の緊張などにかかわらず、安定要因とも呼ぶべき明るい面がアジア諸国の中から出てきている。明るい面の第一は、アジア諸国指導者が、近時いちじるしく現実的となり、反植民地主義、反帝国主義の旗印の下に過激な言動を起こしたり、隣国との間の対立関係をつくったりするよりも、自国の「国造り」を追求するようになったという点である。明るい面の第二は、これら諸国が、自國独立の力ではならないところを補うため、政治、経済の分野で地域的協力を進めようとしている点である。この地域協力は、ASPA (アジア・太平洋協議会) や東南アジア開発閣僚会議のように、わが国や豪州、ニュージーランドなどの先進国を含む組織もあれば、ASEAN (東南アジア諸国連合) のように、東南アジアの一部諸国のみで組織しているものもあるが、そのいずれをとつても、地域に属する国々が核大国の手をか

今後の国際情勢と日本の外交
7
●
この文書は、1970年頃に作成されたもので、当時の国際情勢と日本の外交政策について述べています。主な内容は以下の通りです。

(1) 地域的協力には支持をおしまない。
これを要するに、米国が今後のアジアに対する政策は、紛争の発生のつど警察官の役割りを演ずることをやめ、どうしても米国への支援が必要であり、かつ米国の利害にとって真に重大な脅威が発生したと認定した場合にのみ、軍事的行動を起こすということである。

(2) 地域的協力には支持をおしまない。
存知のとおりである。もちろん米国は、既存の約束を守るためにボラリス潜水艦、第七艦隊を西太平洋に配備し続け、若干国における米軍および基地は保持するのであるから、アメリカの新政策を「アジアからの撤退」などと呼ぶのは当を得ていないが、過去二五年間の政策と対比すれば大きい転換であることは間違いない。

(3) 次にソ連の政策である。ソ連としては、アジア各国との政府関係および党との関係 (世界大戦におけるアジア諸国の大敗が多かった) の改善といった一般的の目的のほかに、現在の段階では、何といっても中ソ対立の激化にそなえること、およびアメリカの政策転換および英軍の撤退という事態を前にして影響力の増大をはかることが二大目標であろうと思われる。かかる背景のもとに提案されたのが、アジアの集団安全保障に関するブレジネフ提案である。ブレジネフ提案については、ソ連は、中共をも含めてアジアの国との善隣関係を促進する協力体制であり、他国への干渉や侵略からアジア諸国を守る体制であるなどの説明を行なっているが、具体的な内容はまだ明らかではなく、単なる試験気球であるとの見方もある。また今までのところ、中共がこのソ連の提案を中共封したのはこ

▲ベトナムから撤兵を行なう米軍

りることなく、自分たちの手で協力を実施してゆくという姿勢に特色がみられるのである。

(2) 次に米国のアジア政策である。周知のとおり、ベトナム戦争はアメリカに大きな教訓を与えた。この結果、ニクソン大統領は新しいアジア政策を打ちださんとしており、その方向は昨年七月の東南アジア歴訪の際に明らかにされたが、その要点は次のように整理できよう。

(i) アメリカはアジア諸国に對し新しい軍事的な防衛約束は行なわない。しかし既存の防衛約束は遵守する。

(ii) 防衛約束を与えている国についても、各国の安全は、第一義的にはそれぞれの国の責任であり、とくに内乱、破壊活動などの処理鎮圧については、米国は軍事援助、技術援助を行なうこととはあっても、直接介入はしないこととする。すなわち米国の支援は、核抑止力の提供、および、他の大国が介入してくるような大規模紛争の場合における支援に限定する。

(iii) 現在米国との防衛約束をもっていない国で紛争が起った場合には、米国の国益の立場から選択的に判断して、とるべき態度を決める。

じ込めの陰謀として強く非難しているほか、他のアジア諸国

もはつきりしないながらも、歓迎の意向を示していない。
しかし、いざれにしてもソ連が、今後アジアに対しても從
来に増した外交的働きかけを行なうことは十分予
測しうるところである。ただし、ソ連の国力には自ら限度の
あることは、ソ連自身がよく知っているところであると思
う。

四 最後にふれたいのは、アジアにおける第四の大国としてのわが国の登場である。たまたま過去数年間に、アジア諸国に対する中共の影響力はいちじるしく低下したのであるが、これと対象的に日本の役割りが増大してきた。わが国は一昨年ついに世界第三位の国民総生産をあげる経済的大国となつたが、このわが国の経済的国力はすでに中共の約二倍、インドの三倍以上、いわゆる東南アジア諸国との合計の四倍以上となつてゐる。また東南アジア諸国の貿易において日本が占めるシェアは、一九六八年において、輸出は一六・二%、輸入は二五・九%であつて、これに対し、中共のシェアは輸出一・二%、輸入五・二%であったから、中共とくらべても通商の面でいかに日本の役割りが大きいかがわかる。アジア諸国が

わが国との経済関係に依存するところは、日本とアメリカ経済との関係以上とすらいえる。韓国・台湾はもちろんのこと、フィリピン、インドネシア、マレーシア、タイなどの東南アジア諸国にとっては、対日貿易はきわめて重要な位置を占めているし、加えて近年わが国の政府レベルの経済協力や民間投資はちやくちやく増大しつつある。経済関係がかくも密接化すれば、それは当然のことながら日本の政治的影響力の増大にもつながってくるし、日本に対する期待も増大する一方である。

わが国は憲法上の規定からも、アジアの武力紛争に直接介入すべき立場はない。にもかかわらずわが国の動向が第四の大國として注目されるのは、紛争の未然防止のためにいちばん必要な各国の経済の成長と、これにもとづく国内の安定は、日本の協力なくしては考えられないというところで、わが国の実力が向上しているからに他ならないのである。

四 大国日本の課題

ることにあり、このためには恒久平和の実現のための国連の強化、軍縮の実現、南北問題の解決などのための施策や経済外交諸施策ももとより必要であるが、ここでは、問題を日本外交の根幹ともいいうべき米中ソ三大国およびアジアに対する外交にしぼつて述べてみたい。

(一) まず、北方の隣国ソ連との関係について一言しよう。近年日ソ関係は漸進的に友好の度を加え、貿易、シベリア開発、航空、文化など各種の分野での接触や交流も深まってきた。

日ソ友好善隣関係は、日本自体の安全の見地からも重要であることはもちろんあるが、われわれは日ソ関係を二国間の枠にとどまつて考えるだけでなく、ひろく日ソ間の協力がアジアの平和に貢献しうる可能性をも探求しなければならない。

しかし、ここで強調したいのは、あらゆる協力が真に実を結ぶ前提是、信頼関係の存在であるということである。そして、日ソ間に北方領土問題が解決されない以上は、ソ連に対する信頼はとうてい生まれえないものである。われわれとしては、つとにソ連に対し我が国の北方領土返還要求の正当性を

主張するともだ、この解決なくしては、アジアの平和や世界平和の問題について日本が有益な協力を行なうとしても、常に大きい障害が残ることになるゆえんをくりかえし説明してきた。昨年九月の愛知大臣の訪ソにおいて、コスイギン首相は、領土については第二次大戦後の現状を維持すべきであり、これを部分的にでも変更することは他に波及すると述べてわが方の返還要求を拒否したわけであるが、これは、われわれには納得できない主張である。平和ということは單に現状を固定することではない。武力に訴えることなく、友好裡な話し合いのうえで、正義と理性に合致した変革を実現し、世界をダイナミックに発展させていくことこそ真にその名に値する平和なのである。とすれば、不当に他国の固有の領土を占有し、その現状をむりやりに凍結してしまうということは、平和に逆行している行為とすらいえよう。現にわが国と米国は、昨年十一月の佐藤＝ニクソン会談により、沖縄の施政権を一九七二年中にわが国に返還することに合意し、返還の細目についての交渉をこれから行なおうとしているが、これは明らかに第二次大戦の結果として存在する現状を平和裡に変革しているものにはならない。かかる平和的な

沖縄返還の実現が可能になつたのは、かかる返還が日米の友好関係、ひいては世界平和を強めるゆえんであるとの認識を、両国首脳はじめ両国民が抱いて、いればこそである。われわれとしては、今後とも日ソ間の友好関係の促進に努めるのであるうが、北方領土に関しては、今後とも一貫した姿勢でわが国の立場をゆづらないであろう。

(二) 次にわが国と中共との関係である。七億有余の民を有する中共との間に永続的な和平共存関係を築くことは、わが国としても強く希望することである。さきに米中関係のところでのべた中国問題の性質からみても、日中関係の正常化には少なからぬ困難があり、当面わが国としては政経分離の原則のもとに中共との接触の門戸を開放していくこととなる。それにつけても、日中関係の将来のために、中共がその硬直した姿勢を一日も早く変更し、国際協調の必要性の認識のうえにたつた政策をうちだしてくれることを要望したい。日中政治・経済関係が今後いかに変わろうとも、中共が基本的に内政不干渉の原則を尊重し、わが国に対する理由なき非難、攻撃をやめることなくしては、信頼の上にたつた永続的友好関係の樹立は不可能であるからである。

(2) 次に、今後の日本のアジア政策について述べよう。われわれは、アジア諸国にとつては、日本は巨人と呼んでもよい存在になつたということをとかく忘れがちである。また、われわれは戦後久しうにわたつて、アメリカの存在に慣れ、米国がアジアにおいて果たしてきた大きな役割を当然視してきたため、ややもすると、アジアはアメリカにとつてよりも日本にとってこそ重要な地域であるという平凡な事実をもまた忘れがちになつたように思う。もちろん米国はわが国よりはるかに強大であり、また同国の世界政策上、アジアの安定は重要である。しかし、安全保障の面からいえばアジアの個々の国の成り行きが、米国本土に直接の脅威となるわけではなく、経済の面からいっても、日本を除いた東ノアジアあるいは東南アジア諸国に対する米国の貿易・米国の輸出の7%・輸入の6%は知れたものであり、投資の面でも、ヨーロッパやラテン・アメリカに対する投資とくらぶべくもない。したがつて、これからわが国としてはまず、アジアの安定はだれよりもまず日本自身の責任で対処すべき問題であるとの認識にたたねばならない。

も重要である。わが国が一方的に輸出超過となつてゐる国との間に於いて、貿易のアンバランスを是正する努力も忘れてはならない。ベトナムに眞に和平がもたらされるにはなおかなりの日時を要しうが、いずれにしても、戦後のベトナムやラオスなどの復興、開発は日本としても真剣にとりくむべき問題である。また、韓国、インドネシア、タイ等々の諸国の安定のために、ひきつづき援助と貿易の両面で努力を惜しんではならない。また援助の与え方二つに於いても、相手国との要請にしぶしぶ応じるといったことではなく、新しいアジアの秩序について日本自らの青写真をもち、このためにわれわれは何をなしうるかという発想からタイミングのよい政策を展開していくことが肝要である。

申し述べたことから、今後の日本の安全保障政策のあり方を自ら明らかとなるであろう。すなわち、わが国は米英連合と良好な関係を維持するかたわら、中ソ両国をはじめ近隣諸国との友好関係を確保するに努め、日本は安全と繁栄の基礎的条件であることを好んで信頼関係は日本の安全と繁栄の基礎的条件であることをこの際あらためて認識すること、(ii) 日本の安全とアジア平和は日本自らの問題であるとの立場から、どちらかと云ふのは米国との役割りが主で、これに日本が協力するといったのである。従来の関係をあらため、日本が主体性をもつた体制をつくってゆくとの心がまえをもつこと。(iv) 日米それが自らの利益を追求しているという事実のうえにた基盤の上に、アンド・ティクの精神を忘れないことである。このあつた従来の関係をあらため、日本が主体性をもつた体制をつくってゆくとの心がまえをもつこと。(v) 日米最近アメリカにおける日本の「ただ乗り」批判の高まりにつき、このような心がまえがとくに必要であると思ふる。

国との緊張緩和につとめなければならない。また、中ソ紛争の激化、朝鮮半島の緊張の継続、中共の核武装の進展といった事態をまえにして、わが国の安全を確保し、極東における平和を維持するため、米国と協力して所要の抑止力を保持しないなければならない。さらにすんで、東南アジアの安定のために独立で、および米国その他の友邦と協力して、所要の施策を行なっていかねばならない。

かく考えれば、本年六月以来、日米安保体制を継続していくのが最善の政策であることは自ら明らかである。巷間よく日米安保体制は日本の自主性を阻害し、中ソなどに対する緊張緩和の障害をなすと説く人があり、かかる理由にもとづく中立論も唱えられている。しかし、安保体制を維持しながら日本の米国に対する発言力が年とともに高まることは明らかな事実であり、対米従属などといった理由で安保体制を廃棄あるいは大幅に修正せよとの主張は根拠なしと断ぜざるをえない。

むしろ、国際情勢の推移とともに、日米双方の利害が両立可能ではあるが、必ずしも同一ではないという分野が増大していく将来において、日米両国が、いかなる協力体制を深め

ていくかの点にこそ、七〇年代の問題の所在があると思われる。

沖縄の返還が日米関係にも、日本のアジア外交にも新しい時代を画するといわれるのは、实にこの点にあるのである。米国としても、その極東における軍略や他国に対する約束にかかわらず、日米協力という大きい目標にてらして沖縄返還を決意するに至ったのではなかろうか。

わが国が、経済力の拡大とともに自衛力を強化し、あるいはアジア援助を増大しようとしているのは、アメリカの肩代わりでもなく、日本が当然自らの国益のためにすべきことであるとの判断からであるが、しかしあれわれは、それがまた日米協力という趣旨にも合致しているという認識をあわせもっているのである。

要するに、今後の日本にとっていちばん肝要なのは、空虚なかけ声だけの自主性を追うことなく、世界情勢の推移を冷静に見きわめ、現実から遊離することのない方策をとることによって、新しい時代における日米協力の中に主体的な日本安全保障政策を実現していくことである。

沖縄返還決まる

まえがき



13

▼沖縄返還を決めた記念撮影する日米両国首脳(ホワイトハウスにて)

昨年十一月、佐藤総理は三度目の米国訪問を行ない、十九日から二十一日までの三日間、ホワイトハウスにおいてニクソン大統領と会談した。その結果、沖縄復帰を含むわが国民待望の沖縄の祖国復帰が、一九七二年中に実現することとなった。

沖縄の祖国復帰は、サンフランシスコ講和会議当時より、日本政府、国民の一致した願望であり、政府は日米友好関係を基礎とした米国政府との話し合いをつうじてその早期実現をはかることを基本方針として努力してきたところである。

沖縄の祖国復帰が実現しない限り、日本にとって戦後は終わらない」という佐藤総理の言葉は、沖縄返還に対する日本政府および全国民の悲願を如実に示したものであった。今回の佐藤総理とニクソン大統領との会談によつてもたらされた成果は、まさにこの全民族的努力の結実にはからならない。

ここに、十一月二十一日の最終会談後発表された共同声明を中心にして、この歴史的交渉を振りかえり、その意義をさぐつてみることとする。

沖縄返還の歴史的意義

沖縄返還問題は、日米間に戦後残されたもつとも重要な課題であった。

わが国の領土の一部およびそこに住む一〇〇万人の同胞が、戦後二十数年を経た今日なお他の国に支配下にあるということは、きわめて不自然なことである。

他方、現在沖縄にある米軍基地は、米国の戦争抑止力の一環として、わが国および極東の安全保障に重要な役割を果たしている。かかる認識にたって、政府は返還後の沖縄を含むわが国全体の安全を損わない形で、沖縄の施政権返還を実現することを目指として、米国政府と話合ってきた。

その結果、一九五三年の奄美群島、一九六八年の小笠原諸島の返還にひきづいて、今回沖縄の返還について日米間に基本的合意の成立をみたのである。およそ戦争によって失った領土を、平和裡に回復するといふことは、世界の歴史上たゞいまれなことである。沖縄には、自由諸国の戦争抑止力の重要な一環として、きわめて重要な米軍の基地があるが、その沖縄の返還が平和裡に、話合

いによって実現をみたのは、いつに戦後日米両国民がつちかつてきた深い信頼と相互理解に結ばれた日米友好関係によるものであり、世界史的な意義を有するものである。沖縄の返還をもって、日米両国間に残されていた戦争の最後の残滓が払拭されることになり、名実ともに日米関係における戦後に終止符がうたれることとなる。この意味で、今回の佐藤総理とニクソン大統領との会談によつてもたらされた沖縄問題の解決は、単に日本国民の宿願の達成という意味を越えて、一九七〇年代に向かって日米両国が相協力して、アジア・太平洋、ひいては世界の平和と繁栄のために努力する基礎を築いたものといえよう。

施政権返還の大綱

今回の佐藤・ニクソン会談における沖縄返還についての合意の内容は、十一月二十一日の最終会談後に発表された共同声明に示されているとおり、「核抜き、本土並み、一九七二年中の返還」ということである。

(一) 核抜き

共同声明に明らかなどおり、佐藤総理はニクソン大統領に

対し、核兵器に対する日本国民の特殊な感情、およびそれを背景とした日本政府の政策、すなわち非核三原則をくわしく説明したのに対し、大統領は深い理解を示し、沖縄の施政権返還をこの日本政府の政策に反しないよう実施する旨確約した。これにより、沖縄が核兵器の存在しない形で返還されることが確定した。

昨年十二月十五日、米国政府が沖縄にあるマースBを撤去する旨発表したことは、沖縄の核抜き返還についてのニクソン大統領の確約を実行に移すための、米国政府の誠意ある努力の第一歩といえよう。

なお、返還後の沖縄に対する核兵器の導入は、本土の場合と同様に事前協議の対象となる。米国政府の立場として、この点を念のため確認したのが、共同声明第八項にある「事前協議制度に関する米国政府の立場を書すことなく」という表現である。すなわち返還後の沖縄にも、本土とまったく同様に、非核三原則を適用するというのが政府の方針であり、したがって、返還後の沖縄への核兵器導入について、米

国政府が事前協議を求めてきた場合にも、それに対する政府の立場は、本土の場合となんら異ならないのである。

(二) 本土並み

共同声明において明らかにされているように、沖縄返還によつて現行の日米安保条約および関連取決めは、そのままならんの特別取決めなしに沖縄に適用されることとなつた。かくて返還後の沖縄に事前協議制が全面的に適用されるので、いわゆる「自由使用」、「自由発進」ということはなくなるわけである。

また、地位協定の適用により、沖縄の米軍は本土とまったく同様の立場におかれることとなる。したがって、沖縄における米軍基地の存在から派生する様々な問題も、はじめて本土と同じ立場にたつて処理されることになり、基地の整理統合というような問題についても、本土同様に対処し得るわけである。さらに施政権返還の日を待たずとも、今後施政権返還までの間に行なわれる復帰準備のための日米協議をつうじて、これらの問題の合理的な解決がはかられていくことも期待される。

(三) 一九七二年中の返還

日米両首脳は、両国政府が沖縄の返還を、一九七二年中に実現するため、返還協定締結交渉をただちに開始することに合

意したが、戦後二十数年米国の施政権下におかれていった沖縄の本土復帰を、住民生活に混乱を起すことなく実施するため必要な準備期間を考慮すれば、一九七二年中の返還は実質的には「即時返還」と同じである。

以上の点から明らかなように、沖縄の返還は、核抜き、本土並み、一九七二年という沖縄県民を含む全国民の総意をふまえた、日本政府の基本的立場を十分つらぬいた形で実現することとなつたのである。

復帰準備を万全に

これから、施政権返還についての細目をとりきめる返還協定交渉が日米両国政府間で行なわることとなるが、これと併行して、沖縄の本土復帰のための準備が、本土と沖縄の双方において行なわれることとなる。

戦後四半世紀にわたって、法律、政治、経済、社会などあらゆる分野で、日本本土と異なる諸制度のもとにおかれてきた沖縄の復帰にあたって、県民の生活に摩擦と混乱を起さないことはもつとも大切である。このため、すでに政府は

格差是正を含む一体化政策によって多くの措置をとってきたが、いよいよ復帰が実現するこの段階においては、いっそ周到かつ十分にその準備を進め、万全を期すとともに、沖縄県民の民生福祉のいっそうの増進につとめるべきであることは当然である。これらの復帰準備は、将来の沖縄県づくりの第一歩である。

佐藤総理も、日米交渉を終えて帰国した際の羽田空港におけるステートメントにおいて、「沖縄が豊かな県となり、また本土復帰が沖縄県民一人ひとりにとり、物質的にのみならず、精神的にも真に意味あるものとなつたときに、はじめて沖縄の本土復帰は完成する」との信念のもとに、沖縄の復帰準備に全力をつくすとの決意を表明している。

なお、復帰実現の日までは、米国はいぜんとして沖縄の施

政の責任を負っている。このため、佐藤・クソン両首脳は、復帰準備に当たって日米両国が緊密に協議し協力することに一致し、東京の既存の日米協議委員会がその全般的責任を負うこととも、現地において新たに準備委員会を設置することに意見が一致した。この委員会は、従来の日米琉語問委員会と異なり、それぞれ日米両政府を代表する大使級の代表および



佐藤総理の訪米

特集

十一月十九日、第一回日米首脳会談に先立ちホワイ
トハウスの中庭で歓迎式が行なわれた。和やかにカ
メラに納まる佐藤総理夫妻とニクソン大統領夫妻

日本両国国旗を手にもつて歓迎の意を表
わす米国民衆(ホワイトハウス入口にて)



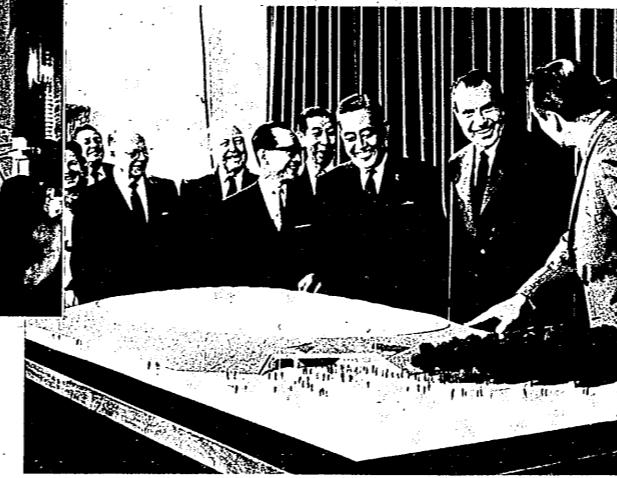


第3回会談(21日)を終えた両国首脳はホワイトハウスのローズガーデンで共同声明を発表した

ホワイトハウスの会見室で万博アメリカ館(模型)の説明をうける両国首脳



ナショナル・プレス・クラブ主催午餐会で演説する佐藤総理



高等弁務官をもつて構成され、施政権の移転の準備に関する諸措置について、現地において協議および調整することとなるが、沖縄県民の意思が十分に反映されるよう、琉球政府行政主席が顧問として参加する道が開かれている。また、佐藤総理が第六二国会の所信表明演説でも述べたように、これから行なわれる返還協定交渉、復帰準備とともに、沖縄県民の意志を国政に十分反映するため、国政参加を早急に実現することが必要である。

むすび

沖縄の返還が実現すれば、第二次大戦中の交戦国との間ににおける領土問題は、北方領土を除いてすべて解決し、すべての日本国民が、わが国の施政権下に置かれるというわが国本来の姿にたちがえることとなる。

これを歴史的観点からみれば、敗戦により悲惨な状態に陥ったわが国が、戦後の長期にわたる忍耐強い努力が実を結び、いまや「戦後」を脱皮して、これから新時代にはいるということである。わが国は高度の経済成長により、すでに自由世界第二位の経済力を有するに至つており、その国力と國

際的地位にふさわしい責任を、国際場裡において果たすこと

を期待されている。

ニクソン大統領との三回にわたる会談を終了した後、佐藤総理はワシントンのナショナル・プレス・クラブにおいて、日米関係は沖縄返還によって名実ともに戦後の時代に終止符がうちられ、アジア・太平洋地域、ひいては全世界の平和と繁栄に貢献していく「アジア・太平洋時代」というべき時代に入った旨強調し、アジア諸国との国造りに対する経済、技術面での支援という分野においては、米国よりはむしろ日本の方が主体的な役割りを果たすべきである旨の所信を述べた。ここに、一九七〇年代へ向かって、わが国の歩むべき方向が示されているのである。

日米安保条約早わかり

〔付〕条約および関係文書

外務省情報

一部

20円

(別表4) 0.7%目標達成に必要な政府開発援助量 (単位 百万ドル)

	1968年 実績	G N P の 0.7%	
		1968年	1975年
オーストラリア	160	194	255
オーストリア	23	78	103
ベルギー	88	148	194
カナダ	175	437	587
デンマーク	29	94	124
フランス	855	837	1,163
ドイツ	554	925	1,203
イタリア	165	504	691
日本	355	993	2,062
オランダ	134	176	239
ノルウェー	26	62	86
スウェーデン	71	179	230
イスライ	19	119	151
英國	428	713	853
米国	3,347	6,132	8,234
合計	6,329	11,591	16,173

本の自由化は経営者の自由化としての側面があるとの認識にたって、わが国経営者の国際化の深化と層の充実により、外資をむしろ活用するという積極的な姿勢をとりつつ、自由化をすみやかに推進することが望ましい。

六　^{（二）}対外経済援助の増大

が国の経済規模の拡大と、

入目的以外には使用せずに節約蓄積した。そのため、輸入替産業の育成振興の必要が痛感され、保護関税と輸入制の制度が設けられた。その後一九六三年 IMF 八国条約とともに自由化の措置がとられたが、世界第三の経済大国に展した今日も、こうした戦後復興と耐乏の時代の制度がかなり存続していることに国際的非難が集中している。GATT（貿易と関税に関する一般協定）規約に違反するいわゆる残輸入制限が先進国中最も多い一一八品目にものぼっており、関税率も平均八%と、国際水準にくらべてまだ高い。今までにはこれを半数の六〇品目以下にするとの方針が決定目下その準備が進められているが、六〇品目では七四のフンスをようやく下回るとはいえ、先進国中ではなおかなり高く、もつと思いついた積極的自由化政策を講すべきである。これは、単に海外の批判にこたえるのみならず、国内的にもわが経済が過保護からの脱却をつうじて、産業の体质改善、経済の合理化をはかり得るほか、物価の騰勢抑制の面でも立派に貢献できる。しかし、このことは、輸入の規制によって積極化する必要がある。世界貿易が自由無差別貿易原則に基づいて繁栄を続け、最近一部に見うけられる保護貿易への

四 資本輸出の促進

四 資本輸出の促進

わが国の貿易構造が強固なものとなり、例年国際収支黒字が増大しつつある現在、わが国の直接対外投資は従来にも増して飛躍的に増加することが望ましい。すなわち、直接対外投資は最も資本効率のよいところに資本が向かい、またそれがアジアをはじめとする发展途上国に流れるときは、それらの国々の開発に貢献することとなつて、南北問題の解決に役立つので、今年にはじまる七〇年代には、わが国の対外投資が飛躍的に増大すべきであり、そのための環境整備と促進措置の検討が開始されねばならない。

五 資本自由化の推進

通常、資本自由化といわれている対内直接投資の自由化に

とながら期待されている。昨年十月公表をみたいわゆるビアソン報告では、日本経済が現在の早いテンポで發展を続けるかぎり、政府開発援助目標の達成は容易であると、大國としてのわが国に対する強い期待感を数字で表現している。同報告のいう主要目標の二つは、政府ベースの開発援助量が国民総生産の〇・七%に達すべきであるということであり、一昨年現在のわが援助額三億五千五百万ドルは、ビアソン報告にしたがえば九億九千三百万ドルであるべきであつて、現実との間には大きなギャップが存在する(別表4参照)。同報告にもとづき、一九七五年の目標額は二〇億ドル余に達すべきである。すると、わが国としては、まず援助にあてる財源の手当てに大きな努力を要するのはもちろん、援助の内容についても思いきった条件緩和にふみるべきであり、経済協力基金の機能と資金拡充を中心に、国内体制の整備充実もはからねばならない。

的外貨収入増大のために協力すべきこと

的外貨収入増大のために協力すべきことの重要性も看過され

20

入目的以外には使用せずに節約蓄積した。そのため、輸入代替産業の育成振興の必要が痛感されて、保護関税と輸入制限代

傾斜を未然に防止するためにも、世界貿易に大きな比重を占めるわが国が、国際的には自由貿易を唱えながら、自からば

平穏な 国連第24回総会



9月19日、国連総会で演説する愛知外相(写真は国連広報センター提供)

八 わが産業構造の高度化

以上のとく、今年はわが経済が世界経済の停滞の中で、世界第三位の規模にあり、国際的に隔絶じたスピードで協力していくべきである。

例年のことであるが、今年もニューヨークには、国連総会開催と同時に、国連加盟一二六カ国より首脳級の人物が参集し、まさに世界の首都の観を呈した。

この間、米ソのごとき超大国から、人口一〇万くらいの国に至るまで、各國が平等の立場に立て各議題についてそれぞれの意見を述べ、決議作成については各種の根回し工作などが交錯する。また国連の討議とははなれ、各國の個々の外交案件についても、各国外交責任者同士が一堂に会する機会に、非公式に意見の交換を舞台裏などで行なう。

会期が毎年九月の第三火曜日から、場所はニューヨークの国連本部で開催される、とする総会手続規則にしたがって、今年は九月十六日より審議を開始した。そして約三ヶ月間、クリスマスの頃まで世界のあらゆる問題について審議と決定が行なわれる。

てはならない。第一に、タイ、ベトナムなどアジア諸国はじめ、多くの发展途上国とわが国の貿易関係は、わが国の方的出超といふいわゆる片貿易関係にあり、この解消をばかりつつ、重要資源の確保にも役立つる開発輸入を促進助成することが必要である。

また、发展途上国産品の輸出機会の増大のため、相互主義にもとづかない一般特恵を供与するなどの支援措置をとらねばならない。現在OECDおよびUNCTADにおいて特恵問題が審議されているが、先進国はそれぞの国内産業との関連でいろいろな困難に直面しているが、わが国としても、思ひきり大胆な姿勢で、とくにアジア諸国期待にこたえよう努力する必要がある。

第三には、国際商品協定の適正な運用、緩衝在庫のための国際協力、補足融資のための国際的計画の策定などをつうじて、发展途上国産品の価格安定と輸出収入の安定的拡大に協力していくべきである。

経済成長をとげつたる事実が否応なしに浮き彫りにされる年となろう。こうした評価が固まることは、反面国際協力の場において、今後わが国が從来のことく、日本の特殊事情や経済の二重構造を口実に、各種自由化への努力を怠つたり、南北問題解決への寄与のだしおしみをすることは、国際社会におけるエゴイストとして、国際的地位の低下を招くこととなる。したがつて、生産性が低く、非効率的であるがために、輸入制限や高関税による保護を必要とする産業部門の合理化をはかるとともに、産業全体の高度化に努力しつつ、自由化や、特恵供与に際して生ずる個々のあつれきを処理解決していくことが必要である。とくに、米を含む農産品に関しては、こうした調整が困難ではあるが、わが国の産業別就業者構成は過去二五年間をみても急速に高度化の方向に変遷しつつあり、今後はこの傾向をさらに意識的に強めつつ、国際的相互補完分業関係の樹立に、わが国が自らの経済構造を変革していくことが望まれる。

こうした国内経済態勢と、大きく強い経済的実力を背景に、今は従来の受動的経済外交から能動的経済外交に脱皮転換していくかねばならない。

(イ) 冒頭一般演説

今年は九月十八日から十月八日まで冒頭一般演説が行なわれ、一二六カ国中一一六カ国がこれに参加した（発言しなかつたのはダオメー、ガンビア、グアテマラ、マラウイ、ニカラグア、ニジエール、ボルトガル、南ア、スペイン、トーゴの一〇カ国）。

発言内容としては、今年も南部アフリカ問題、中東問題、軍縮問題、経済開発問題などが最も共通の論題で、ほとんど大部分の国がこれらの問題にあれた。ついで、国連のあり方再検討の問題、ベトナム問題、中国代表権問題、朝鮮問題、海底平和利用問題、旅客機のハイジャッキング問題、欧州安

する必要があるとする諸国、(b) 国連が誕生して今や四分の一
世紀になんなんとしており、この間の国際情勢の変化をふま
える必要があるとする諸国、(c) 米ソ二大国が戦争と平和の問
題を二国間でかってに国連外で解決しようとしている傾向が
あるが、中小諸国の意見も考慮さるべきであるとの見地か
ら、国連のあり方を再検討する必要があるとする諸国（最も
多い意見で、ラテン・アメリカ、非同盟諸国）、(d) 国連憲章は現在
のままでよいのであって、必要なのはその遵守を強化し、そ
の方法を講ずることであるとする諸国（英仏）などに分か
れた。

(i) 次のとおり。
国連のあり方再検討の問題について、三四カ国（ラテン・アメリカ九カ国、西欧その他九カ国、アフリカ二カ国、アジア一カ国、東欧三カ国）が発言した。その論じ方は各國まちまちで、(a) 安保理や総会の決議の遵守が近年必ずしも励行されて

卷之三

開会へき頭、総会議長にはアフリカのリベリアのアンジ・ブルックス國務次官が選出された。第八回総会のバンディット夫人（インド）について二人目の女性議長であることか一般に注目されたが、同次官の総会議長選出は、第二〇回

総会が西欧（イタリアのファン・アーニ外相、第二回総会がアジア（アフガニスタンのバズワック國連常駐代表）、第二回総会が東欧（ルーマニアのマネスク外相）、第三回総会がラテン・アメリカ（ダアテマラの故アレナーレス外相）のあとをうけて、実際に選舉が行なわれる前から地域グループ順（国連においては前記四地域のほかアフリカの五地域グループが公式非公式にみるとめられている）の建前から当然のこととして各国から承認されていた。

それよりも今年とくに注目されたのは、副議長選挙であつた。副議長一七カ国中には安保理五常任理事国が必ず含まれることとなつてゐる。しかし常任理事国といえども、形式的にはあくまでも投票による選出の形をとることとされており、例年、中国に集まる票は八〇票以下にとどまるのが常であつた。しかるに、今年は八九票も集まって各国を驚かせた。選挙

第二回総会は南部アフリカ総会、第二三回総会は中東総

問題たるチエコ問題のかけにペトナム問題が加かれ、またスネにキズを持ったソ連圏が静かであったのに対し、今年は再びベトナム問題が各国の注目を集めたものと考えられる。

中国代表権問題にふれた国は約四〇ヵ国で、その数は昨年とほとんど同じである。ただし、昨年この問題で発言した。

ソ連、ウクライナ、モンゴルが、今年はいっさい発言せず、

そのかわり今年中共側に有利に投票態度を変更したリビア、

チリ、およびそのような気配を示したコロンビアが、昨年とことなり、今年はこの問題について発言した。

(ロ) 議題別審議

第二回総会は一〇七の議題を採扱し、これをその内容にしたがつて例年どおり、本会議および第一（政治、安全保障、軍縮）、第二（経済、財政）、第三（社会、人道、文化）、第四（信託統治、非自治地域）、第五（財政、予算）、第六（法律）および特別政治（第一委員会の仕事を分担）の各委員会に割り当てて審議している。わが国にとってさしあたり重要性のあると思われる問題について若干観察してみる。

(i) 中国代表権問題

国連原加盟国である中国の議席を占めるべきはどこの代表

かということは、中共が一九四九年に中国本土を掌握して台湾における國府と対峙して以来、北京と國府の両政府とともに台灣を含む中国全体を代表するとの主張を続けているた

め、今まで二〇年間にわたり国連で争われてきた問題であ

る。

中共の代表権実現については、当初ソ連やインドなどが熱

心にこれを推進してきたが、その後、中共とこれら二国との

関係が悪化したため、最近はアルバニア、キューバ、カンボ

ジア、シリアなどがこれに熱心で、当初とはやや異なった色

彩をおびてきたことは当然であろう。

本年は、十一月三日から十二日まで、例年どおり本会議で審議が行なわれた。ただ例年と違つた点は、本会議と第一委員会はできる限り併行して開催しないというのが国連の従来からの慣行であるにもかかわらず、今回は本会議における本件審議と併行して第一委員会（委員長は中共支持側のベキスターのジャヒ大使）においては、たとえラテン・アメリカ諸国の一部が後にくる軍縮問題の審議を急いでいるため、議事日程に追われたという理由はあつたにせよ、各國より何ら異議なく、海底平和利用問題の審議が行なわれたことである。

一部が後にくる軍縮問題の審議を急いでいるため、議事日程に追われたという理由はあつたにせよ、各國より何ら異議なく、海底平和利用問題の審議が行なわれたことである。

そのため、代表団員数の制約から本会議と第一委員会を同時にフォローできない中小諸国は、むしろ今後の発展いかんでは海のものとも山のものともつかない海底平和利用問題の方に出席し、中国代表権審議への各国の出席はまばらな結果となつた。それで、ソ連はじめ共産主義陣営が騒ぐでもなし、時の流れを感じさせずにはおかなつた。発言国は四四ヵ国で、例年より約一〇ヵ国少なく、前記の次第をも合わせ、中共の代表権が今年の総会で実現するかもしれないといつたさせしまつた空氣はどこにも感ぜられなかつた。

前述のとおり、ソ連は一般演説の場合と同様、今年は中共のためお義理にも何もせんぜん發言しなかつたのも例年と異なることであつた。その他の中共支持諸国の發言も極端に過激か、またはお座なりな發言が多かつた。また注目をひいたのは、國府代表發言の際は、從来から共産主義陣営代表団が全部退場するしきたりなのに、今年はソ連とウクライナが上席代表しか退場しなかつたことである。したがつて、本年、國府支持側が警戒したのは、共産圏の結束強化よりはむしろ国内政治の觀点からか二国間関係でしきりと中共接近を策していると目されるカナダ、イタリア、ベルギーなどの西欧諸

国や、本問題で米国に対する自主性を示そうとしているやにみられるラテン・アメリカ諸国の一派、とくにチリ、コロンビアなどの動きであった。

決議案——國連における中国の代表権を中共に与え、國府代表を國連より追放すべしとの趣旨——と、日本など國府支持側提出のいわゆる重要問題決議案——中國代表権問題は國連憲章第一八条に該当する「重要問題」であり、三分の二の多数によりその採択の可否を決定すべしとの趣旨——の二つで、その間で勝敗が決せられた。

第二回総会以来続けて提出されてきたイタリア提案のいわゆる委員会設置決議案——委員会を設置して中國代表権問題の実際的解決方法を検討すべしとする趣旨——は毎年の惨敗と、イタリア自身などの新たな対中共工作によつてか、今年は提出されなかつた。

この二決議案は、十一月十一日表決に付され、重要問題決議案が賛成七一（七三）、反対四八（四七）、棄権四（五）、欠席三（二）で採択され、アルベニア型決議案が賛成四八（四四）、反対五六（五八）、棄権二一（二三）、欠席三（二）で否決され

た（カッコ内は昨年の票数）。

これらを昨年と比較すると、まず重要問題決議案において、リビアが賛成より反対に、マレーシアが賛成より棄権にて、赤道ギニアが賛成より欠席に、モロッコが棄権より反対に転じ、逆に、エクアドルが棄権より賛成に転じた。次にアルバニア型決議案において、ガーナ、ナイジリア、リビア、モーリシャスが棄権より賛成に、ベルギー、チリ、イタリアが反対より棄権に転じ、逆にセネガルが棄権より反対に転じた。総じて全体的にはわずかに中共側に有利な結果となつたといえよう。

(ii) 朝鮮問題

朝鮮問題とは、一口にいって分裂国家問題である。武力による朝鮮統一を呼号する北鮮の尖鋭な民族解放闘争を、全面的に支持するソ連以下の共産主義諸国は、朝鮮問題は朝鮮の国内問題であるとして、国連朝鮮統一復興委員会（UNCURK）の解体と、「国連に名を借りた」（と共産主義諸国は称している）米軍など国連軍の撤退という問題（いわゆる実質問題）をつきつけ、朝鮮を同民族同士互いに実力で相争う果てしない泥沼と化さんとしている（少なくともそうなるであろうとみる）

たく油断もスキもならない問題と化しつつある。昨年の総会で自由主義諸国がイニシアティブをとつて、この問題は從来のように毎年自動的に総会議題として掲げられることがない。よって決定されたが、今次総会においても朝鮮問題を共産主義諸国が議題として採扱することを要求したため、自由主義諸国は本年もまたこれを受けて立つたところだ。

(a) 第一委員会は、まず十月二十八日より三十日まで韓国および北鮮両代表を朝鮮問題の国連討議に招請すべしとする問題（いわゆる招請問題）を審議した。共産主義諸国は、まともでは勝目のない実質問題よりは、当面国連の普遍性とか、直接紛争当事者が話合うべしとかいった新興諸国によく同情を集めやすい一般うけのする、北鮮代表の無条件招請が、という点に力を傾注するのが常で、今年もその例にもなった。

しかし、三十日の表決の結果、北鮮支持側の南北両鮮無条件同時招請決議案は、賛成四〇（四〇）、反対五五（五五）、棄権二七（二八）で否決され、韓国支持側の条件付招請決議案（北鮮は韓国の場合と同様、朝鮮問題に対する国連の権威と権限を認めた場合にのみ招請するという趣旨で、なんら「条件付」

のが常識的である）。

これに対し、UNCURK存続と在韓国連軍駐留継続を主張する自由主義諸国は、北鮮よりの韓国侵略は過去の歴史の示す事実であり、北鮮の侵略企図にもとづく緊張が現在も存在すればこそ、国連軍の駐留が必要であるとこれに応酬してきた。前述のとおり共産主義諸国、とくにソ連は中国代表権問題とは対照的に、近年この問題に非常に力を入れているが、朝鮮から遠く離れ、この問題にそれほど緊急性を感じない一部のラテン・アメリカやアフリカ諸国は、毎年国連における同じ議論のくりかえしにあきがきていたり、

かかる倦怠感を利用して共産主義諸国が議事運営上、その他のあらゆる機会をつかみ、戦術を弄して陰湿な攻勢をくりかえしているのが現状である。これというのも、種々理由はあるとしても、モスクワと北京の間を泳いでいる平壌を、中ソ関係のあつれきから、モスクワ側に引きつけておくるための対北鮮ジエスチュア誇示の要に、ソ連などが強く迫られているたまどまるのが妥当であろう。

このような共産主義諸国の大げっしづな出方に対抗すべきわが国などアジア・太平洋諸国にとって、朝鮮問題はまったく「差別待遇」とかいったことは、本来関係ないはずではある。は賛成六五（六七）、反対三一（二八）、棄権二六（二八）で採択された（カッコ内は昨年の票数）。

したがって、今次総会の朝鮮問題においても、例年どおり韓国代表のみが審議に参加し、国連の朝鮮問題に対する権威と権限を認めない北鮮代表の参加は阻止された。

(b) 北鮮代表招請のとりやめを追加議題として要求し、第一委員会は十一月十一日より十七日まで、この項目をも含めた実質問題を審議し、十七日関係四決議案の表决を行なった。その結果、韓国支持側のUNCURK存続、在韓国連軍駐留継続支持決議案を賛成二九、反対二九、棄権二二と圧倒的多数で採択し、他方、北鮮支持側の在韓国連軍撤退要求決議案を賛成二九、反対六一、棄権三二、

UNCURK解体決議案を賛成三〇、反対六五、棄権二七、またUNCURK報告審議取止め決議案を賛成二九、反対六五、棄権二八でそれぞれ圧倒的多数で否決した。

(c) 本会議は十一月二十五日、第一委員会から上ってきたUNCURK継続、在韓国連軍駐留支持決議案を賛成七〇、

(回) 南部アフリカ問題

南部アフリカ問題とは、南ローデンシア、南アのアパルトヘイト、ナミビア（南西アフリカのこと）、ボルトガル施政地域の諸問題の総称である。この問題の根底には、南ローデンシア、南ア、ボルトガルの黒人差別政策、とくに南アのアパルトヘイトに対するブラック・アフリカ諸国との深い懐疑が存在する。また国連決議を無視する南ローデンシア、南ア、ボルトガルに対処する国連の無力さ、それに原因するアフリカ諸国の挫折感といったものも感じられる。A A グループの一員として、選挙に限らず、国連におけるあらゆる活動において、四ヵ国に上るアフリカ諸国との協力を必要とするわが国が、この問題に関連し特に注意しなければならない点は、南ローデンシアの非合法政権の崩壊が簡単に実現しないのは、西欧先進諸国やわが国がひそかに安保理の経済制裁決議を侵犯しているのではないかとアフリカ諸国が疑っている点である。また、西欧諸国やとくに急激な上昇線をたどるわが国（南ア）やボルトガルとの貿易が、これら二国（アパルトヘイトや植民地政策）を助長することになつてゐるとアフリカ諸国がみてい

る点である。

今年の総会における本問題審議の過程において特に顕著だったことは、これらの点に関連して、特にアフリカ諸国の中が国に対する名指しでの非難の矛先が近年になく鋭いことである。たとえば、シェラレオネが本会議の一般演説で、タンザニア、リンザニア、スー丹、ザンビア、バキスタン、ハンガリー、ギニアが第四委員会で、ソマリア、ザンビア、タンザニア、リベリア、ケニア、ウガンダ、トーゴ、エチオピア、ダオメー、ビルマ、ハンガリー、モンゴル、トリニダード・トバゴが特別政治委員会で、それぞれわが国を英、米、独となり、名指しで非難した。今回の総会における国際司法裁判所判事の選挙で、アフリカ・グループの友邦であるインドの候補さえも、アフリカ・グループの支持を得られず敗地にまみれた。かかるアフリカ諸国（わが国に対する悪い感情が、わが国とのアフリカ政策が停滞するようなことで、将来のわが国連外交推進のうえで重大な支障にならねばよいかと真剣に考えるを得ない）

以上、今次総会は現在その会期の三分の二を終えたところ

むすび

であり、したがつて、軍縮、憲章改正問題などの重要問題についてはまだ審議未了で、事態はきわめて流動的であるため、これらにふれることができないが、一般的にいって今総会の空気は昨総会に引き続いぜん緊張緩和の方向に動いていたということができると思う。そしてこの空気の基調となつたのは、何といっても軍縮問題をめぐつて、特に顯著な最近の米ソの戦争抑止、協調的ムードであった。しかし反面、中の冷い関係がいぜんとして審議のあちこちに顔をだしたことは否定できない。また中東問題については、今次会期中も会議場外で、四大国会議が開催されているが、解決の曙光は相変わらず程遠いようである。

他方一部諸国の中にはペトナム、南部アフリカ、中東、チエコなどの問題で、国連が期待したほどの成果をあげていないことに対するいざか理想に過ぎた不満があり、また米ソの協調の裏面では、米ソが国連を厄介視し、重要問題を両国直接の話合いで、他の諸国の利害を無視して解決しようとしているのではないかとの疑惑がくすぶり続けており、それらを背景として、国連のあり方に対する反省の要の空気が濃くなつてきているように感ぜられる。国連創設二十五周年にあたる

来総会では、おそらく国連のあり方の再検討の問題は、ソ連を先頭とする四大国（ソ連、中国、米国、英）の消極的態度にもかかわらず、今総会よりさらに浮き彫りされることが予想され、わが国としてもこれが対処策を前広に検討しておくことが肝要である。（三四・十一月記）本稿締切り以降、軍縮問題、憲章再審議問題など重要な問題についての決議が続々採択された。その主な結果のみを次に略記する。

軍縮関係では、C B 兵器について、催涙ガスなど広範なC B 兵器が、一九二五年のジュネーブ議定書など一般の国際法によってすでに禁止されていることを確認しようとするスウェーデンなどの決議案が、米国その他の強い反対にもかかわらず成立してしまった点、および米ソ共同提案の海底軍事利用禁止に関する条約案が、結局ジュネーブ軍縮委員会に再審議のため送り返されることとなつた点が特に注目される。

また、憲章再審議については、今総会中に特別委を設置しようというヨロビニアの当初の提案は葬られたが、実質問題審議に反対する米英仏など主要国（米英仏）の否定的態度にもかかわらず、本件を来総会の議題とすることが可決され、わが国としてもいちおう満足のゆく結果となつた。（四四・十一・十五）

外務省だより

□ 日米航空協定の附表の修正に関する書簡交換
わが国とアメリカ合衆国との間の航空業務は、一九五二年東京で署名された日米民間航空協定（最近の附表は一九六五年十二月二十八日に修正されました）により運営されてきましたが、昨年四月、アメリカ合衆国政府がいわゆる太平洋ケーブルの決定を行なったことにより、わが国航空企業の競争上の立場にいちじるしい影響を及ぼすことになりました。そこで、このような事態の変更に対処し、日本側、路線に修正を加えることを主目的として、昨年六月二十三日から七月九日までワシントンで九月十六日より十月二日まで東京において、空協定の附表を修正することにつき合意が成立し、これを確認するための愛知外務大臣とマイヤー駐日米大使との署名による書簡の交換が、十一月十二日東京で行なわれました。

今回の交換公文により、現行附表の日本側路線に「日本、からアラブ、カレッジを経てニューヨークへ」の路線、および日本国からサイパン島を経てグアム島への路線が追加されました。

なお、米側路線については、現行附表どおりです。
□ バキスタンに対する国内産米の貸付け
バキستان回教共和国は東バキスタンにおける洪水、病虫害などによる食糧の不足に対処するため、わが国が五〇万トンの国内米の供与を求めていましたが、緊急の食糧事情のひつ迫にかんがみ、緊急に一〇万トンの国内米の供与を求めてきました。我が国としても、現在の米の需給事情にかんがみ、人道上の見地および両国間の友好関係も配慮して、緊急要請分の一〇万トンについて韓国の場合と同様、現物を貸付ける方針により、これに応じる方向でございました。

五日、東京において、日本側食糧庁と在京バキستان回教共和国政府との詰合により、現行附表の日本側路線と在京

貸付けが行なわれることになりました。さ

らに同契約の成立とともに、両国政府が、それぞれの国内法令の範囲内で、この契約が成立したことを確認するために、内閣書類がつ適時の実施を確保するために必要な措置をとることを相互に約束することとしました。

五日、東京において、日本側食糧庁と在京

貸付けが行なわれることになりました。さ

らに同契約の成立とともに、両国政府が、

それがつあることにかんがみ、緊急の食糧事情のひつ迫にかんがみ、緊急に一〇万トンの国内米の供与を求めてきました。

我が国としても、現在の米の需給事情に

かんがみ、人道上の見地および両国間の友

好関係も配慮して、緊急要請分の一〇万トン

について韓国の場合と同様、現物を貸

付ける方針により、これに応じる方向でございました。

五日、東京において、日本側食糧庁と在京

貸付けが行なわれることになりました。さ

らに同契約の成立とともに、両国政府が、

それがつあることにかんがみ、緊急の食糧

事情のひつ迫にかんがみ、緊急に一〇万トンの国内米の供与を求めてきました。

我が国としても、現在の米の需給事情に

かんがみ、人道上の見地および両国間の友

好関係も配慮して、緊急要請分の一〇万トン

について韓国の場合と同様、現物を貸

付ける方針により、これに応じる方向でございました。

五日、東京において、日本側食糧庁と在京

貸付けが行なわれることになりました。さ

らに同契約の成立とともに、両国政府が、

それがつあることにかんがみ、緊急の食糧

事情のひつ迫にかんがみ、緊急に一〇万トンの国内米の供与を求めてきました。

我が国としても、現在の米の需給事情に

かんがみ、人道上の見地および両国間の友

好関係も配慮して、緊急要請分の一〇万トン

について韓国の場合と同様、現物を貸

付ける方針により、これに応じる方向でございました。

五日、東京において、日本側食糧庁と在京

貸付けが行なわれることになりました。さ

らに同契約の成立とともに、両国政府が、

それがつあることにかんがみ、緊急の食糧

事情のひつ迫にかんがみ、緊急に一〇万トンの国内米の供与を求めてきました。

我が国としても、現在の米の需給事情に

かんがみ、人道上の見地および両国間の友

好関係も配慮して、緊急要請分の一〇万トン

について韓国の場合と同様、現物を貸

付ける方針により、これに応じる方向でございました。

五日、東京において、日本側食糧庁と在京

貸付けが行なわれることになりました。さ

らに同契約の成立とともに、両国政府が、

それがつあることにかんがみ、緊急の食糧

事情のひつ迫にかんがみ、緊急に一〇万トンの国内米の供与を求めてきました。

我が国としても、現在の米の需給事情に

かんがみ、人道上の見地および両国間の友

好関係も配慮して、緊急要請分の一〇万トン

について韓国の場合と同様、現物を貸

付ける方針により、これに応じる方向でございました。

五日、東京において、日本側食糧庁と在京

貸付けが行なわれることになりました。さ

らに同契約の成立とともに、両国政府が、

それがつあることにかんがみ、緊急の食糧

事情のひつ迫にかんがみ、緊急に一〇万トンの国内米の供与を求めてきました。

我が国としても、現在の米の需給事情に

かんがみ、人道上の見地および両国間の友

好関係も配慮して、緊急要請分の一〇万トン

について韓国の場合と同様、現物を貸

付ける方針により、これに応じる方向でございました。

五日、東京において、日本側食糧庁と在京

貸付けが行なわれることになりました。さ

らに同契約の成立とともに、両国政府が、

それがつあることにかんがみ、緊急の食糧

事情のひつ迫にかんがみ、緊急に一〇万トンの国内米の供与を求めてきました。

我が国としても、現在の米の需給事情に

かんがみ、人道上の見地および両国間の友

好関係も配慮して、緊急要請分の一〇万トン

について韓国の場合と同様、現物を貸

付ける方針により、これに応じる方向でございました。

五日、東京において、日本側食糧庁と在京

貸付けが行なわれることになりました。さ

らに同契約の成立とともに、両国政府が、

それがつあることにかんがみ、緊急の食糧

事情のひつ迫にかんがみ、緊急に一〇万トンの国内米の供与を求めてきました。

我が国としても、現在の米の需給事情に

かんがみ、人道上の見地および両国間の友

好関係も配慮して、緊急要請分の一〇万トン

について韓国の場合と同様、現物を貸

付ける方針により、これに応じる方向でございました。

五日、東京において、日本側食糧庁と在京

貸付けが行なわれることになりました。さ

らに同契約の成立とともに、両国政府が、

それがつあることにかんがみ、緊急の食糧

事情のひつ迫にかんがみ、緊急に一〇万トンの国内米の供与を求めてきました。

我が国としても、現在の米の需給事情に

かんがみ、人道上の見地および両国間の友

好関係も配慮して、緊急要請分の一〇万トン

について韓国の場合と同様、現物を貸

付ける方針により、これに応じる方向でございました。

五日、東京において、日本側食糧庁と在京

貸付けが行なわれることになりました。さ

らに同契約の成立とともに、両国政府が、

それがつあることにかんがみ、緊急の食糧

事情のひつ迫にかんがみ、緊急に一〇万トンの国内米の供与を求めてきました。

我が国としても、現在の米の需給事情に

かんがみ、人道上の見地および両国間の友

好関係も配慮して、緊急要請分の一〇万トン

について韓国の場合と同様、現物を貸

付ける方針により、これに応じる方向でございました。

五日、東京において、日本側食糧庁と在京

貸付けが行なわれることになりました。さ

らに同契約の成立とともに、両国政府が、

それがつあることにかんがみ、緊急の食糧

事情のひつ迫にかんがみ、緊急に一〇万トンの国内米の供与を求めてきました。

我が国としても、現在の米の需給事情に

かんがみ、人道上の見地および両国間の友

好関係も配慮して、緊急要請分の一〇万トン

について韓国の場合と同様、現物を貸

付ける方針により、これに応じる方向でございました。

五日、東京において、日本側食糧庁と在京

貸付けが行なわれることになりました。さ

らに同契約の成立とともに、両国政府が、

それがつあることにかんがみ、緊急の食糧

事情のひつ迫にかんがみ、緊急に一〇万トンの国内米の供与を求めてきました。

我が国としても、現在の米の需給事情に

かんがみ、人道上の見地および両国間の友

好関係も配慮して、緊急要請分の一〇万トン

について韓国の場合と同様、現物を貸

付ける方針により、これに応じる方向でございました。

五日、東京において、日本側食糧庁と在京

貸付けが行なわれることになりました。さ

らに同契約の成立とともに、両国政府が、

それがつあることにかんがみ、緊急の食糧

事情のひつ迫にかんがみ、緊急に一〇万トンの国内米の供与を求めてきました。

我が国としても、現在の米の需給事情に

かんがみ、人道上の見地および両国間の友

好関係も配慮して、緊急要請分の一〇万トン

について韓国の場合と同様、現物を貸

付ける方針により、これに応じる方向でございました。

五日、東京において、日本側食糧庁と在京

貸付けが行なわれることになりました。さ

らに同契約の成立とともに、両国政府が、

それがつあることにかんがみ、緊急の食糧

事情のひつ迫にかんがみ、緊急に一〇万トンの国内米の供与を求めてきました。

みんなで考えよう 安保の問題 *

A5判 48頁
みんなで
考えよう
安保の問題
みんなで
考えよう
3の問題
評論家の小父さんを聞
んで太郎君と保子さん
が意見をたたかわす興
味つきない読みもの。
知らず知らずに問題の
本質が理解されます。
ご注文は何部でも結構です。
直接本社まで、電話または往
復はがきでお問合わせ下さい

発行・発売所 財團法人 世界の動き社

〒105 東京都港区西新橋1-6-14(デトロイトビル) 電話504-1655(代表) 振替 東京25740番

昭和四十三年一月十五日
第三種郵便物登録
毎月回日発行可

世界の動き社 第八号
発行所 財團法人 世界の動き社

電話東京二二六一六〇四
東京二二六一六〇四
五七四〇番六二五
発行人 成田勝四郎

定価 二〇円